

- *2 「財政史」第一卷「政府債務」、二一六ページ。
- *3 「財政史」第一七卷「資料(1)」、四九四―五二五ページ等を参照。
- *4 「通貨措置の諸問題(一)」「戦後財政史口述資料」第六分冊。河野通一銀行課長、西原直廉文書課事務官(いずれも当時)の回想。
- *5 「財政史」第二卷、八九ページ。
- *6 「財政史」第五卷「終戦処理費」の第一節「占領軍調達と軍票」参照。
- *7 「戦後財政史資料・関係者回想筆記(その二)・津島財政期」(戦後財政史口述資料)第一分冊。久保文蔵外資局長(当時)の回想。
- *8 「財政史」第七卷「租税(1)」、一〇九―一〇ページ。
- *9 「財政史」第二卷、八一ページ。
- *10 愛知揆一・河野通一「金融緊急措置の解説」(昭和二年)、六ページ。
- *11 「財政史」第二卷「復興金融金庫」、六二四ページ。
- *12 渋沢敬三氏金融史談(日本銀行調査局編「日本金融史資料」第二五卷、三二六ページ)。

I 戦後インフレ諸対策の立案

I-1 白耳義経済施策（昭和二〇年四月二三日総務局企画課）

白耳義経済施策 二〇、四、二三 総企

一、通貨整理
白耳義ノ経済施策ノ最モ著シキモノハ通貨整理デアル。

(一) 白耳義ノ通貨整理ハ前大戦各国ガ行ツタ如ク金量目ノ引下乃至貨幣単位ノ変更ニ依ル平価切下ゲト異リ極メテ強行的デアル。

白耳義政府ハ去ル十月七日次ノ如キ通貨整理措置ヲ講ジタ。

(1) 通貨

(イ) 一万フラン、一千フラン、五百フラン及百フランノ白銀行券ハ十月十三日以降流通力ヲ喪失ス。

(ロ) 右銀行券所持者ハ同銀行券ヲ期日マデニ銀行又ハ郵便局ニ差出シ新銀行券ト交換スベシ。

(ハ) 新銀行券ノ交付ノ限度ハ家族一人ニツキ二千フラントシ残額ハ凍結スルモ、内四割ハ暫定的ニ凍結シテ、国民経済ガ此等購買力ヲ吸収シ得ル事態トナリタルトキ漸次解除スルモノトシ他ノ六割ハ恒久的ニ凍結ス。

(ニ) 右凍結預金ニ対シ戦時不利益得トシテ高率ノ租税ヲ課ス。

(2) 銀行預金

(イ) 銀行預金ハスベテ一九四〇年五月九日現在ノ残高ノ一

割ヲ限り引出ヲ認め他ハ当分凍結ス。

(ロ) 但シ登録セラレタル会社及商店ニ対シテハ使用人給料支払ノ為、使用人一人ニツキ千フランノ割合ニテ新銀行券ヲ交付ス。

(ハ) 枢軸協同者ノ不利益得ニヨリ増加セル預金等ハ之ヲ凍結ス。

(ニ) 政府ハ引続キ右ノ措置ニ呼応シテ次ノ如キ措置ヲ講ジタ。

(イ) 公債、白耳義株式及外国株式ヲ所有スル者ハ凡テ十月末日迄ニ政府ニ申告スルヲ要ス。

(ロ) 右ノ証券中何ノ程度マデ引続キ所有權ヲ認めラルルヤ否ヤニツイテハ現在ノ所不明。

(ハ) 尚証券等ハソノ入手経路ニ関スル調査ヲ終ルマデ取引ハ禁止セラレル為ニ取引所ハ当分閉鎖セラレルニ至レリ。

(ニ) 為替管理ノ実施、英國類似ノ為替管理ヲ実施シ、新規取得為替ニ提供ノ義務ヲ課セリ。

(3) 反響

(イ) 通貨大混乱ニ陥リ旧紙幣ニ依ル物価ハ暴騰シ、フラン相場ハ一磅一七六フラン五〇ノ公定相場ニ対シ七〇〇フランヲ示シ居レリ。

(ロ) 当日フラツセルニ於テハ取引ハ事実上停止シ料理店ハ全休セリト報ゼラル。

(ハ) 国民ハ容易ニ通貨整理ニ応ゼズ、整理セラルベキ銀行券ハ約千億フラント推定セラレルニモ不拘十月下旬マデ

三新銀行券交換ノ為登錄セラレタル旧銀行券ハ七百六十億フランニ止レリ。(昭一九、一〇、二七)

(四) 成績

(1) ゲット蔵相ノ報告

(イ) 現在マテニ承認又ハ交換セラレタル金額總計九〇、〇〇〇百万フラン、一方流通力ヲ失ヘル紙幣ハ約一〇〇、〇〇〇百万フランナリ。

(ロ) 紙幣流通高ハ反極軸占領當時ノ一八三、〇〇〇百万フランヨリ現在六九、〇〇〇百万フランニ激減セリ。

(ハ) 物価ニ対スル政府ノ狙ヒハ一九三九年ヨリ四〇パーセント高ノトコロニ安定セシムルニアリ。

(ニ) 物価安定ノ基準ハ大体世界物価、特ニ英蘭ノ物価ニ関連シ決定セントスル。(但シ一般ノ観測ニ依レバ、ベルギーノ通貨整理ハ失敗ニ帰シ、食料品、配給停滞ニ因リ国民ノ不満甚シク、共產党ノ策動ト相俟ツテ政府ノ危機ハ継続シ居レリ。(一九、一〇、七)

(2) 十二月ニ於ケル成績左ノ如シ

一人二千フランノ新券交付額 一四、〇〇〇

勘定一件アタリ三千フランノ銀行

預金引出許可額 一三、〇〇〇

補助貨流通高 五、〇〇〇

銀行預金凍結額 三八、〇〇〇

特殊預金勘定ノ四〇パーセント 四五、〇〇〇

通貨流通高總計 一一五、〇〇〇

特殊預金勘定ノ六〇パーセント 六九、〇〇〇

以上合計 一八四、〇〇〇

ナホ右ハ一九四四年九月ノ通貨流通高ニ当ル

(一九、一二、五)

(ロ) 国民生活ニ及セル影響

(イ) 今回ノ通貨整理ニ因ルデフレ措置ハ過激ナリシ為限ラレタル物資ノ市場ヘノ流入ヲモ阻止シ国民生活ハ之ニ依リ一層加重トナツタ。

(ロ) 生活必需品特ニ食糧品ノ出廻リ中絶ハ従来配給以外ニ入手シテ生活シ居リタル労働者等ヲ飢餓ニ類セシメ居レリ。

(ハ) 政府ハ閣取引ニ慣レタル農民ガ公定価格ヲ以テ農産物ヲ手放スコトヲ拒否セル為農村ヘトラックヲ繰出シテ半強制的出荷ヲ行フト共ニ反極軸軍ヨリ三週間以内ニ四千トンノ食糧ヲ供給スル旨確約セリ(一九、一二、一二)

二、 其他対内施策

(一) 外国為替取組制限

(一九、一二、一六)

外国為替取組ハ爾後旅行者及軍関係者ニ限り之ヲ認メルコトナツタ。

(二) 在外資産ノ申告延期

(一九、一二、一六)

政府ハ技術的困難ヲ考慮シ金、外国為替及在外資産ノ申告期間ヲ十二月一日ヨリ一月三十一日ニ延期シタ。

(三) 市中金利ノ變更

(一九、一二、二九)

市中銀行ノ金利昂騰ニ鑑ミ蔵相ハ銀行トノ協議ヲ提言スルト共ニ割引率ヲ四パーセントニ決定セリ。

(一九、一〇、一二)

三、 対外施策

(一) 英白通貨協定

(イ) 協定ノ場所 ロンドン

(ロ) 期日 一九四四年一〇月五日

(ハ) 内容ノ概略

(1) 英白公定ノ為替相場一磅一七六、六二五白フラン

(2) 三ヶ年ニワタリ有効

(3) 英白両国間貿易ガ不均衡トナツタ場合、英蘭銀行ハ五百万磅ニ等シイ額マテノ白フランヲ、又白耳義国立銀行ハ五百万磅ニ現在ベルギー、ルクセンブルグ、白領コンゴノ住民ガ有スル英貨ヲ加ヘタ額マテ磅貨ヲ保存シ得ルコト

(4) コレラノ制限以上ノ相互間ノ負債ハ金ニ依リ決済サレル。

ナホ右協定ハ西欧諸国ノ磅貨ニ対スル信頼ヲ裏書きスルト共ニ、イギリスノ白耳義政府ニ対スル信頼ヲモ裏書きスルモノデアル。

(二) 新通貨金融協定

英紙サンデイトタイムスハ白蘭ルクセンブルグ三国ノ通貨

協定ニ関シ左ノ如ク報ジテイキル。

(イ) 右協定ハ為替決済ヲ主トシ三国ヲ打ツテ一丸トスル經濟ノ確立ヲ目的トス。

(ロ) 英国及ドゴール政権モ右協定ニ参加スル模様デアル。

(一九、一二、一一)

(三) 対瑞西經濟協定

(一九、一二、一一)

白耳義ハ価格一千六百万白フランノ食糧ノ引渡ヲ受ケルコトナツタ。

(四) 英白間為替取引再開

(一九、一二、一一)

二月三日ヨリ送金為替相場ガ始メテ一磅一七六ベルグ半乃至一七六ベルグ四分ノ三ト建ツタ。

注 野田卯一外資局次長ファイル所収。ガリ版刷。

出所 大蔵省資料Z五一―二六四。

I-2 最近ノ欧州及東亞ニ於ケル通貨金融措置(外資局特別情報「第六二号」)(昭和二〇年八月一四日外資局)

外資局特別情報(第六二号)

(昭和二〇年八月一四日)

外資局

最近ノ欧州及東亞ニ於ケル通貨金融措置

第一、 欧州

一、 米英ノ占領地ニ於ケル通貨金融措置

(一) 北阿

(A) トリポリ

(1) 通貨措置

(イ) 発行関係

占領地ニ於ケルリラ貨ノ流通ハ禁止セザルモ伊本国リ
ラ貨ト区別スル為メスタンプヲ押捺ス。

(ロ) 交換比率関係

英軍票対リラ交換比率ハ一磅 \equiv 四八〇リラト公定サル。
参戦前ノリラ相場ハ一磅六〇リラナリ。(以上同週一
八・二・六)

(B) 仏領北阿

(1) 通貨措置

(イ) 発行関係

占領当初英国ハ一磅以下一志ニ至ル小額紙幣ヲ発行
セシモ漸次軍票ヲ流通セシム。

(ロ) 交換比率関係

(a) 軍票対法交換比率ハ一弗 \equiv 七五法、一磅 \equiv 三〇〇
法ト公定サル参戦前ノ法相場ハ一弗 \equiv 四八・八法、
一磅 \equiv 一七六・六法ナリ。

(b) 右措置ヲ \square ル軍票対法ノ為替相場ノ紛糾ノ結果法
公定相場ハ其ノ後一磅 \equiv 二〇〇法一弗 \equiv 五〇法ニ改
訂セラレタリ。(同週一・二〇〇)

(ハ) 整理回収関係

(二) 伊太利

(A) 中南伊

(1) 通貨措置

(イ) 発行関係

(a) 反板軸軍ハ一九四三年七月シチリア上陸ニ当リ片
面ニ「連合軍票」反面ニ「四ツノ自由」ト印刷セ
ル紙幣ヲ発行セリ。

(註) 一、別電ニ依レバ中南伊流通軍票ニハ「伊
太利発行」ノ文字ガ印刷シアリ、米英兩國ハ軍
票ノ償還ノ責任ヲ伊太利政府ニ転嫁スル意図ト
観ラルト。(同電一九・一一・七)

(b) 右軍票ノ発行ニ当リ米政府ハ伊太利ノ為ニ設定
セル在米弗借款ノ取消ニ依リ自国軍隊ノ支払ヒタル
伊太利軍票ノ一部ヲ直ニ回収スル旨発表セリ。(同経
一九・一一・一六) ロンドン・タイムズ一〇・二三
所報)

(ロ) 交換比率関係

(a) 南伊ニ於ケル軍票対リラノ交換比率ハ一弗 \equiv 一〇
〇リラ、一磅 \equiv 四〇〇リラト公定サル。参戦前ノリ
ラ相場ハ一弗 \equiv 一九・〇〇リラ、一磅 \equiv 六五・三
ニリラナリ。(エコノミスト一九・二・五所報)

(ハ) 整理回収関係

(a) 南伊ニ於ケル軍票対リラノ交換比率ハ一弗 \equiv 一〇
〇リラ、一磅 \equiv 四〇〇リラト公定サル。参戦前ノリ
ラ相場ハ一弗 \equiv 一九・〇〇リラ、一磅 \equiv 六五・三
ニリラナリ。(エコノミスト一九・二・五所報)

(B) 北伊

(1) 通貨措置

(イ) 整理回収関係

(a) ファシスト政権発行ノ通貨量ヲ算定ス。

(b) 私人保有ノ銀行券全部ニスタンプヲ押シ各人ノ財
産状況判別ニ便ナラシム。

(c) 現ニ流通中ノ銀行券ハ仏軍票ニ依リ回収ス(同経
五・三)

(d) 右スタンプ捺印終了後通貨流通高ヲ三分ノ一二縮
少ス。此ノ結果伊太利外ニアル銀行券ハ自動的ニ除
外サル。

(e) 瑞西ニ逃避セルリラ資金ノ還流ヲ阻止ス。

(C) 伊太利全般

(1) 通貨措置

(イ) 発行関係

(a) 政府ハ米国紙幣ニ類似セル銀行紙幣発行ノ用意ア
ル旨ヲ発表セリ。右ハ価値ノ安定ヲ計ル為メ弗ニリン
クサルヲ予定ナリ。(正金電報四・二二)

(b) 新銀行券ハ千リラ五百リラ及五十リラニシテ既ニ
総計六億リラノ印刷ヲ了シタリ。(同経七・四)

(ロ) 整理回収関係

(a) 連合軍ガシチリア上陸以來発行セル弗及磅軍票ハ
七月末日以降之ヲ法定通貨ト認めザルコトトセリ。

(三) 希臘

(1) 通貨措置

(イ) 発行関係

(a) 一九四四年一月二三日ヨリ新ドラクマ貨ヲ発行
セリ。

(b) 新ドラクマニ対スル金及外国為替準備ハ四千八百
万磅ナリ。

(ロ) 交換比率関係

(a) 新ドラクマ貨ノ旧ドラクマトノ交換比率ハ一対五
〇〇億ナリ。

(b) 新ドラクマ貨ノ磅ニ対スル比率ハ六〇〇対一ニ安
定セシメ右ハ磅軍票ニモ適用ス。(以上同経日銀電報
一九・一一・二七、正金電報四・二五)

右公定相場へ更ニ一磅 \equiv 二〇〇ドラクマニ引下ラ
見タリ。(瑞財六・二七、同経六・八)

(c) 金磅ハ倫敦金塊相場ヨリスレバ二二〇〇ドラクマ
見当ナルトコロ今後二四〇〇ドラクマト決定セラレ
タリ。(以上同経日銀電報一九・一一・二七、正金電

報四・二五

(一) 整理回収関係

総額四百万磅ノ軍票ハ四月二十五日一五時末日間ニ一磅
六〇〇ドラクマノ換算率ニ依リ回収ス。(瑞西財情
四・二二)

(2) 金融措置

(イ) 金融機関関係

国立銀行及農業銀行ノ如キ大銀行ヲ国有化ス。(正金電
報一九・一一・一〇)

(ロ) 其ノ他

(a) 政府ハ金融機構ノ混乱状態ニ顧ミ国内各商社ニ対
シ希臘銀行ニ適當ナル担保ヲ供託スル場合ニ限リド
ラクマ貨ニ代ヘ金貸出ヲ許可スルコトセリ。(同経
一九・一一・四、正金電報一九・一一・一)

(b) 希臘銀行ハ新ドラクマ貨ノ価値維持ノ為金塊ノ一
般向放出ヲ決定セリ。(同経一九・一一・二八―エコ
ノミスト所報)

(c) 政府ハ国内約一千ノ最大資産家ニ対シ四回払ニテ
百五十万磅ノ特別課税ヲ実施セリト報ゼラル。(日銀
電報一九・一一・九)

(四) 仏蘭西

(A) 通貨措置

米英軍侵入当初

(イ) 発行関係

(a) 侵入法ヲ発行シ形式ハ裏面ニ「一九四四年仏蘭西
ニ於テ発行」ト記載シアルノミニシテ発行者ノ記載
ナシ。

(b) 種類ハ最低ニ法ヨリ最高五千法ノ八種類ニシテ、
印刷ハ米國印刷局ニシテ印刷ス。

(c) 印刷額面総額ハ八百億法ト称セラル。

(d) 通貨ノ発行権ハ臨時政府ニ移ス。

(e) 上陸以來米英軍ノ手ニ依リ発行セラレタル紙幣ハ
臨時政府之ヲ引受新紙幣発行ノ際ハ之トノ交換ヲ認
ム

(f) 但シ其ノ既発行額及今後仏蘭西軍ヲ除キ連合軍ノ
為ニ払出サルル額ハ米英政府ノ債務トシテ残り相互
援助協定ノ相互無償原則ノ適用ナキモノトス。

(ロ) 交換比率関係

交換比率ハ二月ノ英仏協定比率ヲ本國ニモ適用シ、一
弗〓五〇法、一磅〓二〇〇法ト定ム。

(B) ドゴール政権下

(イ) 発行関係

(a) 政府ハ現ニ流通中ノ各種銀行券ヲ法ニ交換セシム
ル方針ナリ。交換額ニハ何等ノ制限ヲ付セザル模様
ナリ。(同経五・二二)

(b) 右通貨ノ交換ハ大体六月中旬頃迄ニ終了スルモノ

ト観ラル。(同経五・三〇)

(ロ) 整理回収関係

(a) 新銀行券発行以前

(I) 政府ハ六千億法以上ト推定セラルル流通通貨中
少ク共千億法ヲ吸収セントスル目的ヲ以テ十一月
六日ヨリ三分利付国民公債ヲ発行セリ。

(II) 発行ニ際シ政府ハ公債発行ガ所期ノ成功ヲ取メ
ザル場合ニハ通貨退蔵者ニ対シ更ニ嚴重ナル措置
ニ出ツベキ用意アリト警告セリ。(以上同経一九・
一一・七七)

(b) 新銀行券発行以後

(I) 旧銀行券ハ七月一日以降法貨タルコトヲ停止ス。
但シ交通機関ノ切符、食料品及薬局ニ対スル支払
ニ付テハ七月九日迄其ノ使用ヲ認ム。

(II) 個人ノ銀行券保有額ハ身元証明書及食糧配給券
ヲ添ヘ即時之ヲ提出スルヲ要ス。

(III) 銀行口座保有者ハ別ニ一定限度額ノ小切手ヲ振
出スヲ得。

(IV) 預金者ノ住所氏名ハ之ヲ登録スルヲ要ス。

(V) 指定期間内ニ交換未了ノ銀行券ハ國家ノ所有ニ
歸ス。

(VI) 交換ハ仏蘭西銀行、財務事務所、郵便局、貯蓄
銀行、地方農業信用銀行、株式仲買店ニ於テ之ヲ

行フ。

(VII) 国外ニ於ケル交換ハ銀行券ガ敵國ニ依リ又ハ敵
國勘定ノ為ニ仏蘭西ヨリ輸出サレタルモノ又ハ敵
國人ノ所有ニ非ザルコトガ証明サレタル場合ニ限
リ之ヲ行フ。

(VIII) 外国ニ於ケル交換額ハ一千法ニ限リ仏蘭西領事
館ヲ通ジテ引換ヘ一千法ヲ超ユル額ハ仏蘭西系銀
行ニ預金スルヲ要ス。(瑞財六・二九)

(2) 金融措置

(A) 米英軍侵入当初

(イ) 金及証券関係

(a) 金ノ取引ヲ禁止シ一切ノ金ハ二ヶ月中ニ仏蘭西銀
行代理者ニ預託スベシ。

(b) 外貨表示ノ為替、小切手、信用状及商業手形ハ大
蔵省ニ預託スベシ。(英文二九・二〇・三三―エクス
チエンチ・テレグラフ一九・一〇・二二所報)

(ロ) 対外金融関係

独逸通貨ノ仏国内ヘノ持込並ニ他ノ仏領地域ヨリラ
イン河上流及下流、モーゼル向独逸通貨ノ送付ヲ禁
止ス。(正金電報一九・一〇・三二)

(B) ドゴール政権下

(イ) 其ノ他

戦時不当事利得没収令公布

ド・ゴール政権ハ今回ウイシー政府治下ニ於テ一九三九年九月—一九四四年二月末間ニ敵国トノ取引、關取引其ノ他不正取引ニ依リ取得セル利益ノ政府没収ヲ規定セル新立法ヲ公布セリ。

(a) 執行機關ハ大蔵省各部局ノ主腦者及政府解放委員會ノ三人ノ委員ニ依リ組織セラレタル特別ノ政府委員會ナリ。

(b) 適用範圍ハ現行村敵通商法ニ規定セラレタル利得者及實際ノ利得者並ニ幫助者ヲモ含ム。

(c) 委員會ハ広汎ナル事情調査ノ權限ヲ有シ關係當局ヨリ必要ナル情報ヲ受ク。

(d) 之ニ對シ被告ハ抗告權ヲ有ス。

(e) 利得没収ノ目的ノ為委員會ハ食料品及財産ニ對スル封印差押ヲ行フコトヲ得。

(f) 脱税ノ判明セル場合、租稅委員會ハ脱稅額ノ三倍迄ノ罰金ヲ課スルコトヲ得。

(g) 價格統制法、為替管理法、金取引取締法及割當制ニ違反スル一切ノ取引ニ對シ本法ハ適用セララル。(同經一九・一一・一九)

(五) 白耳義

(1) 通貨措置

(イ) 發行關係

(a) 白耳義亡命政権ハ侵入反樞軸軍ノ通貨需要ヲ賄フ。

リ海外及白国内ニ保有セララルル残余ノ百億法ニ關シテハ大蔵省當局ハ其ノ破棄ヲ宣告セリ。(同經一九・一二・二一)ターケンス・ニヘター一一・四所報)

(2) 金融措置

(イ) 金融機關關係

(a) 銀行預金ハ凡テ一九四〇年五月九日現在残高ノ一割ヲ限リ引出ヲ認メ他ハ当分凍結ス(政府ハ且下銀行ニ封鎖サレ居ル民間預金全部ノ長期債ヘノ強制的振替ヲ決定セリ—同經四・二五)。

(b) 但シ登録セラレタル会社及商店ニ對シテハ使用人給料支払ノ為使用人一人ニ付干法ノ割合ニテ新銀行券ヲ交付ス。

(c) 樞軸協同者ノ不当利得ニ依リ増加セル預金等ハ之ヲ没収ス。

(ロ) 証券關係

(a) 公債、白耳義株式及外国株式ヲ所有スル者ハ凡テ一九四四年一〇月末日迄ニ政府ニ申告スルヲ要ス。

(b) 右ノ証券中何ノ程度迄引続キ所有權ヲ認メラルルヤ否ヤニ付テハ現在ノ処不明ナリ。

(c) 尚証券類ハ其ノ入手経路ニ關スル調査ノ終ル迄取引ハ禁止セラレ、為ニ取引所ハ当分閉止セララルニ至レリ。

右閉止セラレタル取引所ハ六月四日ニ至リ再開セラ

(b) 白耳義通貨ノ新發行ハ在倫敦白耳義政権ニ依リ準備セラレ其ノ注文ニ基キ英國ニ於テ印刷セリ。

(ロ) 交換比率關係
(a) 交換比率ハ一磅—一七六法五ト公定セララル。(註) 一九四四年一〇月五日調印ノ英白金融協定相場ハ一磅—一七六法六二五ナリ。

(b) 右比率ハ戰時中ノ白領コンゴ法相場一磅—一七六法六ト殆ト變化ナク戰前(一九四〇年)一磅—二二三法(當時仏蘭西法ト白耳義法ハ此ノレートニテリ)ニシテ居レリ)ニ比シ三〇%ノ切下ナリ。

(ハ) 整理回収關係

(a) 一万法二千法五百法及百法ノ白耳義銀行券ハ一〇月三日以降流通力ヲ喪失ス。

(b) 右銀行券所持人ハ同銀行券ヲ期日迄ニ銀行又ハ郵便局ニ差出シ新銀行券ト交換スベシ。

(c) 新銀行券ノ交付限度ハ家族一人ニ付二千法トシ残余ハ差当り凍結スルモ、内四割ハ暫定的ニ凍結シ國民經濟ガ之等ノ購買力ヲ吸収シ得ル状態トナリタルトキニ漸次解放スルモノトシ、他ノ六割ハ恒久的ニ凍結ス。

(d) 右凍結預金ニ對シ戰時不当利得トシテ高率ノ租稅ヲ課ス。

(e) 総額一千億法ノ旧銀行券中九百億法ハ申告済トナ

レタリ。併シ公社債ノ売却ハ保有額ノ半分ヲ認メラレ残余ノ半分ハ引続キ封鎖セララル。但シ一九四〇年五月以前ニ於テ保有セル事實立証シ得タル場合ハ全額ヲ自由ニ売却シ得。(同經六・一六)

(イ) 対外金融關係

英國類似ノ為替管理ヲ實施シ新規取得為替ニ提供義務ヲ課セリ。

(六) 和蘭

(1) 通貨措置

(イ) 發行關係

(a) 反樞軸軍ニ依リ使用セララルル盾紙幣ハ和蘭亡命政権ノ責任ニ於テ發行セラレ其ノ注文ニ基キ加奈陀ニ於テ印刷セリ。

(b) 發行総額英貨五千万磅相当額(五億三千四百五十五万盾)ニシテ従来流通中ノ旧貨幣ト區別セズ流通セシメタリ。

(c) 五〇〇—一〇〇〇盾紙幣ハ取引ノ決済ニ使用スルコトヲ禁止セラレタルモ高額券ト小額券トノ間ニ取扱上差別ナシ。右措置ハ巨額ノ現金手持主及銀行預金引出主ヲ調査セントスル意図ナリト認メラル。

(ロ) 交換比率關係

(a) 右通貨ノ交換比率ハ英蘭兩國政府間ニ於テ一磅—一〇盾六九一ト取極メラル。

(b) 右取極比率ハ取極前ノ比率一磅〓七盾六〇二ニ比シ二九%、戦前比率〓八盾七〇二比シ一九%ノ引下ナリ。

(c) 取極交換比率ハ暫定的ナルモノナリ。

(d) 尚新通貨ハソ連貨留ト等価ナリ。

(ハ) 整理回収関係

(a) 百盾銀行券ハ七月九日以降之ガ流通ヲ停止セララル。右銀行券ノ保有者ハ七月一七日迄ニ各銀行ニ之ヲ引渡スヲ要ス

(c) 引渡サレタル銀行券ハ封鎖勘定ニ預託セラレ債務支払又ハ納税ニノミ使用ヲ許サル。

(d) 右措置ハ閣取引ニ依リ不当ナル利益ヲ収メタル者ニシテ将来小額銀行券ニモ及ボサルモノト観ラル。(以上同経七・二八)

(2) 金融措置

(イ) 金融機関関係

和蘭銀行ハ取付対策トシテ左ノ如キ措置ヲ講ゼリ。

(a) 貸金支払又ハ之ニ類似セル目的ニ非ザレバ預金引出ヲ禁止ス。

(b) 個人的目的ノ為ノ預金引出ハ一〇〇盾以下ニ制限ス。

(c) 右銀行モラトリアムハ一九四五年六月ニ至リ撤廃ノ決定ヲ見タリ。(同経六・二九)

(ヒ) ルクセンブルグ

(1) 通貨措置

(イ) 発行関係

(a) 独逸占領下ニ於ケルルクセンブルグ法、白耳義法及信用金庫券ガ法定支払力ヲ有シタルモ、独逸ハ一九四一年二月五日以降同国ニ馬克貨ヲ導入シ右三貨幣ノ法定支払手段トシテノ性質ヲ喪失セシメタリ。

(b) 反枢軸占領下ニ於テ反枢軸軍ハ白耳義法及仏蘭西法ヲ支払手段トシテ使用セリ。

(ロ) 交換比率関係

(a) 旧ルクセンブルグ法及旧白耳義法ノ交換比率

一、旧ルクセンブルグ法〓二五ルクセンブルグ法

一、旧白耳義法 〓一ルクセンブルグ法

(b) 馬克ノ交換比率 〓一馬克〓一〇ルクセンブルグ法

〓百馬克超過分 〓〓五ルクセンブルグ法

(ハ) 整理回収関係

(a) 一九四四年一〇月一八日―一〇月二三日間ニ於テ馬克貨百法以上ノ旧白耳義法貨及五法以上ノ旧ルク

センブルグ法貨ヲ前記交換比率ニヨリ新ルクセンブルグ法ト強制交換セリ。

(b) 新旧ルクセンブルグ法ノ交換限度ハ家族一人当ニ〇〇〇法ナリ。

交換シ得ザル残余額ハ之ヲ封鎖スルモ右ハ一時的措置ニシテ漸次解放スル方針ナリ。

(2) 金融措置

(イ) 金融機関関係

(a) 一九四一年二月五日以前ニ存在セル旧ルクセンブルグ法及白耳義法表示ノ預金等帳簿上請求権ハ現金交換比率ヲ使用シ之ガ書換ヲ為ス。

(b) 一九四一年二月五日以後ノ馬克表示ノ帳簿上請求権ニ付テモ一馬克〓五ルクセンブルグ法ノ交換比率ヲ以テ書換ヲ為ス。

(ハ) 独逸

(1) 通貨措置

(イ) 発行関係

(a) 独逸ニ侵入セル際ノ軍票関係措置ハ伊太利ニ於テ実施セル点ニ即シ行ハルベシ。

(b) 英軍ニ対シテハ磅軍票、米軍ニ対シテハ黄色ノ判ヲ押セル弗紙幣ヲ支給ス。必要アルトキハ米國ニ於テ印刷セル法紙幣ヲ使用ス。

(c) ライヒス馬克ト軍票ハ共ニ法貨ナルモ磅ト弗ハ然

ラズ。(正金電報四・一八)

(ロ) 交換比率関係

(a) 軍票交換相場ハ一弗〓一〇馬克、一磅〓四〇馬クナリ。尚米國印刷ノ法紙幣ハ一〇法〓一馬克ト予定セラレタリ。

(b) 仏蘭西政府ノ決定セル馬克ト法ノ交換比率ハ左ノ如シ。

(I) アルサス・ローレーヌ地方ニ於テハ一馬克〓一五法ト決定セリ。

(註) 一九四〇年独逸側ノ決定セル換算率ハ一馬克〓二〇法ナリ。(同経五・七)

(II) 右以外ノ軍占領地域ニ於テハ一馬克〓五法ト決定セラル。(同経五・九)

(III) 右ノ如クアルサス・ローレーヌ地方ニ於ケル馬克相場ヲ割高ニ決定セルハ特ニ同地方ニ於ケル俸給、地代、家賃等ノ全般のナル減価ヲ避ケンガ為ト解セラル。(同経五・七)

(2) 金融措置

(イ) 米英軍ノ金融統制

(a) 軍事上ノ必要ヲ第一トシ次ニ秩序ヲ維持スル目的ヲ以テ金融ノ統制ヲ行フ。其ノ措置左ノ如シ。

(I) 馬克表示ノ軍票ヲ法定通貨ト指定セルモ旧馬克貨ト取扱上差別セズ。

- (III) 軍政当局ハ資産ノ封鎖権限及外国為替取引ノ禁止権限ヲ有ス。
- (IV) 各州市町村等ノ団体、ナチス党機関及黨員ニ属スル資産ヲ凍結ス。

- (IV) 外国証券
- (V) 金銀貨、金銀及白金塊
- 以上ノ没収ハ十五日以内ニ行ハル。

- (b) 金融機関関係
 - 反枢軸軍占領後閉店セラレ居リタルライヒスバンクハ既ニ再開セル模様ナリ。(同経五・二二六)

- (VI) 丁抹
 - (1) 通貨措置
 - (a) 新銀行券ガ発行セラレレ之ガ交換ハ八月五日乃至二日ノ一週間内ニ全面的ニ行ハルモノト観ラル。
 - (b) 政府ハ戦時中ニ於ケル取得隠匿資産ヲ摘発スル為現ニ流通中ノ銀行券全部ヲ接收スル意図ヲ有シ時日ノ予告ナク抜打的ニ之ヲ断行スル予定ト言ハル。(瑞財第二二二号、同経五・二二)

- (c) 対外金融関係
 - (a) 外貨取引ハ一切禁止セララル。尚前独逸政府ノ許可シタル外貨取引ハ凡テ之ヲ無効トス。
 - 其ノ他
 - (I) 資産及債務ニ関シテハ報告義務ヲ課セララル。
 - (II) 報告義務ハ国籍ノ如何ニ依ラズ居住地ニ依リテ定メラル。
 - (III) 在外人ニ対スル債権債務ハ満期ニ達セザルモノト謂モ凡テ之ヲ為スヲ要ス。
 - (IV) 独逸内ニ居住スル自然人若クハ法人ハ三十日以内ニ報告ヲ為スヲ要ス。
 - (V) 報告ハライヒスバンク事務所及連合国軍政政府ノ指定機関ニ対シ書面ヲ以テ之ヲ為ス。
 - (VI) 左ニ該当スル資産ハ没収セララル。
 - (I) 独逸法定通貨以外ノ通貨
 - (II) 独逸以外ノ地ニ居住スル者ノ振出ニ係ル手形、

- (II) 在在外人ニ対スル債権債務ハ満期ニ達セザルモノト謂モ凡テ之ヲ為スヲ要ス。
- (III) 独逸内ニ居住スル自然人若クハ法人ハ三十日以内ニ報告ヲ為スヲ要ス。
- (IV) 報告ハライヒスバンク事務所及連合国軍政政府ノ指定機関ニ対シ書面ヲ以テ之ヲ為ス。
- (V) 左ニ該当スル資産ハ没収セララル。
- (I) 独逸法定通貨以外ノ通貨
- (II) 独逸以外ノ地ニ居住スル者ノ振出ニ係ル手形、

(H) 諾威

- (1) 通貨措置
 - (i) 交換比率関係

- (a) 諾威銀行ハオスロー外国為替市場ノ再開ニ当リ一九三九年九月以降実施セラレ居リタル公定為替相場ヲ左ノ如ク改訂セリ(単位クローネ)

| | 新換算率 | 旧換算率 |
|--------------------|-------|-------|
| (I) 対英(一磅) | 二〇・〇〇 | 一七・七五 |
| (II) 対米(一弗) | 四・九六 | 四・〇〇 |
| (III) 対瑞典(二〇〇クローネ) | | |

- (2) 金融措置
 - (i) 金融機関関係
 - 独逸ノ諾威占領以來倫敦ニ於テ營業ヲ続行シ居リタル諾威銀行本店ハ七月本国ニ帰還セリ。(同経七・三二)
 - 対外金融関係
 - 諾威ノ金融機関ニ存スル独逸商社及個人ノ資金ハ凡テ之ヲ凍結ス。但シ銀行側ノ同意アル場合ニハ処分シ得(同経六・一一)

- (ii) 交換比率関係
 - (a) 留一ルプリン・ズロツチイ
 - (b) 一クラカウズロツチイ一ルプリン・ズロツチイ
 - (c) 二馬克一ルプリン・ズロツチイ

- (ii) 尚右新交換比率ハ今後ニ於ケル経済状況見透ガ明白トナルト共ニ更ニ変更ヲ見ル予定ナリ。(以上同経五・二六)

- (iii) 農業及之ニ関連セル商業ノ為ニ六一九ヶ月期限ノ手形貸付ヲ為シ得ル権限ヲ付与セララル。

- (iii) 金融準備
 - 国家歳入
 - 国有財産
 - 金及外国為替

- (iv) 整理回収関係
 - (I) 馬克貨ノ回収(同経四・二及四・五)
 - (II) ルプリン政權ハ一九四五年二月初住民所有ノ馬克貨ヲ凡テ各県ノ財政部又ハ指定銀行支店出張所ニ引渡スベキ旨ノ命令ヲ発セリ。
 - (III) 本命令ニ依リ馬克貨ハ左ノ条件ニ依リ回収セラレタリ。

(一) ノ連占領地域ニ於ケル通貨金融措置

波蘭

- (1) 通貨措置
 - (i) 発行関係
 - (a) ルプリン政權ハ新発券銀行ヲ設立シ新貨幣ルブリンズロツチイヲ発行セリ。
 - (b) 発券銀行ノ設立内容左ノ如シ。

- (ii) 整理回収関係
 - (I) 馬克貨ノ回収(同経四・二及四・五)
 - (II) ルプリン政權ハ一九四五年二月初住民所有ノ馬克貨ヲ凡テ各県ノ財政部又ハ指定銀行支店出張所ニ引渡スベキ旨ノ命令ヲ発セリ。
 - (III) 本命令ニ依リ馬克貨ハ左ノ条件ニ依リ回収セラレタリ。

- (II) 所在地
 - (I) 所在地
 - ワルソー
 - 資本金
 - 二億五千万ズロツチイ

- (ii) 整理回収関係
 - (I) 馬克貨ノ回収(同経四・二及四・五)
 - (II) ルプリン政權ハ一九四五年二月初住民所有ノ馬克貨ヲ凡テ各県ノ財政部又ハ指定銀行支店出張所ニ引渡スベキ旨ノ命令ヲ発セリ。
 - (III) 本命令ニ依リ馬克貨ハ左ノ条件ニ依リ回収セラレタリ。

| 引渡期間 | 自二月一〇日至二月二八日 |
|--------|--------------------|
| 交換比率 | 二馬克一ルプリン・ズロツチイ |
| 現金交付限度 | 一人当リ二百五十ルプリン・ズロツチイ |

ロツチイ

右限度ヲ超ユル金額ハ五百馬克毎ニ二百五十ル
プリン・ズロツチイノ預金領収書ヲ交付ス。
但シ右預金勘定ヲ所有シ得ルモノハ波蘭及反枢
軸各人ニシテ十八才以上ノモノニ限ル。
ルプリン政權ハ右回収措置ニ要シタル金額ヲ独
逸ニ対シ賠償要求スル等ナリ。

(b) クラカウ・ズロツチイノ処置(同経四・五)

(I) 波蘭独逸総督領貨タルクラカウ・ズロツチイハ
銀行、貯蓄機關其ノ他金融機關ニ於テ新ルプリ
ン・ズロツチイトパーニテ交換ヲ実施中ナリ。

(II) クラカウ・ズロツチイ建預金ハ封鎖セラレタル
ガ預金者ヲ七階級ニ分類シ毎月定メラレタル限度
内ノ預金引出ヲ認め居レリ。

個 人 五百クラカウズロツチイ
中小商工業者 二千クラカウズロツチイ

(二) 羅馬尼

(1) 通貨措置

(イ) 発行關係

ソ連ノ羅馬尼ニ於ケル使用通貨ハ留及ソ連レイノ二種
ナリ。

(ロ) 交換比率關係

羅馬尼レイトノ回収交換率左ノ如シ

一 留一〇〇レイ

一ソ連レイ一 五レイ

(二) 勃牙利

(1) 通貨措置

(イ) 交換比率關係

国立銀行ハ一九四四年九月三日對ソ為替換算率ヲ左
ノ如ク決定セリ。

一留一五レヴァ

(註) 一九四三年五月一五日ソ連国立銀行発表ノ

公定換算率ハ一〇〇レヴァ一五・一八留即チ一

留一九・二八レヴァ強ナリ。

(四) チエツコ

(1) 通貨措置

(イ) 発行關係

(a) チエツコ政府ハチエツコ解放地域ニ於テ赤軍ノ支
払ニ使用スベキチエツコ紙幣ヲソ連ニ注文シモスク
ワニテ印刷ス。

(b) チエツコ政府ノ通貨發行權ハ確認セラレ。

(ロ) 交換比率關係

換算率決定ハ最モ困難ナル問題トセラル。蓋シ現在チ
エツコ国内ニハチエツコ・クローネ、スロヴァキア・
クローネ、ライヒス馬克、ハンガリー・ペンゴノ四種
ノ通貨流通シ且留目体ノ価値判定困難ナレバナリ。(以

上英文一九・六・二八)

(一) 整理回収關係

(a) 政府ハ国内ニ流通中ノライヒス馬克ハ六月一七
日迄ニ郵便局ヲ通ジ凡テ之ヲ回収シ爾後法定通貨ト
シテ認めザルコトトセリ。

(b) 尚右回収後独逸ヨリ帰國ノチエツコ人ニ對シテハ
ライヒス馬克ノ額ヲ申告セシメ補償金ヲ与フ。(同経
六・一九)

(五) ユーゴースラビヤ

(1) 通貨措置

(イ) 発行關係

チト一政府ハ新チナール通貨ヲ發行セル。

(ロ) 交換比率關係

新通貨ノ旧流通通貨トノ交換比率左ノ如シ。
(a) ネデイツチ政權發行一セルビヤ・チナール一五新
チナール
(b) バエリツナ政權發行一リリクローアチア・クナー一
二・五新チナール
(c) 一〇〇勃牙利レワ一〇新チナール
(d) 一〇〇伊太利リラ一三〇新チナール
(e) 一〇〇洪牙利ペンコ一〇〇新チナール

(ハ) 整理回収關係

新旧通貨ノ交換期間ハ四月二〇日ヨリ四月二〇日迄ト

(二) 金融措置

(イ) 金融機關關係

一九四一年四月五日以降ニ發生セル帳簿上ノ請求權ハ
之ヲ前記率ヲ以テ新チナール建ニ書換フルモノトス。

(六) 洪牙利

(1) 通貨措置

(イ) 発行關係

(a) 政府ハ一、〇〇〇ペンコ額面ノ紙幣ヲ新タニ發行
セリ。

(b) 尚ソ連軍ハヴエレッシユ・ハドテシトト称セラレ
青白色紙幣ヲ發行セリ。

(ロ) 交換比率關係

(a) 政府發行ノ新紙幣ハ五%ノ割引ヲ以テ旧紙幣ト交
換ス。
(b) ソ連軍發行ノ紙幣ハ自由市場ニ於テ旧同國紙幣ト
二〇%ノ割引ヲ以テ交換シツツアリ。

(七) 埃太利

(1) 通貨措置

(イ) 発行關係

(a) 連合軍方同国内ニ於テ流通セシメツツアル軍票ハ
埃太利志ナリ。

(b) 尚ライヒス馬克ハ依然同国内ニ於テ法貨トシテ流

通す。
(c) 交換比率関係
右軍票ノ換算比率ハ左ノ如シ。

- (a) 一馬克—一埃太利志
- (b) 一〇仙(米) 〃
- (c) 一〇リラ(伊) 〃
- (d) 六片(英) 〃

(2) 金融措置

(イ) 金融機関関係

(a) レンナー政府ハ最近埃太利国立銀行ヲ復活セシメ埃太利ニ在ル独逸ライヒスバンクノ資産全部ヲ之ニ引継ガシム。

(b) 尚政府及民間貸付ノ全部ヲ監督スル為借用統制委員会設置セラル。

(ハ) 芬蘭

(1) 通貨措置

(イ) 交換比率関係

(a) 芬蘭馬克ノ対瑞典為替相場ハ一クローネ—一七芬蘭馬克ヨリ二〇芬蘭馬克ニ切下ノ決定ヲ見タリ。尚磅領域ニリンクスル他ノ凡テノ通貨ニ対シテモ同様切下ヲ見ル予定ナリ。(瑞財第二六〇号、同経六・一)

(b) 芬蘭銀行発表ニ依レバ対米、英、加新為替相場左

ノ如シ。(同経六・四)

(I) 対英—磅—三四三・〇〇芬蘭馬克

(II) 対米—弗—八六・三芬蘭馬克

(III) 対加奈陀—弗—七八・一五芬蘭馬克

三、瑞西

(一) 金融措置

(イ) 対外金融関係

(イ) 瑞西貿易清算事務局ヲ通シ行ハレタル独逸ニ対スル支払契約遂行ノ継続ハ現在不可能ナルモ今後ハ瑞西国管銀行ガ此種支払ヲ受付ケ西国間ノ金融関係ガ明白トナル迄一応同電ノ暫定勘定ニ払込マシムルコトニ為ス予定ナリ。(同経六・二)

(ロ) 在瑞西独逸資産ニ対スル報告義務制ヲ設ケ独逸在住及瑞西在留独逸人ノ資産及支払ニ付全般的ナ封鎖ヲ行フコトトセリ。即チ独逸人若クハ独逸人法人ノ財産管理者ハ之ヲ瑞西清算所ニ報告スル義務ヲ有ス。(同経六・一五)

四、瑞典

(一) 金融措置

(イ) 対外金融関係

(イ) 在瑞典ノ独逸受取勘定ハ凡テ之ヲ封鎖ス。
(ロ) 従来対独支払ハ自由通貨ヲ以テ之ヲ居リタルガ爾今西国間ノ為替決済ニ依ルコトトナレリ。

(イ) 国内対独債権者ノ受取利子ノ支払ノ為総額三千二百萬クローネヲ独逸受取勘定ヨリ差引ク予定ナリ。

第二、東亞

(1) 総説(南発報告昭二〇・六・一六、敵情五・一〇、瑞財五・一一等)

(イ) 米軍ハ太平洋諸島回復当初ハ布哇弗紙幣ヲ使用セルモ其ノ後反枢軸軍ハ比島及緬甸ニ於テハ夫々独自ノ紙幣ヲ使用セル他、偽造南発券ヲモ使用シ居レリ。又蘭領ニユ—ギニア其ノ他蘭印諸島ニ於テハ和蘭軍票ヲ使用セリ。沖繩ニ於テハ初メテ円表示軍票ノ使用ヲ見タリ。

(註) 布哇弗

(a) 米軍当局ハ一九四二年七月布哇ガ我軍ノ進撃ノ危険ニ曝サレタリト観ルヤ同地ノ経済的防禦手段トシテ布哇弗ヲ採用セリ。

(b) 右ハ同地ニ流通セル本来ノ米弗紙幣ニ大文字ニテ「布哇」ト印刷セルモノニシテ正規弗通貨ハ凡テ布哇弗ト交換セラレタリ。

(c) 八月十五日以後ハ知事ノ特別ノ許可ヲ得ザレバ旧券ヲ所持シ得ザルコトトセリ。

(d) 新券ニ関シテハ布哇ヨリノ輸出及米本土ニ於ケル流通ヲ禁止セリ。

(e) 右ハ米弗紙幣ノ我軍ノ手中ニ落ツルヲ極端ニ恐

レタルモノト観ラル。

(イ) 太平洋作戦ニ於ケル成功ノ結果布哇弗ヲ徐々ニ回収シ正規ノ通貨ヲ以テ之ニ代ラシムル方策ガ採用セラレタリ。

(ロ) 敵側ノ報道(フアイナンシャル・ニュース紙)ニ依レバ比島及緬甸方面ノ反枢軸軍ハ日本軍ノ発行セル通貨ノ合法制ヲ認めザル方針ノ如シ。

(ハ) 右方針ハ左ノ二点ヲ主眼トスルモノナリト称シ居レリ。
(a) 侵入地域ノインフレーションヲ防止スルコト
(b) 住民ノ対日信頼観ヲ減殺スルコト

(ニ) 米英側ハ右流通禁止ニ因ル経済困難ハ日常品ノ配給ニ依リ緩和シ、又日系通貨ヲ所持セル住民ノ蒙ル損害ハ日本ヨリノ賠償金ノ一部ヲ以テ補償スルト宣伝シ居レリ。

(2) 太平洋諸島

(イ) 米軍ガ太平洋ニ於テ若干ノ失地ヲ回復スルヤ右布哇弗紙幣ヲ軍用通貨トシテ採用シ我軍票トノ交換比率ヲ一九軍票円—一布哇弗ト決定セリ。(一説ニ二八二十円—一弗)

(ロ) 右交換比率ハ他ノ日本軍占領地域ニ適用セントスルモノニ非ズト称シ居レリ。(伯林財務官電報一九五二・二六)

(ハ) 各個人ノ弗貨ヘノ交換ハ一千円ニ限定セラレタリ。
(ニ) 物価、貨銀等モ弗及仙ヲ以テ表示セラレ其ノ安定方図ヲレタリ。(敵特二七)

(3) 沖繩(敵情五・七敵特二七)

- (イ) 米國陸海軍ハ沖繩本島ニ於テ始メテ円表示軍票ヲ使用セリ。
- (ロ) 財務、陸軍、海軍三省ノ發表ニ依レバ十錢、五十錢、一円、五円、十円、二十円及百円ノ七種ヨリ成リ表面ニ英語及日本語ニテ軍票ト印刷サレ居レリ。
- (ハ) 右軍票ハ現行通貨ニ代位スルモノニ非ズ補助貨幣ナル旨言明セリ。
- (ニ) 日本銀行券ハ軍票ト共ニ法貨トシテ扱ハレ從ツテ其ノ交換ハ自由ナリ。
- (ホ) 円弗間ノ換算ハ公定比率ニ非ザルモ軍ノ支払用トシテハ便宜上十円對一弗ノ比率ヲ使用シ居レリ。
- (ヘ) 右換算率ハ太平洋諸島ノ場合ニ比シ倍加セラレタルガ米海軍スポークスマンハ新比率ハ現在微弱ヲ存在スル國際的円弗關係ニ近キモノナリト主張シ居レリ。
- (ハ) 而ルニ開戦前ニ於テサヘ日本貿易業者ハ十円對一弗四十仙ノ相場ニテ米弗買入ヲ希望シ居リ其ノ後日本ノインフレーションハ極メテ急速ニ進行セル故該比率ハ結局ノ処満足スベキモノト思ハレズ。

(4) 比律賓

(A) 通貨措置

- (イ) 比律賓共和政府ハマツカーサー進政部隊ノ使用ノ爲ニ新ペソ通貨ヲ發行セルガ駐在弁務官カルロス・ビロー・ロムロ陸軍代將ハ右通貨ヲ「戦捷通貨」ト名付ケ

タリ。

- (ロ) 金本位制ヲ背景トシ居ル右通貨ノ価値ハ戦前ト同様米貨五十仙ニ固定セラレタリ。(英文一九・一〇・二三)
- (ハ) 桑港造幣局長官ハガタイハ桑港ニ於テ比律賓通貨ヲ鑄造中ナルト共ニ既ニ鑄造セル一センチボ銅貨及五十センチボ銀貨五千万ペソヲ比律賓解放地域ニ發送セリト發表セリ。(英文一九・一一・二五)

(ニ) 尚レイテ島及ミンタナオ島侵略ニ際シテハ敵ハ偽造南券券ヲ使用セリ。(南券報告二〇・六・一六)

(ホ) 米軍当局ハ日本側比紙幣ノ無効ヲ宣言セルモノ予テ預託セラレタル紙幣ノ取扱方ニ関シテハ未ダ何等ノ決定ヲ見ズ。(英文五・二二)

(註) 比紙幣ノ預託(英文三・一九)

(ア) 日本軍ノ比島進撃ニ際シ米軍当局ハ民衆ノ所有スル弗及比通貨ヲ受取証引換ニ米軍当局ニ委託スル様報告セリ。

(ハ) スクシテ受取レル通貨ニ関スル記録ハ現在華府ニアリ。

(ニ) 比島防衛ノ絶望化ト共ニ此等通貨ハ焼却セラレタリ。

(B) 金融措置(英文五・二二、瑞財五・二三及七・三)

(イ) 香港上海銀行、チャータード銀行及紐育ナシヨナル・シチー銀行ハ支店開設ノ爲同地ニ代表ヲ派遣シ居

レリ。

(ロ) 地元側ノ銀行及保險施設ノ復興ハ長期ヲ要スル見込ナル爲暫定的措置トシテ比島大蔵省ニ銀行局ヲ設置セラレチエーズナシヨナル銀行ヨリ融資ヲ受ケ預金ノ受

入、貸付、爲替其ノ他ノ業務ヲ行フ筈ナリ。

(ハ) 尚正常ナル銀行施設ガ復興セル曉ハ銀行局ノ資産及債務ハ其等ニ移管セラルル予定ナリ。

(5) 緬甸

(イ) 東南亞細亞最高司令部ハ五月二日布告ヲ以テ法貨ヲ五留比、十留比及百留比紙幣ニ限定セリ。右紙幣ハ印度準備銀行ノ發行セルモノナリ。尚日本軍侵入以前ニ流通セル貨幣モ法貨ト認メラルル筈ナリ。

(ロ) 右紙幣ハ英國ニ於テ印刷セラレ且「緬甸軍政部、緬甸ニ於ケル唯一ノ法貨」ナル文字ヲ記載セル印度紙幣ニシテ右紙幣ハ緬甸政府ガ復掃シ且緬甸自身ノ紙幣ヲ發行シ得ルニ至ル迄法貨トシテ通用ス。

(ハ) 此等ノ通貨ノ受領ヲ拒ミ又ハ其ノ額面以上ヲ要求スル者ハ処罰セラル。

(ニ) 緬甸ニ於ケル多量ノ通貨需要ニ応ズル爲印度ニ貯蔵サレアル多数ノ小額貨幣ヲ緬甸ニ於テ使用スルコトトシ且緬甸ノ民衆ニ對シ其ノ退蔵セル貨幣ヲ可及的速カニ一般ニ流通セシムル爲提出スル様要請セリ。(短波五・二三)

(ホ) 右ノ他偽造南券券(十留比及一留比券)ヲモ使用シ居

レリ。(南券報告二〇・六・一六)

(ハ) 高額紙幣ニ對シテハ制限ヲ實施セリ。

(ア) 従来流通セル千留比及一万留比紙幣ハ今後法貨トシテ取扱ハザル旨布告シ右紙幣所持者ハ之ヲ至急当局ニ提出スルト共ニ其ノ入手事情ノ説明ヲ要スルコトトセリ。

(ロ) 右入手ニ関スル説明妥當ナル場合ハ直チニ法貨ヲ以テ所有者ニ對シ支払ヲ爲ス。(短中波五・三三)

(ハ) 南券券ノ流通ハ禁止セズ、南券券ト法貨トノ交換比率ハ一対四乃至五ナルモ等価ヲ認メアル地域モアリ、南券券ノ禁止セル例モ見ラル。(南券報告二〇・六・一六、正金報告四・五)

(註) 別電ニ依レバ反枢軸側ハ日本占領軍当局ノ發行セル紙幣ノ合法制ヲ認メザル政策ヲ採用シ居レリ。(敵情五・一〇一フアイナシヤル・ニエーズ所報)

(ハ) 官撫用物資ヲ持込ミ極端ナル低物価政策ヲ實施シ居ル模様ナリ。

例 ロンジ (一枚) 一留比

塩 (一ビス) 一留比八安

(註) (一) 昭和十五年十二月 一、〇〇〇ビス 一三

七・八留比

昭和十七年下公定

一ビス

四〇錢

- (一) ビスハ三・六五封度ナリ。(正金電報四・五)
- (二) 蘭領諸地域
- (三) 蘭領ニューギニア其ノ他蘭印諸島ニ於テハ和蘭盾表示軍票ヲ使用シ居レリ。(敵情五・一〇)

第三、米國ノ作戰地域ニ於ケル通貨制度ノ發展過程

(外資特情第二十二号同経四・一七・タイムズ三・一七所報ノ財務省発表)

(一) 参戦前(第一段階)

- (1) 枢軸國方西歐及其ノ他ノ諸國ヲ占領セルトキ入手セラル米國通貨ノ使用防止ヲ目的トセリ。
- (2) 右ノ為米國ヘノ弗輸入ハ夫ガ「掠奪弗」ニ非ザルコトヲ証明シ得ザル限り不許可トセリ。
- (三) 北阿侵攻開始前即米軍ノ英國、豪州等ニ於ケル前進基地進駐當時(第二段階)
 - (1) 米國將兵ニ対スル支払ハ現地通貨ヲ以テシ且將兵ガ現金払ヲ必要トスル部分ノミニ止メタリ。
 - (2) 給料中現地ニ於テ使用セラレザリシ部分ハ軍ノ施設ヲ通ジ弗送金ニ依リ米國ノ銀行ニ預金セラレタリ。
 - (四) 北阿及シリアノ作戰
 - (1) 最初數週間ハ「黄印」弗ヲ使用セリ。
 - (2) 此等ノ弗ハ占領軍隊ガ法貨ト宣言スル反枢軸軍用

- (2) 西歐侵攻作戰
 - (イ) 反枢軸軍ハノルマンチー上陸ニ際シ仏蘭西解放委員會ト打合セノ上米國ニ於テ印刷セル「侵入法」ヲ携行セリ。
- (四) 侵入通貨ノ供給ト其ノ処理
 - (1) 此等諸通貨ハ何レモ同一ノ取極ニ依リ侵入軍ノ予想必要額ヲアイゼンハウアーニ前渡セラレタリ
 - (2) 此等各通貨ハ当該地ニ於ケル米國軍ニ其ノ必要トスル支払手段ヲ供給スル目的ヲ果セルモノニシテ米國政府ハ其ノ償還ノ義務ヲ負ハズ。
 - (3) 但シ米國政府ハ米軍ガ純粹ニ軍隊ノ給料トシテ支払ヒタルモノ及其ノ逆貸与ニ依ラザル嚴密ナル軍用目的ノ為ニ支払ヒタルモノニ対シテハ対価トシテ弗ヲ支払フコトヲ約セリ。
 - (4) 軍費以外ノ通常ノ民需所要ノ為ニ行ハレタル前貸金ハ当該關係政府ノ勸定ニ依テ処理セラル。

注 津島舟一大藏大臣ヲアイル所収。タイプ打ち。同じ文書ガ昭和二〇年九月一〇日付で再版されている(現物は見当たらず。ガリ版刷と推定)。「外資局特別情報」内容概況 昭和二〇年八月以降(昭和二十一年一月二五日外資局、大藏省資料乙五二一五〇四)

出所 大藏省資料乙五二一六二一五。

I-3 インフレーションノ理論(外資局特別情報)第六三号(外資局)(目次のみ採録)

外資局特別情報(第六十三号)

インフレーションノ理論

昭和二十年十月二十日
外資局

目次

- 第一、インフレーションノ概念……………一頁
- 一、インフレーションノ定義……………一
- 二、インフレーション問題ノ要点……………三
- 第二、有効需要ノ増加ヲ決定スル要因……………六
- 一、有効需要ノ増加……………六
- 二、投資ノ増加……………八
- 三、貯蓄ノ減少(貯蓄率ノ減少―投資乗数ノ増大)……………九
- 四、有効需要ノ増加ヲ決定スル要因……………一
- 第三、有効需要ノ安定……………三
- 一、有効需要ノ変化ト価格変化トノ關係……………三
- 二、投機性ト通貨回轉速度……………九
- 三、物価ノ通貨弾力性……………一〇
- 第四、危険ナルインフレーション……………一三

- 一、有効需要安定性ノ喪失……………二三
- 二、危険ナルインフレーションノ徴候……………二六
- 三、インフレーションノ安定要因……………三二

注 ガリ版刷。資料I-2の注参照。採録したものは、昭和二〇年一〇月二〇日付で再版されたもので、初版は昭和二〇年八月一四日または一五日に作成されたものと推定されるが現物は見当たらない。このため標題には日付を付さない。

出所 大藏省資料乙五二一五〇四。

I-4 第一次大戦後ニ於ケル独逸通貨金融事情ノ経過及対策(外資局特別情報)第六四号(昭和二〇年八月五日外資局)

外資局特別情報(第六十四号)

(昭和二十年八月十五日)
外資局

- 一、独逸インフレーションノ経過
- (一) 戦時中ノ諸情勢
 - 戦時中独逸ハ經濟封鎖ヲ受ケ且財政乃至金融方式ニ付インフレーションノ基礎条件ヲ包蔵シ居リタルモ国内ガ政治的ニ安定シ居リ且價格統制、為替統制等ノ諸施策ガ実施セラレタル為戦争終了當時ニ在リテハ戦前ニ比シ物価及為替相

場ノ変動ハ通貨流通高ノ夫ニ比シ比較的輕微ニ止レリ。

| | | |
|--------|-------------|---------------|
| 通貨流通高 | 100 (一九三三年) | 四二二 (一九二八年二月) |
| 卸売物価 | 100 | 三三三 |
| 対米為替相場 | 100 | 一七六 |

(1) 財政概況

(1) 歳出及歳入 (普通歳計)

(單位百万馬克)

| 年 度 | 歳出総額 | 租税及營業收入 | 臨時賦課歳入 | 歳入総額 | 過不足額 |
|--------|-------|---------|--------|-------|------|
| 一九四一年度 | 一、六五三 | 一、七三三 | 六七 | 二、五〇七 | 三九 |
| 一九五一年度 | 一、七五 | 一、四七 | 三三 | 二、五三 | 三 |
| 一九六一年度 | 二、九三 | 一、六四 | 六五 | 二、〇三九 | 一、〇四 |
| 一九七一年度 | 四、七二五 | 二、九七七 | 四、八五 | 七、八三〇 | 八九二 |
| 一九八一年度 | 一 | 三、二五 | 七五 | 三、八三 | 一 |

(2) 軍事費 (特別歳計)

(單位百万馬克)

| | |
|---------------------|---------|
| 戦時一年目 (一九四〇、一九四五、七) | 二〇、〇〇〇 |
| 戦時二年目 (一九四五、八一九六、七) | 二四、〇〇〇 |
| 戦時三年目 (一九六、八一九七、七) | 二四、〇〇〇 |
| 戦時四年目 (一九七、八一九八、七) | 二六、〇〇〇 |
| 戦時五年目 (一九八、八一九九、三) | 二二、〇〇〇 |
| 合 計 | 一四七、〇〇〇 |

(3) 財政ノ特徴

- (A) 戦費ハ殆ンド全部ガ短期債ニ依リ賄ハレタルコト
- (B) 連邦制度ニ依リ国家財政運用ノ自由ガ拘束セラレタルコト、即チ直接税ハ連邦國ノ權限下ニ置カレタル為歳入増加ニ当リテハ主トシテ間接税ノ増徴乃至間接税ノ新税制定ニ依リタルコト

(4) 戦時金融方式

- (1) 一九一四年八月四日附法律ニ依リ金兌換ガ停止セラルト共ニ大蔵省發行ノ短期証券ハ帝國銀行ニ於テ割引セラレ之ヲ帝國銀行券ノ準備トシテ商業証券ト同様ニ取扱フコトガ許可セラレタリ。
- (2) 従ツテ右ノ短期債ハ長期債ニ依リ完全ニ乗替ヘラルルヲ要シ前後九回ニ亘リ五%軍事公債其ノ他ノ長期債ノ売出ガ行ハレタルモ一九一八年一月七日現在ニ於テ乗替残リノ短期債ハ四百八十五億馬克ニ達セリ。
- (3) 長期債応募額 (單位百万馬克)

| | |
|-------------|-------|
| 第一回 (一九四〇) | 四、四九 |
| 第二回 (一九四五) | 六、〇二 |
| 第三回 (一九六) | 一、二六 |
| 第四回 (一九六、三) | 一〇、七六 |
| 第五回 (一九六、六) | 一〇、六六 |
| 第六回 (一九七、三) | 一三、五七 |

(二) 戦後ニ於ケルインフレーションノ展開

(1) 初期インフレーション (一九一八年)

戦争終了直後ニ在リテハ乗替残リノ短期債ガ紙幣ノ形ヲ取りテ流通界ニ止リタル為物価ノ昂騰及為替ノ下落ヲ惹起シタルモ未ダ本格的ナルインフレーションノ展開ヲ見ズ。

| | | |
|------------|-------|--------|
| 通貨流通高 | 一九三三年 | 一九二八年末 |
| 卸売物価 | 100 | 五四五 |
| 対米為替相場 | 100 | 二四五 |
| 後期インフレーション | 100 | 一六 |

(3) 価格統制及為替統制

(1) 價格統制

戦争勃発ト同時ニ食糧品部門等ニ於テ最高價格制ヲ実施セリ。

- (2) 為替統制
- A 為替管理
 - B 資本逃避ノ防止乃至禁止
 - C 外国有価証券ノ取締

(4) 戦後ニ於ケルインフレーションノ展開

戦争終了直後ニ在リテハ乗替残リノ短期債ガ紙幣ノ形ヲ取りテ流通界ニ止リタル為物価ノ昂騰及為替ノ下落ヲ惹起シタルモ未ダ本格的ナルインフレーションノ展開ヲ見ズ。

| | | |
|------------|-------|--------|
| 通貨流通高 | 一九三三年 | 一九二八年末 |
| 卸売物価 | 100 | 五四五 |
| 対米為替相場 | 100 | 二四五 |
| 後期インフレーション | 100 | 一六 |

(1) 後期インフレーションノ展開

- (A) 戦敗内乱期 (一九一九年—一九二〇年六月)
- 戦争終了後独帝ノ退位、共產党ノ全面的蜂起等ノ政治的社会的擾乱ガ相次ギテ勃発セル為之ヲ反影シテ物価ハ激騰シ対米為替相場ハ暴落セリ。

| | | | |
|--------|-------|---------|---------|
| 通貨流通高 | 一九三三年 | 一九二九年六月 | 一九二〇年六月 |
| 卸売物価 | 100 | 七四 | 八七 |
| 対米為替相場 | 100 | 三〇六 | 三三三 |
| | | 三六 | 二二 |
| | | 九三 | |

- (註) 重要事件年表 (其ノ一)
- 一九一八年一月 休戦条約締結、独帝退位
 - 同 二月 スパルタカスノ内乱
 - 一九一九年 一月 スパルカス党首領ルーブク

(B) 賠償問題期 (一九二〇年七月—一九三二年二月)

- 一九一九年 二月 エーベルト大統領就任
- 一九一九年 六月 ベルサイユ条約調印
- 一九二〇年 三月 カップノ乱勃発
- 一九二〇年後半以降賠償金ノ決定如何ヲ繞リ種々憶測ヲ生ミ馬克ノ不安ヲ惹起シ居リタル処翌一九二一年五月ニ至リ賠償額ガ二千二百六十億馬克ト決定セラレタル為之ニ対スルモトラリアムノ要求等ニ関連シ馬克ハ急落ヲ告グルニ至レリ。

一九二一年末 一九二二年末 一九二三年末
 通貨流通高 100 1,155 2,026 3,136
 卸売物価 100 1,140 1,947 2,975
 対米為替相場 100 1,576 4,752 10,700
 (註) 重要事件年表(其ノ二)
 一九二二年 一月 巴里ノ連合国会議ニ於テ独
 逸賠償額二千二百六十億金
 馬克ニ決定

卸売物価 100 374,000 4,100,000,000
 通貨流通高 100 78,500 705,000,000
 対米為替 100 46,100 2,017,000,000
 (註) 重要事件年表(其ノ三)
 一九二三年一月 巴里會議決裂 仏軍ルール地
 方侵入
 独逸消極的抵抗開始
 同 九月 独逸消極的抵抗廢止
 同 一〇月 独逸レンテンバンク設立

(2) 後期インフレーション時代ニ於ケル財政金融
 (A) 歳出及歳入 (單位 百万馬克)

| 年 度 | 歳出総額 | 歳入総額 | 過不足額 |
|--------|---------|--------|-------------|
| 一九二〇年度 | 3,779 | 4,150 | (-) 371 |
| 一九二一年度 | 26,297 | 18,355 | (-) 7,942 |
| 一九二二年度 | 150,168 | 10,133 | (-) 140,035 |
| 一九二三年度 | (不) | (明) | |

(B) 右不足額ニ付テ大蔵省ノ短期証券及割引手形ヲ發行シ之ヲライヒス・バンクニ引受ケシムル方法ヲ続行セルモ一九二二年以降ハスル方式ヲ取ラズ印刷セル紙幣ヲ流通界ニ投ゼリ。
 (三) 戦後インフレーションノ清算
 インフレーションガ一九二三年ニ至リ破局的段階ニ到達ス

(C) ルール侵入期以降(一九二三年一月一〇月)
 一九二三年一月三日 英、仏、伊、白間ニ於テ開催セラレタル巴里賠償會議ノ決裂ヲ見、仏蘭西ガ白耳義ト協同シテルール地方ニ侵入スルヤ馬克ノ信用ハ完全ニ失墜シ物価ハ暴騰セリ。
 一九二三年 一九二三年一月 同年一〇月

ルヤ之ヲ回避スル為、為替相場ヲ換算基礎トスル金馬克ノ採用、各種緊急貨幣ノ発行等ガ行ハルト共ニ「ロツゲン馬克」案等ノ各種貨幣改革案ヲ生ジタル処、同年十月独逸レンテン・バンクノ設立、越エテ一九二四年三月金割引銀行ノ設立及同十月新通貨幣法ノ実施ヲ見ルニ至リ貨幣ノ価値ハ安定セリ。

(イ) 独逸レンテン・バンク設立
 (1) レンテン・バンクノ機構

(A) 設立
 一九二三年一〇月一三日付ノ授權法ニ基キ同月一五日付「独逸レンテン・バンク設立ニ関スル命令」ニ依リ設立セラル。

(B) 目的
 (a) 通貨ノ安定
 (b) 財政ノ整理(大蔵省発行短期証券ノ整理)
 (c) 性格、資本金出資

同行ハ農業及商工業ノ共同出資ニ係ル資本金三十二億「レンテン馬克」ノ私的企業ニシテ其ノ出資ハ農業者及商工業者之ヲ折半ス。但シ出資債券ノ単位ハ「金馬克」ニ依ル。

(D) 業務
 (a) 同行ハ出資者ヨリ提供セラレタル土地債務(農業者)及金債務証書(商工業者)ヲ基礎トシタ「レ

ンテン」債券ヲ発行ス。
 (b) 同行ハ右債券ヲ發行準備トシテ「レンテン」銀行券ヲ発行ス。但シ八億ハ基金準備金トシテ之ヲ留保ス。
 (c) 同行ハ右ノ如クシテ發行シタル二十四億「レンテン馬克」ノレンテン銀行券ヲ以テ政府及民間「ライヒス・バンク及四私立發券銀行」ニ対シ貸付ヲ行フ。

(2) 「レンテン馬克」制度ノ特徴
 (A) 価値最強固ト考ヘラレタル不動産ヲ基礎トセルコト
 (B) 価値ヲ「金」ヲ以テ表示セルコト
 (C) 銀行券ノ發行ヲ制限セルコト

(3) 「レンテン馬克」トノ換算率
 交換比率ハ法律上ハ制定セラレザリシモ、實際上「レンテン」馬克ハ一兆紙馬克ト交換セラレタリ。

(4) 「レンテン馬克」制度ノ限界
 (A) 基礎ヲ不動産ニ置キ「金」トハ何等實質上ノ関連ヲ有シ居ラザリシヲ以テ対外価値安定ノ保障ナカリシコト
 (B) 政府財政ノ再建ニ主眼ヲ置キ一般流通部面ニ於テハ紙馬克等ノ併發ヲ容認セルコト

(D) 独逸金割引銀行ノ設立

レンテンバンクが対外信用關係ニ於テハ無能ナリシ爲シヤハトノ主張ニ基キ一九二四年三月一九日英蘭銀行ヨリ五百萬磅ノクレジットヲ受ケ設立セラレタリ。尚同行ハ紙幣ノ發行權ヲ付与セラレ居リタルモ實際ニハ發行セズ。

(イ) 新貨幣法ノ実施

(1) 新貨幣法ノ制定
真ノ通貨安定即チ完全ナル金本位制ヘノ復帰ハドーズ案ノ成立ニ依リ促進セラレ一九二四年一月二一日ノ新貨幣法制定ヲ俟ツテ実施セラレタリ。

(2) 新貨幣法ノ内容

- (A) ライヒス・バンクハ爾後五十年間銀行券發行ノ独占權ヲ賦与セラレ。
- (B) 通貨統一ノ爲レンテン馬克紙幣ノ發行ヲ停止シ之ヲ等価ニテ回収シ馬克ハ強制的ニ一兆馬克ニ付一ライヒスマ克ノ割合ニテ交換シ之ヲ回収ス。
- (C) 四私立發券銀行ハ總額一億九千四百萬ライヒスマ克ノ發行券ヲ認メラル。
- (D) ライヒスマ克發行ニ當リテハ少ク共四割ノ金及外國爲替(四分ノ三八金タルベキコト)ノ準備ヲ要ス。
- (E) ライヒスマ克ハ金貨及金地金ニ対シ兌換セラル。

二、 独逸インフレーションノ原因

(一) 基本的原因

(イ) 基本的原因ニ関スル対策
根本対策ハ租税ノ増徴及新設並ニ長期公債ノ公募ニ因ル購買力ノ吸収ナルモ其ノ不十分ナリシコトハ既ニ挙ゲタリ。依テ以下大戰後ニ於ケル施策ヲ主トシ実施ノ年月順ニ列挙スレバ左ノ如シ。

- (イ) 割増金付貯蓄債券ノ發行
 - (ロ) 租税ノ新設及増徴
 - (ハ) 中央集權的財政組織ノ建設
 - (ニ) 強制公債ノ發行
 - (ホ) ライヒスマ克ノ公定歩合ノ引上
 - (ヘ) 租税徴取ニ於ケル金計算ノ採用
 - (ト) ライヒスマ克ノ貸出回収ニ於ケル金計算ノ採用
 - (チ) 確定価公債ノ發行
- 右各種ノ対策ハ何レモインフレ防止上ニ或程度ノ効果ヲ有スルモノナレドモ、既ニ増発セラレタル通貨ノ回収ヲ主タル目標トスル欠点アリ。
- (ウ) 独逸レンテン銀行ノ設立トレンテン銀行券ノ發行
 - (リ) 銀行券發行ノ基礎ヲ有シ其ノ發行額ヲ嚴重ニ制限セルコトハインフレノ基本的原因タル通貨ノ増発ヲ阻止シ所謂「レンテンマルクノ奇蹟」ヲ實現セシメタリ。
 - (ヌ) 独逸金割引銀行設立 通貨、物価、爲替ノ悪循環ハ戦後ニ於ケル独逸インフレノ場合ニ重ニ作用セリ。即チ
 - (1) 爲替下落ハ輸入品ノ物価騰貴ヲ通シ間接ニ公私ノ支

戦時中ニ於ケル戦費調達ノ方法、戦後ニ於ケル賠償金ノ支払等ニ因ル財政ノ不均衡ヲ中心トセル通貨ノ増発ニ在リ。其ノ根源ハ一九七五年ノ独逸銀行法ニ存スト觀ラル。

(イ) 財政政策ノ誤謬 大戰中独逸政府ハ激増セル歳出ニ対シ租税ノ増徴ヲ怠リ専ラ短期大藏省証券ノライヒスマ克割引ノ方法ニ依リ戦費ヲ賄ヒ直接のナ購買力ノ吸収ヲ行ハザリシコト

(二) 累積的原因

(イ) 金融政策ノ誤謬 右ノ政策ハ短期大藏省証券トハ別箇ニ長期ノ戦時公債公募ニ依リ改メテ通貨吸収ヲ企図スルガ如キ二重ノ手続ヲ必要トシ間接的ナ購買力ノ吸収モ不十分且迂遠ナリシコト

三、 独逸インフレーションノ対策

(一) 附加的原因

賠償問題ノ未解決ト紛糾ガ心理的ニ民衆ノ通貨ニ対スル信認ヲ喪失セシメタリ。

出増加ヲ齊シ通貨ノ増発ヲ招来セリ。

- (2) 同時ニ賠償金支拂ノ爲独逸政府ハ市場ニ於テ之シキ外國爲替ヲ買漁リ直接ニ爲替下落ヲ惹起セリ。
- (3) 独逸金割引銀行ハ五百萬磅ノクレジットト及其ノ割引セル手形ニ対スル英蘭銀行ノ一千万磅ヲ限度トスル再割引保証ハ外貨ヲ以テ國際金融ヲ円滑ナラシメ爲替ノ安定ニ資セル所大ナリ。
- (ウ) 通貨管理官ノ設置 一九三一年一月二日独逸政府ハレンテン銀行券ノ發行ヲ中核トスル通貨安定工作ノ責任者トシテ大藏大臣ノ外ニ特ニシヤハトヲ通貨管理官ニ任命シ通貨ニ関スル一切ノ權限ヲ授与シ彼ハ之ヲ最大限ニ活用シテ通貨安定工作ノ円滑ナル進行ヲ促進シ得タリ。
- (ヲ) ライヒスマ克ノ新規貸出中止
- (1) レンテン銀行券ハ対外關係ニ於テ無価値ナリシトライヒスマ克ノ貸出ガ嚴格タリ得ザリシ爲一九二四年ニ入ルヤ独逸ノ爲替ハ再び下落ヲ示セリ。從ツテ一九二四年四月五日金割引銀行ノ準備ナルヤライヒスマ克ハ其ノ創立日タル四月七日以後ノ新規割引ヲ一切禁止セリ。但シ既存貸出ノ弁済セラルル限度内ニ於テハ手形割引ヲ認ム。
- (2) 之ニ依テ從來通貨価値ノ維持ヨリモ政治的經濟的利害ヲ重視セルライヒスマ克ノ態度ハ一変セラレる通貨価値ニ対スル信認ハ確固トナレリ。

- (3) 尚新規貸出中止ニ依リ運転資金ニ窮セラル各企業ハ其ノ保有セル商品又ハ外国為替ノ市場提供ヲ余儀ナクセラレ、物価ハ低落シ為替ハ順調トナリ輸出ハ振興セラレタリ。
- (7) ライヒス・バンクノ改組(ドウズ案ノ成立其ノ一)以上各種ノ通貨金融対策ハインフレノ基本原因タル財政需要ニ関与スル所ナシ。即チ一九二一年五月ノ賠償金総額一千三百二十億金馬克差当リ年支払額三十億金馬克ト云フ決定トール占領ノ制裁ヲ付セラレタル所謂「倫敦最後通牒」ノ軽減ナクシテハ如何ナル通貨安定策モ其ノ効果ハ一時的ノモノニ過ギズ。一九二三年一月三〇日ニ成立セルドウズ案ハ之ヲ解決セルモノナリ。即チ通貨価値ノ安定ト財政ノ均衡トヲ不可分一体ト認メ通貨価値安定策トシテライヒスバンクノ改組ヲ提議スルト共ニ賠償金ノ年支払額ヲ著シク軽減セリ。

- (1) ライヒスバンクヲ国及政府ヨリ完全ニ独立セシム。
- (2) ライヒスバンク理事會ノ構成ヲ自治的トシ独逸人及外國人七名ヨリ成ル監事會ヲ設置シ、銀行ノ組織及賠償權國ノ利害關係事項ハ總テ其ノ議決ヲ要スルコトトセリ。
- (3) 業務上國家ニ対スル信用供与ヲ其ノ直接タルト間接タルトヲ問ハズ嚴重ニ制限セリ。
- (4) 銀行券ノ金準備及金兌換ノ制度ヲ原則上復活セリ。

國為替ヲライヒスバンクヘ強制讓渡セシムル措置ヲ採レリ。

- (3) 一九一九年七月為替管理ニ関スル諸法令ハ廃止セラレ為替取引ハ原則トシテ自由トナリ独逸ノインフレヲ助長セリ。
- (4) 一九二二年二月外國為替管理ニ関スル法令ハ制定セラレタルモ時既ニ遅ク為替不調ノ趨勢ハ之ヲ如何トモナス能ハザルニ至レリ。
- (2) 併シテ一方ニ於テ通貨ヲ増発シツツ他方限リアル外國為替ヲ通貨価値維持ノ為ニ売却スルガ如キ措置ハ永続スベカラズ。
- (1) 倫敦最後通牒ハ賠償金支払ノ為政府ノ龐大ナル為替需要ヲ惹起セシメ為替ヲ悪化セシメタリ。
- (2) ドウズ案ハ賠償金ハ可及的ニ多額ヲ支払ハシムルモ実物又ハ外貨ニ依ル支払ハ為替安定ヲ障礙セザル限度ニ於テノミ履行スベキ原則ヲ確定セリ。
- (3) ステアドウズ案ハ独逸政府ノ賠償金支払義務ハ金馬克ヲ以テライヒスバンクニ払込マレタル時ヲ以テ終了ス

- (5) 五十年ノ特許期間ヲ限り銀行券発行ノ独占ヲ賦与シ國及政府ノ紙幣発行ヲ嚴禁セリ。
- (6) 銀行券ノ原價ヲ馬克ヨリライヒス馬克トシ、一兆馬克ヲライヒス馬克トセリ。
- (7) 財政ノ均衡(ドウズ案ノ成立其ノ一)トウズ案ハ子算ノ均衡ヲ通貨安定ノ前提条件ナリトシ賠償金支払ニ一定ノ猶予ヲ与ヘタリ。
- (2) ドウズ案ハ国内資源ニ依ラザル方法トシテ外債八億金馬克ノ募集ヲ斡旋セリ。
- (3) 右ニ依リ独逸政府ハ税制ノ整備、外債ノ募集ヲ行フト共ニ賠償債務ノ軽減其ノ他一般行政費ノ節減ニ依リ一九二四年始メテ大戰勃発以來ノ財政赤字ヲ殆ンド消滅シ通貨安定ノ基礎ヲ確立セリ。
- (2) 累積の原因ニ関スル対策 通貨、物価、為替ノ悪循環ハ為替關係ニ於テ阻止スルコトヲ得ベシ。其ノ方策ハ為替管理ト為替操作ナリ。
- (4) 為替管理
- (1) 一九一六年一月外國為替取引ライヒスバンク其ノ他ノ金融機關ニ集中シ、為替取引ニ際シライヒスバンクニ其ノ内容及目的ニ付解答又ハ説明ヲナス義務ヲ負ハシメ、又外國為替相場ハライヒスバンクノ同意ヲ以テ確定セラルルコトトナレリ。
- (2) 右法令ハ一九一七年二月強化セラレ同年八月ニハ外

ルコトトセリ。(所謂引渡保設ノ規定ナリ)。

- (3) 附加的原因ニ関スル対策
 - (1) 倫敦最後通牒ノ不安ハドウズ案ニヨリ確定サレ且可能トナリタル心理的影響
 - (2) レンテン銀行券發行高ニ制限ヲ設置セル事実ヨリ生ズル心理的影響
 - (1) 独逸金割引銀行ノ設立ニ依ル通貨ノ対外的価値ノ安定ニ基ク心理的影響等之ナリ。
- 注 津島寿一大蔵大臣ヲアイル所収。タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五三一―一六一―二五。
- I-5 ギュンター・カイザーノ戦後經濟指導ノ諸問題(外資局特別情報)第六五号(昭和二〇年八月一七日外資局)
- 外資局特別情報(第六五号) 昭和二十年八月十七日 (外資局)

一、問題ノ所在

- (1) 戦後悪化セル生産下累積セル購買力ノ対立ノ調整
- 戦後ノ國民經濟ニ於テハ極度ニ低下悪化セル物的及人的諸条件ヲ以テ生産ヲ開始セザルヲ得ズ。而モ其ノ反面戦時中ニ累積セル膨大ナル購買力ガ之ニ対立ス。従ツテ此ノ対立

不一致ヲ解決スルコトガ凡テノ政策ノ前提トナリ、戦後財政経済政策ノ中心の課題ヲナス

(一) 戦後完全雇傭ノ確保

戦後ニ於ケル経済秩序ノ目標ハ恐慌ナキ経済、失業ナキ経済、完全雇傭ノ国民経済ヲ実現スルニ在リ。従ツテ如何ナル経済体制ヲ完全雇傭ヲ確保シ得ルヤガ次ノ問題ナリ。

二、物資ト購買力ノ不一致ヲ調整解決スル方策

(一) 国家統制統行ノ必要性

第一次欧州大戦後ノ経験ニ依リ、物資量及貨幣量間ノ不一致ハ之ヲ意識的計画的ニ解決セザルヲ得ザルベシ。

(1) 第一次大戦後ニ於テハ原則トシテ各国共戦時中ノ国家統制ヲ廢シテ速ニ自由経済ニ復帰セントスル態度ヲ採リ、物資量及貨幣量間ノ不一致状態ヲ意識的計画的ニ克服セントシタル形跡ナシ。

(2) 其ノ結果ハ破局的インフレーションヲ俟ツテ甫メテ此ノ不一致ヲ解決セザルヲ得ザルニ至レリ。

(二) 右ノ意識的計画的解決策ハ資金面及物資面ヨリ之ヲ見ルコトヲ得ベシ。

三、資金面ヨリ親タル意識的計画的解決策

之ハ次ノ二大別スルコトヲ得ル。

(1) 戦時中ニ累積シタル過剩購買力ガ戦後ニ発動スルコトヲ阻止セントスル消極的方策

(2) 戦時中ノ過剩購買力ニ対シ戦後生産物ノ可及的多クノ

(一) 部分ヲ割カントスル積極的方策
消極的方策

之ハ次ノ三三分ツコトヲ得ル。

(1) 過剩貨幣ノ租税ニ依リ排除方策

(イ) 之ハ戦時利得税又ハ戦時資本課税等ノ租税手段ニ依リ戦時中ニ発生又ハ膨張シタル財産ヲ収縮乃至排除セントスルモノナリ。

(ロ) 此ノ方策ハ左ノ考慮乃至予想ガ其ノ基礎ヲナス。

(a) 戦時中ニ累積シタル購買力ノ財貨請求權ニ比シ国民生産物ハ何等増大シ居ラザルノミナラズ寧ロ顯著ナル減退ヲ示シ居ルトノ事実ニ対スル考慮

(b) 国債ノ急激ナル減少ニ依リ甫メテ国家信用ノ基礎ヲ健全ナラシメ得ルトイフ予想

(ハ) 其ノ具体的方策左ノ如シ。

(a) 国債課税(メラー教授提案)

(1) メラー教授ハ戦時中ニ膨張シタル財産部分ヲ物的及信用上ノ財産所有ニ対スル全面的ナ賦課ニ依リ排除スルコトヲ提案シタルガ其ノ重点ハ国債ニ対スル課税ニ在リ。

(2) 国債課税ノ実行ニ当リテハ、租税ノ現金徴収ヲ避クル為一ツノ中央信用機關(国債課税金庫)ヲ設立ス。

(3) 本提案ハ大部分ノ個人の財産所有者ガ直接若ハ間

接ニ国債ヲ所有スルヲ以テ徵税ハ大部分帳簿上ノ差引勘定ニ於テ之ヲナシ得ルト仮定ス。

(4) 本案ニ付テハ課税技術上ノ問題ヲ別トスルモ左ノ如キ批判アリ。

(イ) 国債ノ大半ガ直接国民ノ手中ニ存セス間接ニ銀行等ノ帳簿残高トシテ存在シテキル場合ニ於テ国債課税ハ当事者ニトリ共痛ナリ。

(ロ) 戦債ノ決定的部分ガ国民ノ広汎ナル層ニ依リ調達セラレタルニ鑑レバ斯カル手段ヲ採ルコトハ實際ニ於テ又心理的理由カラ殆下不可能ナルベシ。

(ハ) 戦時中ニ累積セラレタル購買力ハ一面ニ於テハ戦後経済ノ長期ニ亘ル動力的ナ要素トナリ信用擴張ノ手段ニ依ラズシテ長期間ノ完全雇傭ヲ確保シ得ル因原トモナリ得ル。従ツテ戦債ヲ無効化スルコトニ依リ累積セル貨幣資本ヲ全面的ニ排除スルコトハ経済政策的の見地ヨリスルモ望マシカラズ。

(b) 戦時利得税

(1) 戦時中ニ累積シタル国債ト之ニ含まルル過剩購買力ヲ財産税ニ依リ除去スル方法ニハ多クノ合目的ナラザル点アリトスルモ、其ノ一部分ヲ戦後合目的の徴収セラルル戦時利得税ヲ以テ消滅セシムルコトハ之ヲ妨グルモノニ非ズ。

(2) 戦争ニ依リシタル財産蓄積ノ著シキ不均等ハ戦

後少クトモ之ニ依リ部分的ニ平均セシメ得ベシ。

(2) 貨幣資本ノ統制方策

(1) 之ハ貨幣及資本市場ニ対スル干渉ヲ以テ戦時中ニ膨張シタル資金ヲ長期間拘束セントスルモノナリ。

(2) 其ノ具体的方法トシテハ支払制限又ハ整理公債ノ發行ヲ考へ得。

(a) 支払制限ニ関シ採ルベキ措置左ノ如シ。

(1) 銀行其ノ他金融機關ノ残高ヲ封鎖スルコト

(2) 右残高ノ一部ヲ拘束スルコト

(3) 支払制限ヲ定メ之ヲ厳守スルコト

(4) 振替残高ニ対シ特別ノ措置ヲ講ズルコト

(b) 整理公債ノ發行ニ付考慮スベキ点左ノ如シ。

(1) 国債相場ヲ發行価格以下ニ低下セシムベカラズトナス考へ方ニハ再吟味ヲ加フル要アル。

(2) 蓋シ公債所有者ヲシテ之ガ所有ヲ継続セシメル為ニハ公債価格ノ僅少ナル低落ヲ以テ足ルベシ。

(3) 過剩購買力ノ発動延期方策

(1) 之ハ戦時中行ハレタル管理制度、割当制度等ノ統制手段ヲ適當ニ統行スルコトニ依テ行ハル。

(2) 併シ此ノ方法ハ過剩購買力ヲ結局のニ解消セシメ得ルモノニ非ズ。

(3) 因ニ右ハ厳密ニハ貨幣経済的手段ニ非ズ。

(二) 積極的方策

此ノ方策モ大体ニテリ。

(1) 戦後ノ国民貯蓄奨励ノ強化

(イ) 之ハ戦後ノ所得ヨリ可及的多クノ部分ヲ節約セシムルコトヲ目的トス。

(ロ) 換言セバ戦後ノ生産物ニ対スル戦後ノ財貨請求権ノ発動ヲ阻止シ、戦時中ノ財貨請求権ヲシテ之ニ代ラシムルコトヲ目的トスルモノナリ。

(ハ) 其ノ具体的方策トシテハ大規模ノ計画的ナル養老制度ヲ挙げ得ル。

(ニ) 尚右制度ノ採用ニ当テハ利子ヲ利用スルコト便宜ナルモ、高利子ノ生産及価格政策ニ及ボス影響ヲ考慮スルヲ要ス。

(2) 国債ノ償還

(イ) 之ハ戦後ノ国民生産物カラ生ズル財貨請求権ヲ戦時中ニ発生シタル貨幣資本ノ所有者ニ譲渡セシメル点ニ狙ヒアリ。

(ロ) 尚右償還ノ財源ハ租税収入ノ他固有財産ノ処分、在外資産ノ処分等ニ求ムベキモノトス。

(3) 外国信用ノ利用

之ハ外国ヨリ物資ヲ導入スルコトヲ目的トス。

四、物資面ヨリ観タル物資量及貨幣量間不一致ノ計画的解決策
(一) 戦後ニ於テハ限定且減退セル生産力ヲ以テ多種多様ノ而モ個々人ニトツテハ齊シク重要且緊急ナル性質ヲ有スル需

要ニ応スルヲ要ス。

(二) 従ツテ戦後ノ事情ヲ詳ニシテ戦後ノ多岐ニ亘ル需要ヲ国民経済的立□ヨリ適確ニ捕捉シ、需要ノ構造ニ付明確ナル分析ヲナシ、各種需要間ニ優劣ノ序列ヲ設ケ其ノ間ノ調整ヲ図ル要アリ。

(三) 之ト共ニ斯ル需要ノ構造及序列ニ即応シ、利用可能ノ生産能力ヲ総合的ニ配分スル計画ヲ樹立スルコトヲ要ス。

(四) 右ノ実行ニハ強力ナル指導ガ必要ニシテ、国家ガ之ニ当ルベキナリ。

(五) 各種需要間ニ於ケル序列ヲ大観スレバ左ノ如シ。

(1) 消費財需要ヲ優先ス。

需要ヲ消費財需要ト生産財需要トニ大別スレバ消費財ヲ以テ先トス。

(2) 生産財ノ需要ニ付テハ左ノ如キ序列トス。

(イ) 戦後ノ回復投資

戦後ニ於ケル不可欠ノ負担ナルモノ一挙ニ解決スルノ要ナク長期ニ亘リ充足スレバ可ナリ。

(ロ) 戦時中生ズル破壊ノ補填

(ハ) 延期セラレ居タル補充需要及修繕需要ノ充足

(ニ) 軍需生産ノ平和生産ヘノ転換

(四) 戦時中ノ外債ノ返済等

(ロ) 戦後ノ合理化投資

之ハ戦後生産設備ヲ更ニ合理化スル為ノ投資ニシテ戦

後減退セル労働力ノ能率ヲ高ムル為ニ絶対ニ必要ナリ。

(ハ) 戦後ノ建設投資

五、完全雇傭ノ確保策

(一) 完全雇傭ト国家指導ノ必要性

(1) 世界恐慌ト今次大戦勃発トノ間ノ数年間ノ経験ニ徴シ、戦後自由経済ニ復帰スルコトガ完全雇傭ノ恐慌ナキ経済ヲ実現スル所以ニ非ザルコト明カナリ。

(2) 経済ノ内部ノ不安定ニ直面シテ而モ決定的且鞏固ナル経済ノ上昇ヲ維持スルコトハ国家ノ指導ヲ欠イテハ不可能ナルモノノ如シ。

(二) 国家指導ノ要点

然ラバ戦後ニ於テ斯ル国家指導ハ奈辺ニ行ハルベキカ、如何ナル程度ニ行ハルベキカ、流通経済ノ活動領域ハ如何ノ経済ニ対スル国家統制ノ方法ハ如何等ガ問題トナルベシ。

(三) 国家指導ノ限界ト流通経済ノ活動領域

(1) 完全雇傭ノ為ニハ経済ノ全面的指導ヲ要セス。

(イ) 完全雇傭ヲ確保スル為ニハ国家ハ経済循環全体ヲ、従ツテ又国民所得全体ヲ統制シ、此等ニ付完全手計画ヲ樹立シテ全面的ナル指導ヲ行フ必要ナシ。

(ロ) 寧ロ国家ノ指導ハ経済循環ノ一部ニ行ハレ之ヲ通ジテ残余ノ領域ニ及ブガ如ク行ハルルヲ以テ可トス。

(2) 国民所得ニ対スル国家ノ要求ノ割合

従ツテ国家ガ国民所得ヲ要求支配スルストスルモ、其ノ一

(四) 国家ノ統制指導ノ方法

(1) 之ハ即チ国家ガ前記比率ノ国民所得部分ヲ国家経費トシテ如何ニ使用セバ完全雇傭ノ国民経済ヲ期待シ得ルカノ問題ナリ。

(2) 即チ国家経費配分ノ問題ニシテ、例之

(イ) 国債費其ノ他ノ所謂非生産の支出

(ロ) 自動車道路、交通施設、病院、休養施設、公共建築物等ヲ目的トスル公共的消費

(ハ) 厚生費

(ニ) 国民ノ消費指導ヲナス為ノ支出

等ニ対スル国家経費ノ配分關係ノ樹立ニ係ル。

注 タイプガリ印刷。

出所 大蔵省資料乙五一―一五〇四。

I-6 大臣指示事項処理方針(昭和二〇年八月二〇日)
大臣指示事項処理方針

| 対内関係 | 事項 | 担当主幹 | 立案順位 |
|------|--------------|--------|------|
| 第一 | 各官庁ノ機構 | 福田 | A |
| 第二 | 国有財産 | 脇坂 | A |
| 第三 | 政府保証ノ債務整理 | 西原・主計 | A |
| 第四 | 喪失地域債権取立不能整理 | 河野通・外資 | B |
| 第五 | 軍事及産業ノ復員 | 伊原 | B |
| 第六 | 軍需物資ノ民需ヘノ振替 | 渡辺 | A |
| 第七 | 食糧増産 | 河野一 | B |
| 第八 | 平和産業再建 | 渡辺 | C |
| 第九 | 掃還兵離職者等ノ不安除去 | 河野一 | B |
| 第十 | 諸統制ノ運用方針ノ改変 | 伊原・外資 | A |
| 第十一 | 衣料及住宅問題 | 河野一 | B |

*1

| 第十二 撤退地域特殊会社 | 河野通 | B |
|--------------|-------------------|-----|
| 対外関係 | | |
| 第一 | 保障占領軍関係問題 | 河野通 |
| 第二 | ポツダム宣言実施関係問題 | 小栗 |
| 第三 | 賠償問題(細目分担ハ追テ之ヲ定ム) | 東条 |
| 第四 | 喪失領土及諸外国トノ貿易及為替問題 | 東条 |
| 第五 | 国際通貨協定ニ関スル問題 | 小栗 |

備考

- (一) 担任主幹ハ立案順位Aニ属スルモノハ八月二十五日迄(土) 同 B 〃 九月一日迄 (土)
- 同 C 〃 九月八日迄 (土)
- ニ必ズ其ノ成案ヲ総務迄提出スルモノトス
- 但シ之ノ下異ル日限ヲ特ニ指定セルモノハ此ノ限ニアラズ
- (二) 担任主幹ハ必要ニ応ジ其ノ所管外ノ事項ニ付テハ該所管ノ主幹又ハ課長ト連絡シ総合的ニ成案ヲ作成スルモノトス
- 戦後緊急対策企画室ニ対スル指示事項 (二〇、八、二〇)
- 第一、対内関係
- 一、各官庁ノ機構改革ト大蔵省ノ機構トノ調整方法
- 二、国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方策

- 三、政府ノ保証シタル各種債務ノ処理ニ関スル対策(軍需企業ノ債務処理ヲ含ム)
- 四、喪失地域ニ対スル債権ノ取立不能又ハ債務ノ支払ニ関スル対策
- 五、出来得ル限り円滑且敏速ニ軍事上並ニ産業上ノ復員実行ニ伴ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項
- 六、軍需物資資材ヲ急速ニ民生ノ安定ノ為ニ転換スル方策及之ニ伴ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項
- 七、食糧ノ徹底の増産ヲ図ル為ニ必要トスル施策並ニ之ニ伴ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項
- 八、平和産業再建ニ関スル方策
- 九、掃還兵、産業復員ニ依ル離職者、戦災者等ノ生活不安除去ニ関スル方策並ニ之ヲ為大蔵省トシテ措置スベキ事項
- 十、戦時経済諸統制ノ運用方針ノ改変ノ具体的方式
- 十一、民生安定ノ為ニスル衣料及住宅問題ノ処理並ニ之ニ伴ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項
- 十二、本邦撤退地域ニ在ル本邦特殊会社及銀行等ノ業務資産ノ処理対策
- 第二、対外関係
- 一、保障占領ノ為ノ外国軍隊駐屯ニ伴ヒ必要ナル財政金融上ノ措置
- 二、ポツダム宣言実施上予見セラルル各種対外財政経済問題ノ総括表作成

- 三、賠償問題
 - 四、喪失領土及諸外国トノ貿易及為替政策
 - 五、国際通貨協定ニ対シ本邦ノ採ルベキ態度方針
- 書込 *1 戦後緊急対策企画室
注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五三一六一一三。

I-7 戦後インフレニ対スル国民輿論指導方針ニ就テ(未定稿)

昭二〇、八、二四日金融局資金統制課

戦後インフレニ対スル国民輿論指導方針ニ就テ(未定稿)

- 一、最近ニ於テ国民全般ニ敗戦後インフレレシヨノ昂進避ケ難シトノ氣構強ク一ノ常識トナレル感アリ、新聞等ノ論調及政府当局ノ輿論指導方針亦インフレ防止ニ対スル国民ノ心構ヲ強調スルノ余リ動モスレバインフレ必至ヲ裏書スルカノ印象ヲ与ヘツツアルモノノ如シ
- 二、右ノ如キ敗戦後インフレ不可避ノ觀念ハ現実ヨリ掃納セル理論の根拠ニ出ツルモノト言フヨリハ寧ロ前大戦後ニ於ケルドイツノ状況ヨリ推測セル漠タル憶断ニ過ギズ、冷静且ツ理論的ニ現実ヲ検討スルトキハ左ノ如ク其ノ必ズシモ然ラザルコトヲ知ルヲ得ベシ
- (一) 戦後我が国民経済ニ課セラレタル負担ヲ資金計画の二見レバ

- (イ) 賠償ノ支払(対支村南方債務ノ決済連合軍駐兵費ノ支払ヲ含ム)
- (ロ) 戦災ノ復旧、軍及産業ノ復員等戦争善後処置ニ要スル費用
- (ハ) 社会福祉施設費
- (ニ) 公債利子

等決シテ些少ニ止ラザルベク此等ハ何レモ政府資金ノ新規撤布ノ原因ニシテインフレ促進ノ要素タリ得ベシ、然レドモ他方ニ於テ左ノ如キインフレ抑圧、デフレ促進ノ要因ノ存スルコトヲ忘ルベカラズ

- (イ) 失業及所得ノ減少ニ伴フ消費資金ノ減少
- (ロ) 軍及軍需産業ヨリ復員セル人員ハ農業、賠償産業、若干ノ民需平和産業、交通業、商業、金融業等ニ収容シ又ハ残存産業ノ女子ト代置スル等ノ処置ニ依リ極力失業ヲ防止スルトスルモ右ノ如キ方面ノ収容力ハ到底復員人口ノ全部ヲ覆フニ足ラズシテ結局大量ノ失業人口ヲ生ズルハ不可避ナルベク又斯クシテ就業セル者ト雖モ平均的ニハ従前ノ所得ヲ維持スルニ至ラザルベキヲ以テ此ノ限度ニ於テ戦後消費物資ニ見合フベキ消費資金ハ減少ヲ見ルベシ
- (ロ) 労賃及運賃ノ低下

従来物価騰貴ノ根本原因ヲナセル労賃及運賃ハ左ノ事由ニ依リ現在以上ノ騰貴ヲ抑制セラレ将来ハ低下ノ方向ヲ

換
金属類、皮革、木材、アルコール用諸類等直チニ民需物資トシテ配給可能ノモノ少ナカラズ

- (三) 輸送力ノ増加
- 軍事輸送ノ停止、空襲ニ依ル輸送機関破壊ノ終熄、復員ニ依ル熟練従業員ノ復帰、殊ニ小運送用具(特ニ軍ヨリノ転換又ハ解放)及労務ノ豊富化等輸送力ノ恢復ノ円滑化ハ顯著ナルベシ
- (四) 農村ニ於ケル生産ノ増加
- 軍用地及軍需工場用地ノ耕地化、徴用牛馬ノ解放等生産要素ノ豊富化ト共ニ復員人口ノ帰農ニ依リ農業労務ハ量的ノミナラズ質的ニモ顯著ニ豊富トナリ生産力ハ増加スベシ

- (五) 民需産業ニ於ケル生産ノ増加
- 既ニ戦争終結直後ヨリ資材、原材料等ノ民需部面ヘノ流入、軍需企業ノ競争の平和転換等恣意的運動ガ開始セラレアリ、仮ニ政府ニ於テ何等ノ助長策ヲ講ゼザルニ於テモ又連合国側ノ規正政策アルモ其ノ運動続行セラルベキヲ以テ民需物資ノ生産ガ先行キ増加スルハ疑ヲ容レズ
- (六) 国民生活必需物資ノ消費減少
- 戦争終結ニ伴フ民心緊張ノ弛緩、消費節約強行ノ困難等消費増加ハ当然ナルガ如キモ左ノ如ク消費減少ヲ来スベ

迪ルベシ

(一) 復員人口ノ圧迫

軍及軍需産業ヨリノ復員人口ハ前記ノ如ク失業ノ脅威ヲ受クルモノナルヲ以テ労賃及運賃ノ昂騰ヲ抑制シ延テ之ヲ引下グル作用ヲ有スルコト疑ヲ容レズ

(二) 企業経理ノ自律性ノ恢復

戦争中ニ於テハ生産命令ヲ強行スル必要上調弁又ハ公定価格決定ノ場合ノ実費追隨主義、非常線突破の重点主義等企業ノ負担スベキ危険ヲ終局ニ於テ国家ニ帰属セシムルガ如キ政策ヲ取ルニ至ラシメ之ガ為企業経理ノ放慢化ヲ招クヲ免レザリシモ、戦後ニ於テハ斯カル事情ハ一切消滅シ平和産業ヘノ転換及民需物資ノ生産ハ専ラ企業自身ノ危険ニ於テ之ヲ遂行スルヲ原則トスルニ至ルベキヲ以テ従来ニ於ケル如キ労賃、賃金等ノ競争の吊上ゲハ行ハレザルベク放置スレバ寧ろ供給過剩ニ基ク不当ノ労賃引下ヲ見ル惧アルベシ

(六) 消費物資供給ノ増加

国民生活必需物資ハ、鮮満支ヨリノ輸入ノ不可能、連合軍駐屯將兵ノ給養等供給減少ヲ来スベキ重大ナル要素ヲルモ反面左ノ諸事情ハ供給ヲ増加セシムル有力ナル原因トナルベシ

(一) 軍及民(防空用)備蓄ノ解放

(二) 軍及軍需産業ニ向ケラレタル資材ノ民需部面ヘノ転

キ事情モ亦之ヲ無視スベカラズ

(一) 工場鉱山ニ於ケル特配ノ不要

(二) 軍隊ニ対スル給養ノ不要

従来ノ軍隊ニ対スル給養量ヨリ軍隊ニ所属セル將兵等ノ一般国民トシテ受クベキ配給量及駐屯連合軍將兵ニ対スル給養量ヲ控除スルモ尚ホ相当ノ不要量ヲ生ズベシ

(三) 防空及本土決戦用備蓄ノ不要

(一) 前大戦後ノドイツニ於テハ外国トノ為替取引ガ行ハレ、資本逃避ニ依リ外国為替相場ノ暴落ヲ来シ以テ国内通貨価値ノ激落、物価ノ奔騰ヲ避ケ得ザリシ有力ナル原因トナリタルモ、現時ノ我国ニ於テハ外国トノ貿易及投資関係ハ全く杜絶シ為替相場ハ(駐屯連合軍ニ依ル僅小ノ支払関係ガ予想セラルルヲ殆ンド唯一ノ例外トスル外)存在セズ将来對外関係ガ再開セラルル場合ニ於テモ為替相場ハ国際間ノ協定ヲ以テ定メラルベキヲ以テ其ノ混乱ガ延イテ国内通貨価値ヲ攪乱スル如キコトハ之ヲ予想スルヲ得ズ

(二) 連合国側ガ講和ノ交渉ニ於テ我國ニ対シ経済ノ負担力ヲ無視セル法外ナル賠償ヲ課シ来ルコトアラバ(例ヘバ金額ニ於テ資金計画の均衡ヲ破ル如キ巨額ヲ課シ、失業ヲ消滅セシムル如キ強制労務ヲ徵発シ又ハ国内食糧ヲ無制限ニ駐屯軍乃至属領ニ要求スル等)前記ノ如キインフレ抑圧ノ要因ハ成立セザルコトナルベキモ、其ノ結果トシテ激減セ

ラルインフレーションハ我国ノ経済秩序ヲ破壊シ国民生活ヲ混乱ニ陥シ産業活動ヲ麻痺セシムルヲ以テ結局賠償ノ履行ヲ不可能ナラシムベク連合側ニシテ我及我国民ヲ無意味ニ懲罰セントスル感情の興奮ニ駆ラルコトナキ限リ合理的経済的折衝ニ依リ妥結セラルル条件トシテハ賠償ノ圧迫ノミニ依リ我ノインフレーションガ激発セラレ破局ヲ見ルガ如キコトハ予測スル要ナシ

三、以上ノ根拠ニ基キ政府ハインフレーション防遏ニ国民ノ協力ヲ確保スル為左ノ方針ヲ以テ輿論指導ヲ一段ト活発且ツ強力ニ推進スベシ

(イ) 一般の方針

(一) 前大戦後ニ於ケルドイツノインフレーションハ決シテ避ケ得ベカラズシテ到来セル不可抗の現象ニ非ザルコトヲ説明スルコト(国民思想ノ混乱政治力ノ貧弱、外交交渉拙劣—国内インフレーションニシテ賠償債務不履行ノ口実ニセント努メタル形跡スラアリ—民心ノ離反、一部産業家ノ妄動ヲ抑ヘ得ザリシコト等々)

(二) インフレ促進的要因トテフレ促進的要因トテ対比シ国内経済ノ実情ヲ率直ニ説明スルコト(但シ消費物資特ニ食糧供給ガ増加スル見透ニ付テハ無準備ニ之ヲ公表スルトキハ誤レル安心感ヲ誘発シ国民耐乏生活ノ実践ニ重大ナル齟齬ヲ来ス惧アリ)

(註) 農林省ニ於テハ此ノ見地ニ基キ本件方針ニ基ク

見透ヲ樹テ之ニ基キ自主的ニ対策ヲ実施シ得ル範圍ヲ超エタル重大事件ガ将来ニ山積スルヲ以テ今日我が経済ヲ仮死状態ニ陥ラシムルコトハ決シテ策ヲ得タルモノニ非ザルコト

(二) 連合側ハ国内ニ於テ駐屯軍ノ費用支弁ノ為軍票ヲ使用スベキヲ以テ如何ニインフレ防遏ニ努力スルモ無駄ナルベシトノ議論ニ関シ

左ノ如ク斯カル議論ノ合理的根拠ナキコトヲ明カニスルヲ要ス

(1) 我国ハ尚ホ主權ヲ保持シ連合側ト正当ノ交渉ヲ為シ得ルモノナルヲ以テ軍票使用ハ抑制スル様主張ニ努ムルハ勿論ナルノミナラズ其ノ主張ニハ適確ナル根拠アルコト

(2) 軍票使用ハ連合側ノ大軍ガ我ガ全土ニ亘リ駐屯スル場合ニ始メテ其ノ実益アルベク、現在予見セラルル程度ノ駐屯軍ノ為ニハ軍票ヲ使用セザルモ日銀券ヲ以テ何等経費調達上ノ不便ナキコト

(3) 仮ニ軍票ヲ使用シテ国内経済ヲ混乱ニ陥シタリトスルモノニ依リ連合側ハ日本国民ヲ苦シメタリトスル外ニハ何等利益スル処ナク寧ろ経済秩序ノ混乱、産業活動ノ麻痺ヲ来シテ賠償履行ヲ不可能ナラシムベク其ノ不利ハ単ナル感情的満足ノ代償トシテハ余リニ高価ナルベキコト

輿論指導ト表裏一体ヲナセル国民消費生活指導方針ヲ確立スル要アルモノトス

(三) インフレ見越ノ思惑行為ガ国策ニ反スルモノナルコトヲ抽象的ニ宣伝スルニ止マラズ国民各個ニトリテモ斯カル行為ガ結局不得策ニ帰スルコトヲ具體的施策ニ依リ国民ニ示現スルコト(例ヘバ思惑的ナル預金引出ヲ防止スル為ニハ預金振替ノ方法ニ依リバ住宅ノ復興、衣類ノ購入ガ認メラルルニ拘ラズ現金ヲ以テハ之ヲ為シ得ザルコトトシ又ハ將來通貨価値安定ノ措置ヲ講ズル際現金ニ比シ預金ヲ優遇スルコトスル等)

(ロ) 個々ノ事項ニ関スル方針

(一) 預金ノ払戻ヲ停止又ハ制限スルコトハ絶対ニ之ヲ為ザルコトニ関シ

現在迄政府ノ輿論指導方針ハ単ニ之ヲ為サザル旨ヲ強調スルノミニテ其ノ根拠ハ必ズシモ明カニセラレザル嫌アリ

(1) 今回ノ事態ハ関東大震災、昭和二年金融恐慌ノ如ク一定時間ノ経過ニ依リ従前ノ経済状態ニ復帰シ得ベキ見透ノ下ニ臨時ノ措置ヲ執リ得タル事態ト根本的ニ相異シ一旦モラトリアムヲ実施スルニ於テハ国内ノ経済活動ガ凍結セラレタル儘近キ将来ニ於テ再ビ解除セララル見込ナキコト

(2) 連合軍ノ進駐、賠償ノ履行等我方ノミニテ適確ナル

注 津島寿一大蔵大臣ファイイル所収。タイプ打ち。出所 大蔵省資料乙五三—一六一〇。

I—8 大蔵大臣答弁(案) (昭和二〇年八月二九日)

大蔵大臣答弁(案)

(昭和二〇、八、二九)

唯今〇〇議員の「戦後に処すべきインフレ対策如何」と謂ふ御質問に對しまして、聊か所見を申述べます。

今や薩國以來嘗て無き難局に直面致しまして、財政経済の面に於ても諸般の重要問題は山積し、速急なる解決に迫られて居るのであります。私は就中、悪性インフレーションの防止こそ我國戦後財政に課せられた最も重大にして且最も緊切なる課題なりと信するのであります。

現在の我國の経済情勢を觀まするに、各方面に於て相当インフレの現象が浸潤致して居りますことは否も難い事実であります。

戦時中に於ては一億国民勤勞を励み消費を節し納税に貯蓄に、各分野に於て奉公の誠を竭し以て経済戦の完遂に邁進せられたる賜として、通貨並に物価の状態は幸に今日在るを得たのであります。併し乍ら過般広瀬前大蔵大臣の警告せられたる如くインフレーションの素地の漸く醸成せられつつありますことは看過し得ぬ所でありまして、状勢の趨く處必ずしも樂觀を許さざるものがあります。日本銀行券の発行高に

照しなくても、最近の増加の趨勢は相当顕著なるものが認められるのでありまして大詔渙発の当日現在に於て三百億円を超ゆるに至つたのであります。

然し乍ら真にインフレの結果の恐るべきものは、戦時中にはあらずして、寧ろ戦争終結後に現はれるものと考へられるのであります。戦時中に於きましては何と申しましても国民の緊張がありまして、国民の意識は只管戦勝の一途に向けられて居るのでありまして、此の戦時意識の基礎の上に、戦時諸施策は推進せられ、インフレの潜在的原因は内面的に進致致しますにも拘らず、之が表面に顕現することは万々認められぬのであります。

併し乍ら戦争終結と共に事態は一転致します。茲に従来の此等のインフレ阻止の諸要素にのみ依拠することなく想を新にし、速に適切なる対策を樹立し、之を果敢に実行するの必要が生ずるのであります。之を過去の事実に徴しましても、戦後直に適切な措置を講じたる場合に於ては其の禍害より免れ、然らざりし場合に於ては兩三年を経て遂に国家経済の破綻を招けること、前世界大戦後のドイツ、フランス其の他の欧州諸国の例に見る如くであります。

勿論戦災其の他の影響に依り、我国経済各界の蒙りたる影響は極めて深刻であります。而して戦後処理、賠償等今後の事態に想到致しますならば、我国経済の苦難は愈々加重せられて参ると存するのであります。経済も亦正に未曾有の難局に直面致して居るのでありまして、一步此の運営を誤らんか、経済の崩

壊、悪性インフレとも相成るべき重大なる局面と存するのであります。

然し乍ら何としても此の難局を切抜け、インフレを防遏し、経済の秩序を維持し、新生日本の基礎を確立することは戦後我々に課せられた歴史的使命であります。而して此の使命遂行の爲には、今こそ一億国民は戦争に捧げたあの努力以上のものを結果發揮して、生産に努め、消費を節し、生産に、貯蓄に渾身の誠を致さねばならぬ秋であります。今後私と致しましても全力を尽してインフレ防止に當る決心であります。各位に於かれても、此の際政府に対する全幅の援助を吝まるることなく、戦時中に傾注せられた努力にも増して猶一層の熱意と精力とを此のインフレ防止の爲に傾けられんことを切望する次第であります。

戦争の終結を契機として時局は一転致しました。新日本建設の段階に入つたのであります。今次の戦争の結末如何に拘らず、私は神州の不滅を信じます。此の信念の下、私は謂はば皇国再生の発足点を画すべき重大なる時機に際し、其の使命の重要なを想ひ、渾身の努力を傾けて事に処し度いと存するのであります。過去の経緯等を一擲し、全く新たな観点、新なる構想に立ち迅速果敢、断々乎として施策を進め度いと存するのであります。斯くの如くならば、必ずや所期の効果を達成し得ることを確く信じて疑はぬ次第であります。

斯る観点より致しまして、今後に於ける施策の重点は、先づ

何と云つても、衣の補填、住の再建、食の充実等国民生活の安定に置かるべきものと信するのであります。之延ては社会及経済の秩序維持に貢献し、国民経済の速なる再建復興の根底を培ふ所以であります。

之等国民生活の必需物資の増産が達成せられ、其の適実なる配給と相俟ちまして、其の確保が可能となりますならば、国民は如何なる艱苦にも堪へ得る底力を培養し得るに至る訳でありまして、国民は進んで経済の秩序を遵奉し、勤勞精神を發揮昂揚し、熱誠以て国家の再建に挺身することを期待し得るのであります。

従ひまして、我国財政経済の運営に關し財力も資力も重点的に斯る方向に指向せらるべきであります。資金の放出に付きましても、之が生活物資生産等民生安定に貢献し、其の効果的な使用に依りまして、生産及供給の確保に寄与致しますならば、其の資金の放出は決してインフレの原因たることなく、否、却つてこれこそインフレ防止の最も効果的な方法となるべきことを信するのであります。

政府予算の処理にあたりましてもこの方針に依るべきこと勿論であり、昭和二十年度予算に付ては目下実行計画を作業中であり、昭和二十一年度予算に付ては過般その編成方針を決定致したのであります。が此の際戦時施策の根本的切替を行ひ重点を専ら民生の安定に指向し不急の施設に對しましては絶対的なる緊縮主義を以て臨みつつある次第であります。

インフレ防止の観点より致しまして、資金吸収の問題が依然として重要であることに付ては申す迄もない所でありまして、租税並に貯蓄政策に關しましては、今後共之が強力なる推進を図る方針であります。

租税に關しましては、之に依り今後益々巨額に達すべき国庫の需要を充足し、又浮動購買力を吸収して悪性インフレーションを防止することが緊急の必要として要請せられるのであります。租税が一層其の重要性を加へて参りましたことに鑑み、此の際租税政策の充実強化を図るの要ありと存する次第であります。がこれが具体的措置に付ては慎重考究を致し度いと存じます。

国民貯蓄の必要に付ては、今日より急なるはありません。政府に於きましては、前に申し述べました如く、極力食糧品を始め、生活必需品の増産と其の円滑なる配給に鋭意努力を致すは勿論であります。が、今速急に此等必需物資の供給が戦前の常態に復するかの如く考へるのは誤りでありまして、戦災の復興、賠償等對外關係に於ける国民負担の将来を洞察致しますれば民族再建の大業を成就する為には前途には尚久しきに亘る耐乏忍苦の生活が横たはつて居るのでありまして、国民は猶一層勤勞に励み、節約を旨とし租税負担の重きに任ずるのみならず、簡素質実なる生活に甘んじつつ戦時に倍加せる国民貯蓄運動の強力なる推進展開を要するのであります。

併し乍ら戦争終結に伴ひ国民生活の基本的条件、国民所得の

分布状況等は一変致したのでありますから、此の国民貯蓄運動の展開に当りましても、新なる構想の下に、其の方策を樹立して行き度いと存するのであります。

貯蓄吸収の基盤と致しまして、預貯金等の安全を確保することは刻下最も緊要なることと考へて居ります。従ひまして政府に於きまして、支払制限所謂モラトリアムの如き絶対に実施せざる方針でありまして、今日迄機会ある毎に声明致して居るのであります。今後於ても絶対に其の方針は変更せざる心算であります。又其の必要ありとも考へぬのであります。

現に金融市場の状況は概ね平穩に推移しつつあるのであります。去る八月十五日大詔渙発に際し若干預金引出の傾向が認められた地方もあつたのであります。其の後漸次鎮靜に向ひ、数日にして殆んど平常に近き状態に復帰し、引き続き大體平靜を保ちつつ経過致して居るのであります。

其の他貯蓄推進の爲預金者の保護に關しては、預入金融機関以外に於ても払戻を受け得べき制度を拡充する等充分なる配慮を爲しつつある次第であります。

尚インフレーション阻止の点に關しまして、金融制度の果すべき機能は洵に重要なものがあります。

預貯金の吸収、融資、或は保険制度運営等孰れの面に於きましても金融機関の任務は今後更に重要性を加ふる次第でありまして、此の金融機関更に広く金融機構の運営活動の適正を得るや否やは今後に於ける經濟復興、民生安定、經濟秩序の維持に

關し重大なる關連を有するものであります。従ひまして政府に於きましては之が要員の充實を期する外、預貯金の各店払制の拡張、預金小切手の利用の促進、軍人、軍屬並に会社の役員、社員、勞務者等の退職賞与金の定期預金証書に依る支給等金融に關する各般の制度を整備し、現金通貨使用の節約を期して居るのであります。尚事業会社相互間の債權債務の決済等に付現金使用の節約を図る爲の方策、戦争保険金の支払方法等に關し現状に即したる対策等を実施すべく目下具体案を急ぎつつある次第であります。

戦時に際し東亜共榮圏各域を除くの外一般に杜絶の状態にありました國際關係は戦後再び復活を見ることが予想されるのであります。我國も再び國際交通の一環として世界經濟と緊密なる連関を生ずるに至ることとなります。従ひまして今後我國の財政經濟の運営に當りましては、爲替にもあれ、通貨にもあれ、將又一般經濟問題にもあれ、單り国内問題たるに止らず、広く國際的視野に於て適時適切なる対策を講ずる必要があるのであります。インフレーションの問題と致しましても、直ちに之は國際經濟に通ずるものがあります。此の点に關しまして戦後に処すべき我國の爲替政策如何が重大なる影響を及ぼすことは申す迄もありません。私は最も慎重なる態度を以てこの問題に臨みたいと存じます。

賠償金の支払は今後の帝國財政金融の運営上最も重大なる影響を齎すものであります。インフレ対策の上からも極めて重

視すべきものであり、政府と致しましては、全力を挙げて之に対処致す所存であります。素より朝鮮、台湾等を喪失し、滿州國の協力を失ひまする今後の帝國と致しましては戦災の影響をも考慮致しまするときは、賠償金支払能力は極めて微弱なるを免れないのであります。従つて賠償負担の決定に當りましては

説くべきは説き、尽すべきは尽し、出来得る限り連合國側の理解ある態度を要請する心算でありまして場合に依りましては本邦輸出力の増進を図る爲クレヂットの供給をも要望するの必要があるかと存するのであります。併し乍ら一旦負担額の決定を見ましたる以上は万難を排し之が実行に當り外信義を世界に表明すると共に其の招来すべき国内經濟上の影響に對しては總力を挙げて徹底せる対策を樹立実行し以て国内經濟運行の円滑を確保せねばならぬと存するのであります。

勿論賠償の額たるや決して僅少ななるものでは有り得ないでありませうし、國民生活に負荷せられる負担も決して生易しいものとは予期出来ないのであります。併し乍ら此の重庄に耐へ抜くことが皇國再建の唯一の途であり、新日本建設の爲の絶対的要請であります。私は、我が同胞諸君が勇奮敢闘、必ずや此の荆棘の途を切拓いて日本民族再建の偉業を達成せらるべきを確信するのであります。

最後に此の際、特に希望して已まぬことは、眞の官民一体化と謂ふことであります。此の点に關しましては、從來屢々提唱せられましたるに拘らず、未だ十全とは謂ひ得なかつた様であ

りまして、今後に於きましては、官民協力の体制の下に、眞に官民一体となつて、共に苦しみ、共に悩み、共に勵し合つて此の難局を乗り切りたいと存するのであります。

政府と致しましては今後民間当業者、經濟団体等の眞の盛り上る協力を依り、企業家等の創意工夫を全面的に施策の中に織込んで行き度い考であります。此のインフレーション対策に付きましても、去る八月二十八日臨時通貨対策委員会を設置し民間の智慧を動員致しまして施策の遂行に遺憾なきを期して居るのであります。政府と致しましては、民間に於ける新しき構想、新しき意見、潑刺たる論議の活発なる展開を待望致す次第であります。而して共々にインフレ防止の爲に勇断以て邁進致し度いと存するのであります。(終)

注 第八八回帝國議會會用資料。タイプ打ち。

出所 大藏省資料乙五三一六一〇。

Ⅰ-9 価格統制方式ノ検討(メモ)(昭和二〇年八月三十一日綜合計画局戦時物価部資料)

価格統制方式ノ検討(メモ)二〇、八、三二 *

一、価格統制トハ個々ノ物資ニ付最高價額ヲ設定シ之ヲ遵守ラ
法規ニ依リ義務ツケル統制ヲ指称スルモノデアリ現行法規ヲ
ハ總動員法第十九条ニ根拠スル價格等統制令等ニ依リ統制ヲ
云フ

(註) 他ノ法令ニ於テモ事業統制等ノ目的ヨリ價格等ニ付

統制ヲ行フ場合ガアルガ当事者ニ於テ之ヲ最高価額トシテ遵守スベキコトハ価格等統制令ニ依リ初メテ義務付ケラレテキル。尚暴利行為等ノ取締ハ暴利ヲ齎ラスベキ価格ヲ取締ルコトニ依リ結果的ニ価格統制ノ役割ヲ果スガ価格ソレ自体ノ統制ノ目的トスルモノデハナイト云ヘル

二、現行価格統制ノ方式ニ付テ一般的ニ指摘サレル点ハ
 (一) 統制ガ広汎且複雑多岐ニ互ツテキルコト即チ停止額制ニ依リ殆ド凡ユル物資等ニ互リ統制ノ網ヲ拡ゲテキルコト又公定制協定制等ノ統制方式ノ複雑ニシテ強力性ナキコト

(二) 官治統制ノ色彩ガ強イコト即チ価格等ノ公定制ノ統制ノ中軸トシテ運用シテキルコト
 ノ二点ニ要約サレルト思フガシカモ統制ノ効果ハ挙ラズ統制価格ハ徒ナル名目的価格ニ墮シテキルトノ非難ガ強イ即チ

(一) 消費者ノ立場カラハ闇価格トイフコトガ殆ド常識化シ價格統制ノ權威特ニ公定価格ノ權威ハ失ハレテシマツテキルコト
 (二) 生産者ノ立場カラハ生産ノ実情ヲ無視シテ價格ガ設ケラレテキル為生産出廻ガ阻害サレテキルコト

ニ於テ認メラレルトコロデアルガ、之ニ対処スル方向トシテハ
 (一) 価格ノ安定ヲ可及的ニ確保セネバナラヌ或ル種ノ物資ニ付テハ價格統制ハ必要デアルガコノ場合ハ斯ル物資ノ配給

等ヲ消費者ノ為ニ必ズ確保シテ闇ノ存在ノ余地ヲ無クス措置ガ伴ハネバナラヌト共ニ生産面ニ於テハ其ノ統制價格ヲコスト割レニナラヌ様生産所要ノ資材等ニ付面倒ヲ見テヤル必要ガアリシカモ尚生産ノ実情ガ其ノ價格ヲ引キ合ハヌトイフトキニハ價格改訂ヲ迅速ニ処理スルコトトシカクテ價格ガ生産ノ実情ト遊離セヌ様ニスル必要ガアル

三、新事態ニ即シテ價格統制ノ方向ハ

(一) 先ツ統制ノ範圍ヲ從來ノ如キ広汎ナモノカラ重点的ナモノニ集中スルコトデアル從來ノ如キ資材、労務等ノ窮屈ナ状況デハ一部ニ統制ヲ緩和スルコトハ全体ノ統制ヲ破壊スル結果ヲ招ク虞レガアツタガ終戦後ニ於テハ斯ル重点的統制ハ可能デアルシ又統制ノ効果ヲ期待スル意味ニ於テモ必要デアル

(二) 次ニハ價格統制ノ仕方ヲ從來ノ如ク官治的色彩ノ強イモノカラ思ヒ切ツテ自治的色彩ノ強イモノニ移行シ官民一体トナツテ統制ノ効果ヲ期待スルコトデアル即チ最高額ノ設

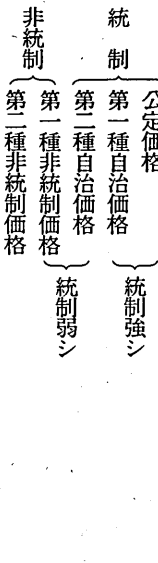
定モ可及的ニ民間ノ団体等ニ委シ民間ノ責任ニ於テ價格ヲ設定シ且之ヲ守ルトイフヤウナ行キ方ニスル 之二依リ
 (1) 心理的ニハ民間ノ自主的統制トイフコトノ前進官僚ノ高圧的統制ノ後退トイフコトガ齎ラサレ
 (2) 事務的ニモ相当ニ信頼シ得又能力アル民間団体ナラバ迅速適切ナ統制ノ効果ヲ期待シ得ルデアラウ
 (3) 問題ハ実質的ナ問題即チ價格ガルーズニナリハセヌカトイフ点デアルガ此ノ点ハ或ル種ノ物資等ニ付テ飽ク迄價格ノ昂騰ヲ抑止スルトイフ建前カラ生産乃至配給ノ統制ト表裏シテ之ヲシツカリシタモノニ運用スルコトモ出来ルシ又或ル種ノ物資等ニ付テハ價格ノ統制モ相当ニ緩和シテ供給ノ増加ヲ期待スルトイツタ様ナ幅広イ運用ガ考ヘラレル

(三) ソシテ價格ノ統制ヲ行ハヌ場合ニモ可及的ニ業者ニ自肅サセテ不当ニ價格高ヲ招来セヌ様ニ指導シ最後ノ一線ハ暴利ノ取締ト云フ方法ヲ支ヘル様ニスルコトガ考ヘラレル

四、以上ノ方向カラ考ヘルト價格統制ノ仕方ハ次ノ様ナ形トナル

- (一) 先ツ價格ヲ統制スルモノト(統制價格)統制セヌモノト(非統制價格)トニ大別シ
- (1) 統制スル場合ニハ統制額ノ設定ヲ
- (イ) 行政官庁ガ行フ場合(公定價格)
- (ロ) 民間団体等ガ行フ場合(自治價格)

(二) 右ノ方式ヲ更ニ統制ノ強弱ト云フ点カラ考ヘテミルト
 (1) 公定價格ハソノ設定ガキツチリト適正ニ行ハレ得ルモノデアリ又行ハレネバナラヌ
 (2) 自治價格ニ付テハ公定價格ト同様ニキツチリト適正ニ行ハレ得ルシ又行ハレナケレバナラヌモノト(第一種トデモ仮リニ指称スル)或程度ハ緩和シテモ差支ナイモノト(第二種)トガアラウ
 (3) 非統制價格デモ自治的ナ統制ガ行ヒ得ル場合ト且行フヲ可トスル場合(第一種)ト放任サレル場合トガアル(第二種)



- (三) 右ノ如キ統制方式ヲ現行ノ統制方式ト對比スルトキハ
- (1) 停止額制ハ廃止スル必要ガアルコト
- (2) 協定額制ハ停止代行額トシテノ意義ヲ廃シ現行ノ公定

額制ニ代ルモノトシテノ業者設定額トシテノ意義ヲ持ツ
ヤウニ切り換ヘ之ニ相当幅広イ運用ヲ行フコト
(3) 公定額制ハ存置スルガ之ハ必要最少限度ニ止メル必要
ガアルコト

五、以上ノ如キ価格統制方式ノ具体的ナ運営即チ如何ナル物資
等ノ価格ヲ統制スルカ或ハ放任スルカ又統制スルトシテ公定
ニ依ルカ自治ニ依ルカ自治ニ依ル場合ハ緩和スルノカ否カ等
ノ問題デアアル
(一) 価格ヲ統制スルカ否カハ価格安定ノ可能性ノ可能性ト云
フ点カラ考ヘル

(1) 生計費ニ対スル影響大ナル物資ヲシカモ其ノ需要ハ絶
對ニ或程度確保セネバナラヌニモ拘ラズ供給ニ限度ガア
ル為相当高度ノ需給統制ヲ行フ必要ガアル物資ハ価格統
制ノ必要ガアリ又カカル需給統制ガ行ハレナクテハ価格
統制ハ望ミ得ナイ

(2) 生計費ニ対スル影響少ク多少ノ価格高ヲ来タシテモ差
支ナイモノト考ヘラレルガ又ハ需給ノ弾力性強ク価格ハ
適當ノ処ニ納マルト考ヘラレルモノト需給統制ハ緩和シ
其ノ価格モ或程度放任シテモヨイト考ヘラレル

而シテ相当ニ高度ノ統制ヲスル場合ハ公定又ハ第一種自治
価格アリ或程度緩和シタ統制ヲ行フ場合ハ第二種自治價
格又ハ第一種非統制価格デアラウ
(二) 価格統制ヲ公定ニ依リ行フカ民間団体等ノ自治ニ依リ行

フカハ統制ノ応機的な効果、心理的效果ト云フコトカラ考
ヘラレル
(1) 応機的效果トイフ点カラ考ヘルト価格公定ト云フ方式
デアドウシテモ迅速性ヲ欠キ実情ヲ失スル憾ミガアルガ
自治ニ委スルトキハ可成リ応機性ヲ保タレル 但シ前記
ノ価格安定ノ必要トイフコトト睨ミ合セ高度ノ統制ヲ必
要トスル場合ニハ物資ノ生産乃至配給ノ面ヲシツカリト
確保スルコト及設定ニ任ズル業者団体等ガ信頼度高キモ
ノナルコトヲ条件トシテ適正ナル価格形成ヲ期セネバナ
ラヌ

(2) 心理的效果トイフ点カラ考ヘルト
(4) 生産者ノ立場カラハ公定トイフ形ヨリモ自治ノ形ノ
方ガ例ヘバ改訂ニシテモ陳情トイフ形ヲ採ルカ採ラヌ
カトイフ点デモ氣持ニ相違ガアラウシ又自ラ定メタ價
格トイフコトテ之ヲ守ル責任ニモ自ラ異ツタ氣持ガ期
待出来ル シカシ事務的ニ又ハ政治的ニ民間間デハ價格
ヲ定メルノガ困難ナモノモアラウ カカルモノハ公定
スル方ガヨイ

(5) 消費者ノ立場カラハ要スルニ生活ヲ脅威スル如キ不
当ナル價格ガ定メラレテイレバソレデヨイデアアラウ
ガモノニ依テハ「國家ガ定メタ價格」トイフ看板ガ懸
ツテキル方ガ安心スル場合モアラウ
書込 *1 各村調査官稿。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五〇五十七。

I-10 食糧ノ増産及確保ニ関スル方策 (戦後緊急対
策企画室資料)

第一 方針
食糧ノ増産及確保ニ関スル方策

軍復員ノ進捗、居留民ノ帰国等ニ伴ヒ本邦食糧事情ハ著シク
窮屈トナルノミナラズ今後ニ於ケル人口ノ自然増加ヲ考慮ス
ルトキハ凡有方策ヲ講ジ主要食糧ノ増産ヲ図ルトスルモ之ガ
需要ニ応スルコトハ頗ル困難ナリ。
然レトモ現在ノ食糧配給量ハ極度ニ少ク極力之ガ増配ヲ図ル
ハ焦眉ノ急ナルヲ以テ応急的措置トシテ

(一) 転換可能ナル土地ノ一切ヲ挙ゲテ農耕地化スルコト
(二) 肥料ノ増産、土地ノ改良、裏作ノ奨励等農業ノ集約化ヲ
一層強化スルコト
(三) 従来ノ米作中心主義ニ修正ヲ加ヘ舊作ヘノ徹底的転換ヲ
行ヒ主要食糧ノ画期的増産ヲ期スルコト

(四) 水産等ノ再興ヲ奨励シ動物質食糧ノ確保ヲ図ルコト
ニ重点ヲ置キ直ニ之ヲ強行スルモノトシ尚不足スル見込量ニ
付テハ輸入ノ途ヲ講スルノ外ナシ。

尚恒久的対策トシテハ右ノ諸施策ヲ継続実施スルハ勿論特ニ
北海道ニ重点ヲ置キ耕地面積ノ絶対増加ヲ図リ以テ国内食糧

ヲ増産シ輸入所要量ヲ可及的ニ減少セシメ國際収支上支払負
担ノ軽減ヲ図ルト共ニ國民ノ完全就業ノ遂行ニ寄与セシムベ
キモノトス。然レトモ我國經濟資源及人口ノ状況ニ鑑ミ食糧
ノ自給自足ノ完遂ハ到底困難ナルノミナラズ我國經濟国力ノ
充實上ニ於テモ支障アリト認メラルルヲ以テ之ヲ目標トスル
ハ再考ノ余地ヲ存ス。
又食糧ノ国内増産ヲ図ル場合土地減収ノ法則ニ支配セララル
結果今後食糧ノ生産費ハ漸次昂騰スベキヲ以テ輸入食糧トノ
價格ノ関係ニ考慮シ適宜ナル價格対策ヲ講ズルノ要アルモノ
トス。

第一 主要食糧ノ増産
一、耕地ノ増加

(略)
二、農業集約化ノ徹底
(略)
三、其ノ他
(略)

第三 副食糧ノ増産
第四 食糧ノ確保

一、輸入ノ確保
今年度最低三、〇〇〇千吨程度ノ輸入ヲ確保ス之ガ支払手
段トシテ貴重品、美術品等ヲ動員ス。
二、供出ノ強化

- (一) 農民ノ供出意欲ノ減退防止ニ付物心凡有ユル方面ヨリ施策ヲ講スルモノトシ之ガ為
 - (1) 新シキ供出精神ノ徹底ヲ図ル。
 - (2) 化学肥料ノ配給、農機具ノ供給又ハ修繕、軍馬ノ私下等ニ供出上ノ配慮ヲ加フ。
 - (3) 衣料、地下足袋、酒、煙草、塩等ヲ供出上ノ見返物資トシテ活用スルコトヲ考慮ス。
- (二) 供出数量ハ単ニ主要食糧ノ作付反別等ニ依ルコトナク雑穀類ノ作付反別ヲモ考慮シツツ決定スル様配意スルモノトス。
- 三、配給ノ適正化
 - (一) 世帯人口ノ常時調査ヲ励行シ幽霊人口ヲ徹底的ニ整理ス。
 - (二) 職域配給ノ範圍ヲ可及の廃止縮少ス。
- 四、未利用資源ノ活用
 - (略)
- 五、酒、味噌、醬油原料ノ節約
 - (略)
- 六、粉食ノ奨励
 - (略)
- 七、搗精ノ励行ト完全咀嚼
 - (略)
- 八、家庭農園ノ指導

シ、昭和十九年五、四五〇千石ト急激ニ減少シ遂ニ昭和十八年ヨリハ從來一、〇〇〇千屯程度ヲ輸入シ来リシ満州雜穀ノ一部ヲ主要食糧ニ混配スルノ余儀ナキニ至レリ。

(三) 昭和二十年ニ於テハ七月迄ノ朝鮮米及台湾米ノ移入量ハ一、五七〇千石(外米ノ輸入ナシ)ニ過ギズ。幸ヒ満州雜穀ハ其ノ繰上輸入ニ依リ前年ニ比シ二五〇千屯程度ヲ増送シ得タルモ、尚遠ク絶対量ノ不足ヲ補フニ至ラズ本年七月以降実施ノ主食一割減ヲ持統シ、且終戦ニ伴フ作戦用集積米ヲ吐出シ、労務者特配ノ廃止等各種ノ措置ヲ実行シ漸ク当面ノ辻褄ヲ合セ得ルニ過ギザル状況ニアリ。

若シ夫昭和二十一年ニ至リテハ既ニ収穫見込ニ於テ相当ノ欠陥アルノミナラズ外地及満州ヨリノ輸移入ハ到底期待シ得ベクモアラズ。他面連合軍ノ進駐ニ伴ヒ多少共食糧負担ノ増加ヲ予見シ置クハ当然ナルベク、又軍復員ノ進捗ニ伴フ需要ノ増加ハ必至ナリ。從テ春麦及諸類ニ於テ面期的ノ増産ヲ敢行スルニ非ザレバ明年端境期ニ於テ空間ヲ生ズルコトハ明ナリ。尚憂フベキハ事態急變ニ伴ヒ農民ノ供出意欲ハ頓ニ低下シ、昨今ニ於ケル地方ノ情勢ニ見ルニ殆ド供出停止ノ情況ニアリ。此ノ儘ニシテ推移セシカ由々シキ事態ヲ生ズルノ虞十分ナリトス。

二 食糧特ニ主要食糧ノ増産

食糧特ニ主要食糧ノ増産ニ付テハ特ニ一発必中ノ妙策アルコトナシ。結局從來ヨリ施設セル耕地面積ノ増加單位収量ノ増

(略)

食糧ノ増産及確保ニ関スル方策

一 最近ノ食糧事情

(一) 我國稲作ノ平年作ハ大体六二、〇〇〇千石程度ニシテ最近ニ於テ豊作ト認メラレシハ昭和十四年(六八、九六〇千石)及昭和十七年(六六、七七〇千石)ナリ孰レモ異常ノ高温ニ恵マレタルト肥料及勞力ノ事情未ダ比較的窮屈ナラザリシ頃タリシトニ因ルモノニシテ、昭和十八年(六二、八八〇千石)ハ大体平年作ヲ維持シ得タルモ爾後事態ハ急激ニ悪化シ昭和十九年五七、八二〇千石、更ニ本年ハ天候ノ不順ト肥料及勞力ノ極端ナル不足トニ災セラレ大体五二、〇〇〇千石程度ト予想セラレ其ノ後一時相当回復シ居リタル処屢次ノ台風ニ依ル被害ハ相当甚大ニシテ恐ラク五〇、〇〇〇千石ヲ割ルニ非ズヤト憂慮セラル。実ニ昭和九年(五一、八四〇千石)ノ凶作年ニモ及バザル作柄見込ト云フベシ。

(二) 我國食糧事情ハ平年作ニシテ尚一五、〇〇〇千石以上ノ不足ヲ告ゲ之ヲ他ニ仰ガザルヲ得ザル事情ニアリ。即チ昭和十六年ニ於テハ一五、〇〇〇千石、昭和十七年ニ於テハ一五、六八〇千石ヲ朝鮮台湾及南方ヨリノ輸移入ニ俟テリ。而シテ其ノ後戦局ノ逼迫ト輸送力ノ減耗トニ基キ右補填量ハ昭和十八年七、〇四〇千石(朝鮮凶作ノ為同米ノ移入ナ

加ニ関スル諸施策ヲ強力ニ推進スルヲ以テ根本トス。
(以下略)

注 作成は昭和二〇年八月末と推定(資料I-6参照)。ガリ版刷。出所 大蔵省資料乙五三一六一一四。

I-11 經濟問題處理ニ関スル大局的綜合計画ノ立案方式(昭和二〇年九月二日)

經濟問題處理ニ関スル大局的綜合計画ノ立案方式

(二〇、九、一一)

一、綜合計画ノ必要

未曾有ノ時局ニ処スルニ當ツテハ政府ノ諸計画ハ何ヨリモ先ツ大局的綜合的ニ確立シタモノデナケレバナラヌ、農林大臣ハ農業立国ヲ説キ商工大臣ハ工業立国ヲ説イテキルヨウデハ政府ノ為スコトハ決シテ力強キ具体策ニハ纏ツテ来ナイ、集團農民モ可、戦災都市復興モ可、供出奨励モ可、民需轉換モ可、インフレ抑制モ可デアルガ之等ノコトヲ各省カバラバラニ手ヲ着ケタデハ単ニ効果ガ上ラヌノミナラズ寧ろ弊害ヲ増長スル、対占領軍交渉ガ、今後我が国ノ進ムベキ進路ノ明確ナル認識ノ上ニ立ツ合理的ニシテ明快ナル理由付ケテ伴ツテ始メテ円滑ヲ期シ得ルモノデアルコトハ勿論、忍苦耐乏ノ生活ヲ國民ニ納得セシムル為ニモ政府ハ単ニシテ凡テテ包擁スル構想ヲ持ツテ居ラネバナラナイ、大局的綜合計画ノ必要ナルコト今日ノ如キハ無イノデアル

二、綜合計画ノ意味

多クノ人ハ綜合計画ノ必要ハ知ツテキテモ之ハ困難デアツテ到底手が着カヌト云ヒ、又ハ少クトモ時日ヲ要スルトシテ尻込ミスル、然シ乍ラ低劣ナル細目立案ニ拘泥スルカラコソ時日ヲ要スルノデアツテ大局論ニハ時日ハ要ラナイ、其ノ困難ハ勿論之ヲ認めザルヲ得ナイガ、ソレハ主トシテ決断ノ困難デアツテ事実調査、資料収集等ガ特ニ困難ナクハハナイ、蓋シ綜合計画トハ所詮「方向ノ決定」デアツテ敢テ各局面個々ノ具体案ノ綜合ヲ意味スルモノデハナイカラデアアル

「今後ノインフレ処理ハ資金放出抑制、貯蓄奨励等ノ月並ナル手段ヲ以テ対処シ得ルモノナリヤ否ヤ、若シ然ラズトセバ物価引上カ、預金、公債其他購買力ノカウツカ、乃至画期的ナル増税一本槍カ、或ハ若シ之等ノ併用ニ行クトスレバ夫等ノ強度如何」

ト云フ方向決定ノ問題ハ識者ノ見識ニヨツテ裁断サルベキモノデアツテ、ソレガ為ニハ因ヨリ若干ノ基礎的資料ヲ必要トスルガ必ラスシモ長期ノ研究ヲ必要トシナイ、而シテ此ノ「方向ノ決定」アツテコソ凡百ノ通貨金融施策立案ガ可能ニナツテ来ル、他ノ一例ヲ挙ゲレバ

「今後ノ食糧ハ絶対不足ナルガ故ニ占領軍ニ対シ外米輸入ノ恩惠ヲ哀願スルノ他途ハナイト云フノガ動カシ難イ大原則デアアルノカ或ハ他ニ策ガアルノカ、又若シ哀願シテ聴カレザル場

合ノ処置如何」

ノ根本進路決定ニ付テハ資料モ資料ヲ問題ハ即決ヲ要スルモノデアツテ、資料不充分ノ故ニ之ヲ遷延スルコトハ絶対ニ許サレヌ、而シテ此ノ「方向決定」ノ上ニコソ凡テノ政策ガ生キテ来ル

謂フ所ノ綜合計画トハ畢竟スルニ此ノ如キ諮問、即チ、我國ノ直面スル多クノ岐路ニ対スル一連ノ回答集デアツテ、ソレ等ガ一個ノ統一ニ組上ゲラレタモノノ外ナラナイ以上、政府トシテハ固ヨリ其ノ困難ナル故ヲ以テ之ヲ回避スルコトハ出来ナイ、而シテ此等ノ回答ハ事態ヲ全体トシテ綜合的ニ眺メタトキニミ得ラルベキ性質ノモノデアアル

三、立案ノ筋道

困難ニシテ速ヤカナルコトヲ要スル上記ノ如キ綜合計画ノ立案ニハ、然シ一定ノ筋道ヲ立テテ進ムコトガ肝要デアアル

其ノ第一ハ「經濟基盤ノ研究」デアアル
狭メラレタル国土、失ハレタル資源、破壊セラレタル生産力、遮断サレタル涉外関係ト云フ新事態ハ實質的ニ何ヲ意味スルモノナリヤ、手持物資ノ実状如何、生産力ノ将来性如何、之等ノ事柄ガ我が国ノ「經濟基盤」デアアル、私見ニヨレバ此ノ基盤ハ驚クベキ弱体デアツテ決シテ甘イ觀念ヲ許サナイモノデアアルガ、此ノ認識ヲ欠ク凡テノ構想ハ空想ニ外ナラヌ

其ノ第二ハ「經濟基本構造ノ研究」デアアル
当面ノ所要ハ生キルコトデアアル、前記經濟基盤ノ認識ノ上ニ養

ハルベキ人口、勞務配置ノ現状、失業者ノ数等ノ諸点ニ考究ヲ進メレバ自ら我が国ガ持つベキ經濟ノ「基本構造」ガ判明シテ来ル、其ノ認識ノ上ニ凡テノ構想ハ打ち建テラレネバナラヌ

其ノ第三ハ「新統制方式ノ研究」デアアル
与ヘラレタル基盤ノ上ニ一定人口ヲ養フベキ經濟ノ基本構造ガ闡明セラレテ来ルコトハ、言ハバ素材ト機構トガ判明シテ来ルヤウナモノデアアルカラ、自ら其ノ素材ヲ以テ其ノ機構ヲ運轉シテ行ク技術ノ問題ガ抬頭スル、ソレガ往時ノ自由經濟方式其儘テハアリ得ナイコトニ疑ナシトスレバ、其処ニ何等カノ統制ガ必要トナル、然ラバ其ノ統制トハ如何ナル種類、如何ナル限度如何ナル方式ヲ以テ行ナハルベキヤヲ決定シナケレバナラヌ、

換言スレバ自由価格ノ範圍如何、配給物資ノ種類如何、勞務管理ノ限度如何、金融ハ自由ナルベキヤ、金利決定ハ自由市場ニ俟ツベキヤ、為替相場ハ如何、貿易ハ如何等々ノ問題デアアル

第四ニハ「經濟基本政策ノ決定」デアアル

以上三箇ノ方面ニ於テ夫々解答ガ用意サレルトスレバ之ヲ一箇ノ「基本政策」ニ組ミ上ゲルコトハ寧ろ容易ナコトデアアル、而シテ其ノ完成ノ晚ニ於テハ当面各般ノ具体問題ニ対シテ事前ノ後輕重ヲ判断スルコトガ可能トナリ同時ニソレ等ニ対シテ方向ヲ指示シテ具体策ノ立案ニ入ラシムルコトガ出来ルコトニナル以上四段ノ筋道ニ從ツテ研究スルトスレバ結論ヲ得ルコトハ必ず可能ナルノミナラズ左迄困難トハ思ハレナイ

四、具体的措置

上記ノ筋道ニ從ツテ成案ヲ作成スル為ノ具体的措置如何デアアルガ、政府ノ下ニ官一民一學者一ノ割合ヲ以テ組織スル諮問委員會ヲ設ケ、之ヲ前記其ノ三迄ノ各項ニ相当スル三ツノ小委員會ニ区分シテ研究報告セシメ最後ニ綜合委員會ノ如キモノヲ作ツテ前記其ノ四ヲ担当セシメル以外ニ方法ハナク又ソレテ足りル、諮問委員會ハ現在ノ内閣調査局ヲ其ノ儘利用スルコト固ヨリ差支ナク其ノ特別委員會トスルコトガ恐ラク最モ實際的ト思ハレルガ要ハ人選デアアル、未曾有ノ事態ニ遭遇シテハウイシヨシヨラ欠如スル個人輩ガ何等ノ用ヲ為サナイコトハ云フ迄モナイ、寧ろ偏跛ノ誹ハアツテモ思ヒ切ツテ少数人ニ此ノ難問ヲ托シ、同時ニ其ノ顔面固ヨリ、与ヘタル課題、研究ノ方向、向ヒツツアル結論等ヲ隨時洗ヒ浚ヒ天下ニ公表シ、天下有識者ノ共同研究ヲ勸奨シツツ進ムト云フ公明ニシテ民主的ナル方法ニ出タイ、然ラバ天下具眼ノ士、研究機關等ハ拳ツテ一言アルデアロウカラ諮問委員會ハ其等ノ声ヲ聞キツツ其ノ長ヲ採ツテ結論ヲ作ルトスレバ何ノ困難ハ無イ筈デアアル、從來ノ官僚的ナ考ヘ方ヲ以テスレバ此ノ如キ案件ヲ公開討論スルガ如キハ思ヒモヨラザルコトデアロウガソコガ頭ノ切り換ヘデアツテ、困難ノ実相ヲ國民ノ前ニサラケ出スコトハ何等差支ナイバカリデナク寧ろ進ンデ為サネバナラヌコトニ過ギヌ、而シテ其ノ実相ガ判明シ到達スベキ結論ガ隨時國民ノ前ニ示サレルト云フコトハ其自体國民ニ帰スルトコロヲ知ラシメ自ら順応スル機会ヲ与ヘルコトニ外ナラヌ

尚占領軍ノ出方ガ判ヲヌ間ハ何事ヲ考ヘルコトモ出来ヌト云フモノモ間々アルガ思ハザルモ甚ダシキモノデアツテ上記筋道ニヨル研究ガ出来テコソ先方ノ出方ヲ合理的ナラシメ得ルモノデアルコトハ贅ヌルマデモナイトコロデアアル

(終り)

注 横浜正金銀行総務部長木内信胤(大蔵省企画室参事)起草の文書と推定。横浜正金銀行タイプ用箋にタイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一一。

I-12 戦後に於ける「インフレーション」対策に就いて(昭和二〇年九月一日及び二三日津島寿一大蔵大臣演説)

戦後に於ける「インフレーション」対策に就いて

大蔵大臣津島寿一演説

一、戦後に於ける「インフレーション」対策に就いて(昭和二十年九月十一日於東京銀行集会所)

大東亞戦争は、畏くも大詔を拝しまして、其の終結を告げ臣子と致しまして真に感激措く所を知らず唯々大詔の御精神を体し大御心に副ひ奉り平和的、文化的、経済的新日本の建設の爲一意精進すべき新時代に入つたのであります。

惟ふに、新日本建設の大業は、内は華国再生の意気に合一し忍苦耐乏、凡ゆる困難を克服して戦後経営の任務を完うし、就中国民生活の安定、平和的産業の振興と文運の隆昌とを圖ると共

には外は盟約を飽く迄も厳守し、信を世界に布き、外国との友好關係を敦くし、国際平和の確立に貢献し以て速に平和的理想國家を実現し歴史に一大光輝を添ゆることであります。

此の大業完遂に当り内外施策すべき所は頗る複雑多端であります。我が國の現状に於て当面最も緊要であり且凡ゆる施策に共通一貫せる基盤たるべきものは社会及経済秩序の維持であると確信するものであります。

若し此の基盤が動揺し更に崩壊するが如きことがありますならば戦後の経営は空中の樓閣となり、財政経済の根柢は倒壊し、民生安定の如き到底期待し難いのであります。而して此の社会及経済秩序の維持の中核を為すものは実に通貨の信用を確保し、戦後経済に生ずる虞ある所謂悪性「インフレーション」を防止すると云ふことに存すると思ふのであります。

(略)

然らば如何にして之を阻止するやの対策の問題であります。此の点に關し私の所見を申述べますれば大要左の通りであります。

第一には「インフレーション」防止の根本であり其の必須条件とも申すべきものは国民全体が悪性「インフレーション」の惨害の如何に恐るべきものであるかと云ふことに對し明確なる認識を有ち之が防止に對して堅き決意と強き覚悟とを以て、政府の施策に協力すると云ふことであります。国民全体として経済道義の確立実践に精進すると云ふことであります。戦後経営の

困難は戦争遂行中に於けるが如き国民総力の結果が稍もすれば弛緩することであり、又経済道義が往々にして後退を見ることであります。今日迄諸外国に於て、戦時中悪性「インフレーション」なく、戦後に於て其の事例を見るに至つた所以は実に茲に存すると思ふのであります。去る第八十八回帝國議會に於て總理官殿下が此の問題処理の爲に、

「政府と致しましては、全力を挙げて「インフレーション」防遏に努め之が施策に万全を期する所存であります。此のこととは固より国民全幅の努力に依つて始めて克くし得るものであります」云々

と申されたことは此の際国民の特に深く銘記せねばならぬ所であり、第二には資金放出の部面に於ける「インフレーション」対策であります。資金放出部面の一は政府の財政であります。財政の膨張と「インフレーション」とが密接不可離の關係にあり、兩者相互に原因ともなり又結果ともなることは御承知の通りであります。第一次欧州大戦後に於ける独逸始め欧州の通貨の崩壊を見たる諸國の事例は端的に此の事を物語つて居るのであります。従つて政府は財政の処理に當つて速に戦時財政より戦後財政への切替整理を行ひ緊縮方針を堅持して政費の圧縮に全力を払ふ覚悟であります。

(略)

次に資金放出部面の二たる産業資金に付ても同様の考慮を払ひ、

緊要欠くべからざる民需産業資金の供給は之を円滑順便ならしめ、以て民生安定、経済復興を急速実現するは現下の事態に鑑み最も必要とする所であり、一方不急不要と認むべき事業資金の供給は極力之を抑制すると共に、既存設備並に資材の活用に対しては優先的考慮を払ふの要あるを認むるのであります。

戦時中に於ける資金供給の跡を顧みまするに、戦力増強の緊急性なる名目に押され、往々にして事業内容及所要資金に付充分検討審査することなく、資金の効率に對する考慮を怠り、膨大な軍需生産資金の放出を爲し、或は資金は幾らでも出るものなりと云ふが如き放漫なる指導又は経営理念行はれ、爲に物価の騰貴を助長し、惹ては資金軽視の傾向をさへ馴致するに至りましたことは誠に遺憾とする所であります。斯くの如き弊風は戦後金融運営上には断乎之を一掃し事業と金融とは密接合体し、良く事業内容、所要資金の程度を審査し、又事業採算を考慮せる合理的融資の方法を採ると共に資金効率の昂上を期すべきであります。各位は右の趣旨に基き戦後に於ける事業資金の融通に付最善の注意を払はれ、苟も此の部面よりする「インフレーション」の情勢の昂進を阻止するに万遺憾なきを期せられ度いのであります。

(略)

第三には資金吸収面に於ける「インフレーション」対策であります。

財政面よりする資金の吸収と相俟ち、国民貯蓄に依る資金吸収は戦時中と同様否それ以上の緊要性を有するものであります。国民貯蓄増加額は支那事変以来大東亞戦争勃発迄に合計約四百三十余億円、年平均約百億円に上り又大東亞戦争中は合計約一千三百億円、年平均三百五十億円に及び両者合計約千七百三十余億円の巨額に達し頗る顕著なる成績を取りましたことは蓋し国民愛國心の發露に依るに外ならぬのであります。然しながら戦争終結に伴ひ貯蓄心の後退を見るが如きことあらば由々しき大事であります。皇國の護持、新日本の再建、「インフレーション」防止の新目標と新構想の下政府は国民貯蓄の増強に邁進する考へでありまして、私は挙國更に一段と熱烈なる貯蓄報國に努力せられむことを切望するものであります。

而して貯蓄吸収の基本条件とも申すべきは預貯金等の安全を確保することでありまして、此の点に關し政府は預貯金等の支払制限所謂「モラトリアム」の如きは絶対には実施せざる方針であり、今日迄機会ある毎に其の旨声明致して居るのであります。後に於ても絶対的に此の方針を變更せざる心算であります。又預貯金者の便宜を図り現金使用の節約に資する為、最近預貯金の各店払制度の適用範囲を拡大すると共に預金小切手の金額限度を撤廃し、又退職金の支払に當り一定限度超過額に付ては定期預金証書を交付する方法を講じたが如き、何れも「インフレーション」防止の一環施策としての当面応急の措置であります。

尚世上往々にして平価切下等の名に依り預金又は國債等が其の表示価格を減額せらるべしとか、或は新規紙幣が発行せられて現在の銀行券に切替へらるべしと云ふが如き瑞摩憶測を爲し、惹て民心を迷す向きあるやに伝へられるのであります。斯くの如きは理論的にも實際上も何等根柢なきのみならず極めて有害なる流説に過ぎないのであります。従て国民各位は斯くの如き流言等に迷ふことなく冷静沉着に職務に精勵して戴き度いのであります。

尚第六として茲に付言すべきは爲替対策の問題であります。

(略)

私は此の「インフレーション」防遏に対しては國家護持の爲、又國民各自の利益福祉の爲、國民結束して共同陣營の確立を望むものでありますと共に特に金融人の強力なる支援を期待する者であります。私は戦争中金融機関が其の総力を挙げて戦争完遂に奮勵せられたる事実に感謝すると共に今後に於て更に数倍の努力を傾けられんことを切望する次第であります。

(略)

今や我國經濟は長期に亘る戦争の結果、国力著しく減退したるのみならず戦後内外の經濟的重圧多きを加へ國歩の艱難今日の如く甚だしきはないのであります。然し乍ら我々は、大詔の御

(略)

第四には資金部面と相俟ち最も重要な物資部面に於ける対策であります。即ち食糧其の他生活必需品の生産配給の確保並に現有物資の活用であります。就中衣食住の確保に依る國民生活の安定は戦後再建の中樞を爲すものであり「インフレーション」対策の眼目も亦茲に存して居るのであります。此の確固たる基礎を構築するに非ざれば、前述の如き財政金融部面に於ける諸方策も其の効果を挙ぐる事が出来ないものであります。此の意味に於て戦後の新段階に於ける施策の最重点を茲に置き國民挙げて食糧其の他必需品の増産に挺身するの要あることは今更喋々を要しない所であります。

更に第五には労務及賃銀の部面に於ける対策であります。労務及賃銀が「インフレーション」の消長に最も重大なる關係を有することは申す迄もない所でありまして、戦時に於ける労務が軍需産業に集中し民需生産を著しく圧迫し之が爲民需物資と一般購買力との間に大なる懸隔を来さしめ、「インフレーション」の傾向を助長し來つたのであります。今や其の趨勢は急転を見るに至り労務の再配置は戦後民需重点産業への優先的配置を行ふ方針の下に既に適切なる措置が講ぜられてゐるのであります。之と同時に「インフレーション」傾向阻止に多大の寄与を爲すべきは賃銀の適正化であります。

戦時中特に昨年以来賃銀の統制は乱れ、労務の能率は減退し、生産費の増嵩、物価の騰貴等の一大要因を形成して居たことは示しに從ひ、堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び、挙國一家、新日本建設の大業に邁進し、經濟の安定復興に渾身の勇氣を傾倒するに於ては此の國難を突破し前途の光明自づから開き來るものと信するのであります。私は我國經濟の平和的再建復興は戦後國際經濟の進展に寄与し、世界平和の確保に貢献するものであると云ふ見地より諸外國の賢明なる理解を得ると共に其の協力を期待して居るものであります。

二、「インフレーション」に就て(昭和二十年九月十三日津島大

藏大臣放送)

大東亞戦争は畏くも大詔を拝しまして、終りを告げたのであります。私共はこの戦争に負けたと言ふ悲しい而もはつきりした事實を認めて、過去のことにこだはらず、新しい氣持を以て、どうして早く此の戦争の後始末をするか、どうすれば生き生きとした新しい日本を築き上げることが出来るかと言ふことを決めて、國民挙つて、身も魂も之に打込んで行かねばならぬ新時代に入つたのであります。之には何よりも大詔の御精神を体し、大御心に沿ひ奉り、対外的には連合國に對し約束したことは、誠実且堂々と実行し、各國とは友好關係を結び又對内的にはお互の生活の安定を図り、戦争から生じた色々な負担を整理し文字通り平和となり、經濟も榮え、文化も世界各國に劣らない否それ以上に向上せしめて、本當の理想的國家を実現して、世界の平和に貢献して行く、斯くして、世界の歴史に輝かしい光を

放つと言ふ大きな仕事をするのが私共の双肩にかかつてゐるのであります。之が所謂新日本の建設であります。

さてこの大きな仕事を為し遂げることはもとより並大抵のことではありませぬ。又為すべき事柄は山ほどあります。然し私共に手近な所でも最も大切なことから、どしどし実行して行くと言ふことが一番賢明なやり方であると思ひます。この手近なことでも大切であると思ふことの一つとして、私は今日は「インフレーション」と言ふことに付てお話し上げます。

私共の仕事は今申したやうに、新日本と言ふ大きな建物を作ることであります。然しどんな建物でも先づその地盤を固めてからかならねばなりません。此の地盤が弱くぐらぐらしたのでは折角努力して作った建物も崩壊してしまひます。そこで私共の固めなければならぬ此の地盤と言ふものが、何であるかと言へば私共は社会及経済の秩序の維持と言ふことであると思ひます。そしてこの社会及経済の秩序を維持して行くと言ふことの中心となるものは、通貨の信用を保つて行つて、戦後の経済に生じ易い所謂悪性「インフレーション」と云ふものが起らないやうにすることでありませぬ。

(略)

此の「インフレーション」的現象又は傾向の起ることは大体競争には付き物であります。特に長期の大戦争に於ては然りであります。それが悪性「インフレーション」にならずにすむか、或は悪性「インフレーション」に陥るかは一に戦後の経営の適

否に依つて決するのだと申上げて差支ないのであります。夫れ

では我國の状態は今日どうであるかと申しますと、戦争遂行の為に御承知の如く政府は莫大な軍事費其の他必要な経費を支出致しました。又軍需産業等の為、多額のお金が使はれ、それが民間に放出されたのであります。一方皆さんにも重い税金を負担して頂き又、国債、預貯金等でも此の資金を極力吸収しましたが、それでも日本銀行券の発行高は非常に増加したのであります。一面此等の放出した金は殆んど大部分が戦争そのものや、戦争に使ふ物資を生産したのでありますから、お互の家庭に使ふ生活必需品の方は却つて、生産なり配給が減つたのであります。そこでこのお金と私共の使ふ物資との間に均衡が失はれまして、物価も騰貴して来ると云ふ状態を生じたのであります。

此の様な事情から我國でも戦争に伴ふ「インフレーション」の傾向が現はれて居ることは否定し難い所でありませぬ。若し此のままに捨てて置けば或は所謂悪性「インフレーション」になる恐れがあるかも知れないのであります。万一にも悪性の「インフレーション」になつた場合、今日私共の貯蓄なり資産なりはその価値が下り又経済取引のもとである通貨が標準を失つてしまひ、仕事をするにも採算が分らなくなり、何をやるにもより所がなくなる、一般の生活はやり切れなくなる、経済の秩序が乱れる、此う云ふ場合に物をもつて居れば大丈夫だなどと云ふことは、個人的狭い考へ方で、国民大衆が食へなくなつて、国が乱れては、どんな人でも此の大波に捲込まれるのであります。

すから、此の人達も安定した生活が得られると云ふことは考へられないのであります。

そこで個々の人の生活と利益を守る為にも、国民全体の幸福の為にも、又冒頭に申しました輝かしい新日本建設の基盤を築き上げる為にも、皆さんが政府と一体となつて、共同利益擁護の為、この悪性「インフレーション」防止の為に、全力を尽くして頂かなければならぬのであります。

それならば、果して「インフレーション」は防ぎ得られるかと申しますれば、私は、政府の方策が適切であり、国民全体が之れに協力して之を実行すると云ふ決心と覚悟とがあれば、之を防ぎ得ると言ふ確信を有つて居り、又そうしなければならぬと存するのであります。

此の点に付きまして、政府の実行せんとする「インフレーション」対策を申述べます前に、先づ大体的見透しを申します。今日迄「インフレーション」の情勢を導いて来た原因である戦費等も戦後処理の片付くと共にその支出はなくなり又軍需生産に要した金の放出も、今後は阻止される訳であります。従つて此の点から申せば「インフレーション」よりも寧ろ「デフレーション」に移る状態に向つて居るのであります。又軍需産業は漸次民需産業に移り替つて行きますから、急にと言ふ訳には参りませぬが、民需物資が増産され、金と物との不均衡が是正されると云ふことも想像出来ます。又労務も過剰になるから人手不足で生産に差支へることはなくなりませぬ。更に貨銀が暴騰し

て物価が吊上げられたと云ふことも、今後はなくなりませぬ。彼れ此れ考へると「インフレーション」を防止するいい条件が出て来て居るのであります。然し一方戦後の経営には新しい各種の経費が要り、其の額は決して少なくはないのであります。況んや「ポツダム」宣言を履行する上に於て重大な負担のあることは今から覚悟して置かなければなりません。それに我國経済力は著しく減耗してゐるのであります。でありますから私共は決して安易な気持ちで此の見透しに頼る訳には参らぬのであります。然し大局より申して「インフレーション」の昂進を防ぐ事が出来る情勢が開けて居ると申上げて差支へないのであります。

そこで此の大勢の上に立つてどうして悪性「インフレーション」を防止し得られるかと云ふことに付私は茲に政府も国民も実行すべき対策五箇条を申し上げたいのであります。

第一は財政の緊縮であります。政府も地方団体も戦時財政から戦後財政への切替を行ひ極力経費を切詰めて行くことであります。政府は差当り昭和二十年度の予算に付ても既定経費に節約を加へる方針で目下所謂実行予算を編成中でありませぬが特に来年度予算の編成に当りましては此の方針を堅持して財政緊縮の實を挙げる為あらゆる手段を講ずる決心であります。

第二は金融面からする資金の放出を抑制して行くことであります。もとより今後も必要な産業には十分な資金を融通することは当然であります。然し不急不要と認める事業に対する融通

は極力抑制します。特に戦時中兎角、資金を軽視する風が生じ、事業をするには、金のことは問題じやない金は幾らでも出るので等と云ふ間違つた考へ方で、自然放漫な経営に陥つた事例も少なくないので、斯くの如き弊風を一掃するのは当然であり、尚資金の効率を上げる即ち少ない資金で大きい効果を挙げる様に仕向けて行くことに致す考へであります。

第三には国民貯蓄の増加を図ることであります。国民貯蓄の増加は、支那事変勃発以来大東亞戦争終結迄に約千七百三十余億円の巨額に達し頗る好成績を取めたことは偏に国民の愛国心の発露であると存じ、誠に感謝に堪へないところであります。然し戦争がすんだからもう貯蓄もさうしなくていいのだらうなどと云ふことになれば由々しき大事であります。戦後に於てこそ国民貯蓄の必要が更に一層増加してゐる訳であります。此の趣旨から今日の新聞にも発表されて居ります通り、政府は閣議に於て戦後国民貯蓄増強の新方針を決定致しまして、皇国護持の為に、新日本の再建の為に、そして「インフレーション」防止の為に、新しい目標を掲げて、新しい気分になつて、国民貯蓄の増加を図ることとなつたのであります。私は国を挙げて更に一段と熱烈なる貯蓄報国に向つて邁進せられんことを切望するものであります。一方政府と致しましては、貯蓄の対象となる預金、貯金、国債その他を有つて居る方々に對し其の利益を保護する為万全の措置を講じますと同時に各種の利便を図ることは当然でありまして、預貯金の保護に付ては支払制限即ち「モ

に国民生活の安定を得ず、金と物との関係が均衡のとれぬものになるのであります。政府に於きましては、戦後の新段階に於ける施策は、この点に最も重点を置いてゐる次第でありまして皆極も、あげて、食糧その他生活必需品の生産と供出と配給に挺身して戴きたいのであります。

それから第五は労務及賃銀のことでありますが、この方面からも悪性「インフレーション」を防いで行くことに力を注いで行かねばなりません。戦時に於ては、軍及軍需産業等に労務要員が集中して、民需生産を著しく圧迫したのであります。今日では復員其他で労務が過剰になると言ふ状態に移り替つたのであります。又戦時中の賃銀は高く、生産費を高め物価の騰貴を来し、通貨の膨張を生じたのであります。今日の新事態に処して、政府は労務の適正なる配置と賃銀の適正化を図つて悪性「インフレーション」防止の途を開いて行く考へであります。それにしては、労務の能率を上げることが何よりも大切で労務の賃銀が適正化しても、一面仕事の能率が著らぬやうでは到底所期の目的は達せられないのであります。

右の他対外関係で為替や貿易のこともありますが複雑になりまますからそれは省略します。以上私は「インフレーション」対策五箇条を簡単に説明したのでありますが、此の五箇条を政府と皆様とが今後一緒に進んで、実行するに於ては、私は悪性「インフレーション」は防止し得ると云ふのであります。どうか皆様は以上の事態に對し明確なる認識を持たれ、強い信

「ラトリウム」の如きは今後も絶対に実行しないことを明言する次第であります。又当面必要でない程の現金をお持ちになることが却つて不安でもあり、不便でもあるのみならず、往々にして、之が購買力を刺戟すると云ふことを防ぐ意味から例へば預貯金の通帳を持つて行けばどの銀行等でも払戻の便宜を受け得るとか又預金小切手の金額の制限を撤廃するとか、あらゆる手段を講じて居ります。私は我國程、預貯金者の保護と、其の利便を図つて居る国はないと存じて居るのであります。又国債その他利付債権の如きも其の価格が維持出来る様にあらゆる措置を講ずる考へでありますから、どうか御安心を頂きたいのであります。ここで一言付け加へたいことは、近頃平価切下げ等と言ふ名目で預金や国債等がその表示価格を減額せられるとか、或は新しいお札を出して、現在の銀行券に切替られるのでなからうかと云ふ所謂「アマ」が流布され、惹いて民心を迷はすやうなことを往々耳にするのであります。斯くの如き事は理論的にも實際上にも、何等根拠のないことでありますから、どうか皆様は斯くの如き流言に迷ふことなく、冷静沈着に仕事に励んで頂きたいのであります。

第四には物の関係であります。

此のことは今日は詳しく申上げませぬが、前に申上げたやうに結局「インフレーション」は物と金との関係であります。以上のやうに金の部面に於て色々の施策を行つても物の部面、即ち食糧その他生活必需品等の生産及配給がうまく行かないとそこ

念の上に立たれて、徒らに流言蜚語に迷ふことなく、堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び、外国に對して約束したことは確実に実行し、新しき日本を建設する固い固い基盤を先づ打ち建てて行く為めに努力されるやうに之が私の心からのお願ひであります。注 活版刷パンフレット。大蔵省財政史編「戦後財政史」終戦から講和まで「第一七卷」資料(1)、一八二—一九一ページに全文収録。

I—13 新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営ニ関スル件(未定稿)(昭和二〇年九月一八日綜合計画局戦時物価部)

新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営ニ関スル件(未定稿)

二〇、九、一八

終戦ニ伴ヒ戦時經濟運営ノ為メ價格統制ハ当然之ヲ撤廃スベキモ現段階ニ於テハ國民生活ノ安定ヲ確保スルト共ニ經濟ノ混乱悪性インフレーションノ發生ヲ防止スルノ要アリ而シテ物資等需給ノ現状ヲ顧ミルトキハ統制ノ撤廃ニハ其ノ時期、順序、方法等ニ自ラ緩急アルベク依テ此ノ際概ネ左記方針並ニ要領ニ依リ價格統制ノ運営ヲ改メントス

第一、價格等統制ノ方針

一、從來ノ如キ広汎且複雑多岐ニ互リシカモ其ノ効果著カラザル價格等ノ統制ヲ改メ、其ノ重点化ト簡素化トヲ図ルコトトシ價格等統制ノ目標ヲ此ノ際少クトモ國民ノ最低生活維持ニ必要ナル生活費ノ安定確保ニ置キ生計費ニ對シ影響

スルトコロ大ナル物資等ノ価格統制ハ之ヲ繼續シテ可及的ニ其ノ安定ヲ期スルコトトスルモ生計費ニ対シ影響スルトコロ大ナラザル物資等ニ付テハ從來ノ價格統制ハ之ヲ緩和乃至撤廃シテ其ノ出廻促進ノ効果ヲモ期待シツツ多少ノ價格高ハ之ヲ容認スルコト

二、從來ノ經驗ニ顧ミ官治的色彩強キ從來ノ統制方式ヲ改メ官民一体ノ統制、特ニ民間ノ自律的統制方式ヲ採用シ統制價格等ヲ公定スルコトハ之ヲ必要最少ノ範圍ニ限り其ノ他ハ可及的ニ民間団体等ヲシテ協定等ニ依リ設定セシメ政府ノ之ニ対スル指導監督ハ必要ノ限度ニ止ムルコトトシ而シテ從來ノ統制ヲ撤廃シタル物資等ノ價格ニ付テモ可及的ニ業者等ノ自治統制ヲ指導スルコト

三、價格等統制ノ実効ヲ期スル為、特ニ價格等ノ安定ヲ確保スベキ絶対生活必需物資等ニ付テハ先ツ消費者ニ対スル此等物資等ノ配給ヲ確保シテ間存在ノ余地ヲナカラシムル如ク措置スルト共ニ生産者ニ対シテハ生産所要資材ノ確保等ニ付配意シ且已ムラ得ザル原価ノ昇騰アルトキハ所要ノ改訂ヲ迅速ニ行フ等價格ガ生産ノ実情ト遊離セザル如クスルコト

四、價格等統制ヲ緩和乃至撤廃シタル場合ニ於テハ需給ノ実情ニ即シタル價格ノ形成ヲ期待スベキモ不当ニ高価ナル売買等ハ之ヲ暴利行爲トシテ取締ルコトトシ物價秩序ノ不当ナル混乱ヲ防遏スルコト

悪企業ヲ整理スル等ノ為ニ價格政策ヲ活用スルノ必要アル等ノ場合ニ於テハ其ノ統制額ハ政府ニ於テ公定スルコト

(例) 非鉄金属及化学工業ノ一部等

(一) 公定額ノ設定ハ其ノ微細ニ互ルヲ避ケ大枠ヲ示ス程度ニ止メテ其ノ細目ハ業者団体等ノ協定等ニ委シ或ハ生産者價格ヨリ消費者價格ニ至ル各段階ノ價格ノ一ヲ公定スルニ止メテ其ノ他ハ業者団体等ノ協定等ニ委スルコト

(二) 公定額ノ設定ハ必シモ中央官庁ニ於テ全国一律的ニ之ヲ行フコトトセズ物資等ノ生産乃至配給ガ地方的ニ処理セラルル場合等実情ニ応ジ地方官庁ニ於テモ之ヲ行フコト

(四) 公定額ノ設定ハ適正ナル生産費ヲ基礎トシテ之ヲ行フモ微細ナル原価ノ算定等ニ捉ハレテ徒ラニ時日ヲ要スルガ如キコトナキ様適宜遠観ヲモ加ヘテ迅速ニ処理スベキコト

(五) 他ノ法令又ハ法令ニ基ク行政官庁ノ処分ニ依リ設定セラレタル價格等アル場合ニハ從來通り之ヲ統制額トシテ採用シ別途ニ公定額又ハ協定額ノ設定ハ之ヲ行ハザルコト

(例) 塩、煙草ノ價格、繭、生糸ノ價格、電力料金等
(六) 公定額ノ設定セラレアル價格等ニ付テハ之ト競合スル協定額ノ設定ハ許サザルコトトスルモ協定額アル場合ニ

五、現行價格等統制令及暴利行爲等取締規則ニ所要ノ改正ヲ行フコト

第二 價格等統制ノ要領

一、價格等ノ統制ハ從來ト同様最高價額ヲ設定シテ之ガ遵守ヲ法規ニ依リ取引当事者ニ強制スルコトトスルモ(此ノ場合ニ於ケル最高價額ヲ仮リニ統制額ト称ス)統制額ハ政府ニ於テ設定スルカ(此ノ場合ニ於ケル統制額ヲ仮リニ公定額ト称ス)業者団体等ニ於テ設定スルカ(此ノ場合ニ於ケル統制額ヲ仮リニ協定額ト称ス)ノ何レカニ依ルコトトシ從來ノ停止額制ハ之ヲ廃止ス

二、公定額制

(一) 公定額ヲ設定スベキ物資等ノ範圍ハ之ヲ必要最少限度ニ止ムベキモ

(1) 主要生産基礎物資、主要食糧及燃料其ノ他国民生活ニ絶対必要ナル物資等ニシテ之ガ絶対需要量ニ対シ供給量ハ相当ニ不足スルト見透サルルモノニ付テハ政府ノ責任ニ於テ其ノ需給ヲ統制スルト相表裏シ且消費者價格安定ノ為ノ国庫補助金ノ支出アル等ニ顧ミ其ノ統制額ハ政府ニ於テ公定スルコト

(例) 米麦類、甘藷馬鈴薯、大豆、薪炭、木材等
石炭、棉花、羊毛等

(2) 右以外ノ物資等ニ付テモ業者団体等ニ於テ價格ヲ協定スルコト困難ナルカ或ハ其ノ能力ニ乏シキ場合、又ハ劣

之ニ代ル公定額ヲ設定スルコトハ差支ヘナキコト

現行ノ公定額ハ價格等統制令改正ノ際ニ於テ特ニ公定額トシテ存置スベキモノヲ除キ之ヲ新令ニ依リ協定額ト看做シ尚此ノ際價格統制ヲ撤廃スベキモノニ付テハ関係告示ヲ改廃スルコト

三 協定額制

(一) 協定額ノ設定ハ價格統制ヲ必要トスル物資等ニシテ公定額ノ設定セラレザルモノノ凡テニ互ルモ其ノ運用ハ物資等ノ需給ノ実情ニ照応シ統制ノ緩厳ニ相当ノ弾力性ヲ有セシムルコト

(1) 国民生活ニ必要ナル物資等ニシテ資材其ノ他ノ関係ヨリ供給量ノ増加ヲ早急ニ期待シ得ザルモノニハ相当程度ノ需給統制ヲ行ヒ消費者ニ対シテハ一定量ヲ必ズ確保スルト共ニ生産者ニ対シテモ生産所要資材等ヲ確保シツツ其ノ價格ハ可及的ニ安定ヲ図ルコトトシ業者団体等ヲシテ適正ナル生産費ヲ基礎トセル協定額ヲ設定セシムルコト

(例) 鉄鋼及其ノ製品、纖維製品、皮革製品、石鹼等
油脂製品、ゴム製品、燐寸等

(2) 国民生活ニ必要ナル物資等ニシテ資材其ノ他ノ関係ヨリ今後或ル程度ノ供給増加ヲ見込ミ得ルモ尚或ル程度ノ需給統制ヲ必要トスル物資等ニ付テハ生計費ニ対スル多少ノ影響ハ之ヲ忍ビツツ價格高ニ依リ生産促進ノ効果ヲ

期待シ業者団体等ヲシテ需給ノ実情ニ即応セル協定額ヲ設定セシムルコト

(例) 金屬製品、陶磁器製品、其ノ他日用雜貨類

(二) 協定額ノ設定アリタルトキハ之ヲ行政官庁ニ届出アシメ行政官庁ハ之ヲ認証シタルトキ初メテ統制額トシテノ效ヲ生ズルモノトスルコト

協定額ノ認証ハ行政官庁ノ公示ニ依リ行フコトトスルモ公示ノ内容ハ協定額ヲ一々記載スルガ如キ煩ヲ避ケ其ノ概略ヲ示スヲ以テ足ルモノトスルコト

(三) 協定額ノ修正ヲ為スコトヲモ命ジ得ルコト

(四) 協定額ノ設定ニ当リテハ規格、等級、計算方法等ヲ簡素化シテ價格等ノ簡素化ヲ図ルト共ニ價格査定制度等ヲ活用シテ規格、品質等ノ確保ヲ期シ得ル如ク關係業者団体等ノ自治的統制ヲ指導スルコト

(五) 協定額ヲ設定スベキ物資等ノ種類ノ指定ハ原則トシテ中央官庁ニ於テ之ヲ行フモ実情ニ応ジ地方官庁モ之ヲ行

ヒ得ルコトトシ協定額ノ認証ハ協定額ヲ設定スベキ物資等ノ種類ノ細目及業者団体等ヲ指定シタル行政官庁ニ於テ之ヲ行フモノトスルコト

(六) 協定額ノ設定ハ他法令額及公定額アル場合ニハ之ヲ許サザルコトトスルコト

現行ノ協定額ハ(統制令第三條及第四條ノ四ニ依ルモノ)價格等統制令改正ノ際ニ於テ特ニ廃止ノ告示ヲ為サザルモノノ外ハ之ヲ新令ニ依ル協定額ト看做スコト

四、價格統制ノ撤廃

(一) 国民生活ニ對シ絶対ニ必要トハ認メラレザルモノニシテ之方價格高ノ生計費ニ對スル影響モ絶対的トハ思料セラレザル場合ニ於テ生産ノ見透シヨリスルトキハ此等物資等ノ需給ヲ敢テ統制セズ價格モ亦需給關係ノママニ放置スルモ差支ナク却テ之方為供給ノ増加ヲ期待シ得ルガ如キモノニ付テハ此ノ際價格統制ヲ撤廃スルヲ可トスルコト

(例) 下駄、齒磨等日用雜貨類、娛樂道具類

尚生活必需物資ニ屬スルモノ需給ノ統制ガ技術的ニ困難ナルモノノ如キハ價格等統制ヲ撤廃スルモノ自ラ需給關係ニ從ヒ或ル程度ノ價格ニ落付クモノト予想セララル

(二) 原価計算規則ハ之ヲ廃止スルコト 但シ經營ノ合理化價格ノ適正化等ノ目的ノ為原価計算ノ有効ナル活用ハ今

後共必要ト認メラルルヲ以テ業者団体等ニ於テ之ニ関スル或ル程度ノ準則ヲ定ムル等自治的ニ原価計算ヲ行ハシムル如ク指導スルコト

(三) 其ノ他 統制額ヲ明示スベキ義務ヲ業者ニ課スルコト 公定額、協定額ノ公示ノ方法、地方官庁ニ於テ公定額ヲ定メタル時等ニ於ケル隔地者取引ノ準拠價格、所管行政官庁ノ整理等ニ付所要ノ規定ヲ設クルコト

六 暴利行為等取締規則ノ改正

統制額ノ定メナキ價格等方不当ニ高価トナルヲ取締ル為現行規則ニ概ネ次ノ如キ改正ヲ加フルコト

(一) 取締ノ客体ヲ「物品ノ売買」「物品ノ媒介ノ媒介」「修繕」ニ限定スルコトナク一般のナル取引ニ拡張スルコト 但シ取締ヲ受クル者ハ從前通り業者トシ一般消費者、非業者ニハ及バザルコト

(二) 取締ノ基準觀念ヲ不当ニ高価ナル売買等ノ取締ニ置き、取締当局ニ於テ或ル程度ノ基準的ナル價格等ヲ用意シ置クコト

注 ガリ版刷。 出所 大藏省資料乙五〇五七。

期待シ業者団体等ヲシテ需給ノ実情ニ即応セル協定額ヲ設定セシムルコト

(例) 金屬製品、陶磁器製品、其ノ他日用雜貨類

(二) 協定額ノ設定アリタルトキハ之ヲ行政官庁ニ届出アシメ行政官庁ハ之ヲ認証シタルトキ初メテ統制額トシテノ效ヲ生ズルモノトスルコト

協定額ノ認証ハ行政官庁ノ公示ニ依リ行フコトトスルモ公示ノ内容ハ協定額ヲ一々記載スルガ如キ煩ヲ避ケ其ノ概略ヲ示スヲ以テ足ルモノトスルコト

(三) 協定額ノ修正ヲ為スコトヲモ命ジ得ルコト

(四) 協定額ノ設定ニ当リテハ規格、等級、計算方法等ヲ簡素化シテ價格等ノ簡素化ヲ図ルト共ニ價格査定制度等ヲ活用シテ規格、品質等ノ確保ヲ期シ得ル如ク關係業者団体等ノ自治的統制ヲ指導スルコト

(五) 協定額ヲ設定スベキ物資等ノ種類ノ指定ハ原則トシテ中央官庁ニ於テ之ヲ行フモ実情ニ応ジ地方官庁モ之ヲ行

(例) 生鮮魚介類(生鮮蔬菜類)

又生産用原料資材等ニシテ將來ニ於ケル需給ノ關係ヨリスルトキハ之ヲ放任セバ寧ろ價格ハ低落スベク予想セララルモノニ付テモ此ノ際價格統制ヲ撤廃スルヲ可トスルコト

(例) ピッチコークス、マンガン等

(二) 價格統制ヲ撤廃シタル物資等ノ價格ニ付テハ關係業者団体等ヲシテ例ヘバ基準價格ヲ設定セシメ自治統制ヲ行ハシムル等ノ指導ニ依リ不当ナル價格ノ昂騰物價秩序ノ破壊ヲ可及的ニ防止スルコト

(三) 現行ノ價格等統制令ニ於ケル停止額制ハ之ヲ廃止スルコト

尚現行ノ停止額(指示額及許可額ヲ含ム)ハ特ニ公定額又ハ協定額トシテ存置スベキモノノ外ハ之ヲ廃止スルコト(現行ノ公定額及協定額中此ノ際價格統制ヲ撤廃スベキモノノハ關係告示ヲ廃止スルコト前述ノ通)

五 其ノ他價格等統制令ニ関スル事項

(一) 取引ノ実情ニ応ジ統制ノ適用除外、統制額ヲ超エテ取引シ得ル例外許可等ノ運営ヲ整理スルコト 尚一般消費者ヲ統制ノ適用ヨリ除外スルコトハ從來通りトスルコト

I-14 本年十二月初迄ニ実施スベキ重要施策及調査事項(昭和二〇年九月二十八日大蔵省)

昭和二十年九月二十八日
本年十二月初迄ニ実施スベキ重要施策及調査事項(未定稿)
大蔵省

第一、財政関係

一、行政整理ニ関スル件

終戦ニ伴ヒ大幅ノ行政整理ヲ行フト共ニ右行政整理及終戦後ノ行政事務ノ変更ニ即応スル行政機構ノ改革ヲ推進セントス

二、恩給制度ノ改正ニ関スル件

財政ノ均衡等ヲ図ル為恩給制度ノ改正ヲ行ハントス

三、価格差補給金等ノ廃止ニ関スル件

財政ノ均衡ヲ図ル等ノ為価格差補給金並ニ各種団体ニ対スル補助金等ヲ徹底的ニ整理スルト共ニ特殊会社等ニ対スル損失補償、利益配当補給金及社債元利支払保証制度等ノ改革ヲ行ハントス

四、国有財産等ノ私下ニ関スル件

財産負担ノ軽減ヲ図ル等ノ為国有財産ノ私下ヲ行ハントス
尚官営事業及専売制度ニ付検討ヲ加ヘントス

五、地方財政ノ緊縮ニ関スル件

地方財政ニ付テモ極力之ガ緊縮ヲ行ハシムルモノトス

第二、租税関係

一、税制改正ニ関スル調査審議ニ関スル件

戦後ニ処スベキ適切且強靱ナル租税制度ヲ確立スル為急速ニ中央及地方ヲ通ズル根本的税制改正ノ調査審議ヲ取進ムルコトトシ之ガ為必要ナル調査審議機構ヲ設ケ具体案ノ確定ヲ図ルノ措置ヲ講ゼントス

二、酒類ノ増産及配給ニ関スル方策ノ確立ニ関スル件

租税収入ノ確保ヲ図ルト共ニ民生ノ安定及通貨収縮ニ資スル等ノ要アルヲ以テ此ノ際可及的ニ酒類ノ増産ヲ図ルコトトシ之ガ為各種原材料ノ割当及受配等ニ付適切ナル措置ヲ講ズル一面戦争終結後ニ於ケル酒類ノ需要面ニ於ケル新事態ニ対シ配給ノ適正ヲ期スル為速ニ改訂計画ヲ樹立セントス

三、関税制度ノ整備改善ニ関スル件

終戦ニ伴ヒ将来ニ於ケル貿易ノ諸情勢ニ即応シ対外関係ニ於ケル親善ヲ増進シ且産業新建設ニ資セシムル為関税制度及関税ノ運営機構ニ付必要ナル整備改善ヲ加ヘントス

第三、専売関係

一、煙草ノ増産ニ関スル件

残存建物又ハ不用トナリタル軍需工場等ヲ利用シ戦災煙草工場ノ製造能力ノ一部回復ヲ図ルト共ニ戦時中疎開セル煙草製造用機械ヲ戦災ヲ免レタル煙草工場ニ再配置シテ煙草製造能力ノ急速ナル回復ヲ図ラントス

二、塩ノ増産等ニ関スル件

塩生産意欲ノ昂揚、燃料ノ確保、製塩ノ機械化及電氣化促進、休廃止塩田ノ復活、新規塩田ノ開発、自給製塩ノ促進等ニ依リ塩ノ増産ヲ図ルト共ニ凡ユル方途ヲ講ジ外塩ノ輸入ヲ図ラントス(下半年要輸入量六六万屯程度ナリ)

第四、金融及物価関係

一、金融機関ノ資金運用ニ対スル新ナル調整方式ニ関スル件
金融機関ノ貸出其ノ他資金運用ニ関スル従来ノ個別的統制方式ヲ改メ可及的ニ業者ノ自主制ヲ強化シ政府ハ大綱的乃至総合的資金運用調整ヲ行フベキ方式ヲ確立セントス

二、軍需企業等ニ対スル補償等ニ関スル件

軍需企業等ニ対スル国家補償ノ方針ヲ決定シ戦時中ニ政府ガ企業ニ対シ公約シタル諸種ノ補償ノ中戦争終結前ニ係ルモノニ付テハ速カニ総合的ニ交付方考究シ適宜措置セントス

三、預金等安定制度ノ恒常化ニ関スル件

預貯金ノ支払等ニ付テハ非常金融措置ニ依リ之ガ安定化ヲ図リ居レル処之ガ恒常的制度化ヲ図ラントス

四、金融ノ調整ニ関スル件

国債三分五厘ヲ基準トスル現行金利水準ハ之ヲ維持スルモ現下ノ激変セル金融事情ニ鑑ミ新ナル見地ヨリ各種金利ニ付再検討ヲ加ヘントス
五、通貨ノ製造ニ関スル件

今後ノ事態ニ備ヘ万全ヲ期スル為各種ノ日本銀行券ノ増刷ヲ行フト共ニ陶貨ノ製造ハ之ヲ中止シ、硬貨ノ鑄造ヲ再開セントス

六、物価ニ関スル件

国内資金及物資量等ヲ勘案シ適切ナル物価水準ヲ求ムルニ努ムルト共ニ公定価格制ノ再検討、価格差補給金ノ原則的撤廃ヲ図リ他面主要生活必需品資特ニ需給ノ均衡ヲ得ザルモノニ付テハ適実ナル価格及配給ニ関スル措置ニ付慎重ナル考究ヲ積ミ速ナル実施ヲ図ラントス

七、戦時経済諸統制ノ運用方針ノ改変ノ具体的方式ニ関スル件

戦時経済諸統制ハ其ノ必要ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ撤廃スルコトトシ新日本建設ヲ目途トシ国民ノ創意ニ基ク潑刺タル自主的活動ヲ推進スルヲ旨トスル一面戦時経済ヨリ戦後経済ニ移行スル過渡期ニ於テ国民生活ノ安定ヲ確保シ経済秩序ヲ維持スルガ為ノ規制ニ付実情ニ適応スル措置ニ付遺憾ナキヲ期セントス

第六、貯蓄関係

一、国民貯蓄ノ増強ニ関スル件

広く民間知識人ヲ動員シテ一般大衆ニ対シ悪性「インフレ」ノ発生下其ノ影響、我国戦後経済ノ見通ト悪性「インフレ」防止ノ可能性等経済知識ノ普及啓蒙ヲ図リ、戦後貯蓄ガ新日本経済建設ノ基盤トシテ其ノ緊要性ヲ深く認識セシムル

ト共ニ「ラヂオ」放送・新聞・雑誌・講演会・懇談会及展覧会ノ活用、戦後貯蓄強調週間ノ設定並ニ貯蓄指導員ノ再教育等ニ依リ全国的ニ国民運動ノ展開ヲ促進セントス

第七、外地滿支南方關係

- 一、在外金融機關及企業ノ処理ニ関スル件
- 外地其ノ他在外本邦金融機關及企業等ニ対スル國家補償其ノ他ノ方善後措置ヲ決定セントス
- 二、引揚民其ノ他在外邦人ノ対日送金処理ニ関スル件
- 滿州・支那・南方及外地等ヨリノ引揚民其ノ他在外邦人ノ持帰金其ノ他対日送金ニ対シ所要ノ処理ヲ行ハントス
- 三、華人及鮮人勞務者持帰金ニ関スル件
- 華人及鮮人勞務者ノ引揚ニ際シ本邦ヨリノ持帰金、郷里送金等ニ対シ所要ノ補償措置ヲ講ゼントス
- 四、本邦在外財産ニ対スル措置ニ関スル件
- 本邦在外財産ガ賠償ノ対象トナルベキ場合ヲ予想シ之ガ実體ヲ調査スルト共ニ其ノ補償措置ヲ考究シ置カントス
- 五、在外資金ノ調達ニ関スル件
- 従来ノ方法ニ依リ在外資金ノ調達不可能トナリタルニ対処シ在外軍隊・居留民等ノ差当リノ經費支弁ニ當ツル為特別方法ヲ考究セントス

第八、対外關係

- 一、賠償金問題ノ研究ニ関スル件
- 賠償金支払ハ今後我國經濟ノ方向ヲ決定スル重要問題ナルヲ以テ凡ユル角度ヨリ之ヲ研究シ置カントス
- 二、対外貿易政策ニ関スル件
- 民生安定及賠償金ノ為ノ対外貿易政策及之ガ決済方式並ニ國際通貨協定ニ対スル本邦ノ採ルベキ態度ヲ研究シ置カントス

第九、法令關係

- 一、戰時統制法令ノ改廢ニ関スル件
- 國民ノ自主的活動ニ依リ新ナル經濟建設ニ邁進セシムル為大藏省關係戰時統制法令ハ之ヲ廢止シ、一方戦後ニ於ケル民生安定上必要最少限度ニ於テ存置ヲ必要トスル規定ヲ別途簡易平明ナル單行法等ニ取纏メントス
- 二、會計法令ノ改廢ニ関スル件
- 會計法戰時特例等ノ廢止ト共ニ會計事務ノ能率化等ヲ図ル為會計法ノ改正ヲ行フト共ニ外地特別會計法等ノ廢止ヲ行ハントス
- 三、戰時法令等ノ改廢ニ関スル件
- 各種戰時法令ノ改廢ヲ行フト共ニ朝鮮等外地施行關係法令ノ廢止ヲ行ハントス
- 第十、其ノ他
- 他省ノ採ルベキ措置ニ対応シ大藏省トシテ措置ヲ要スル事項

- 一、軍事上並ニ産業上ノ復員ノ円滑敏速ナル実行ヲ可能ナラシムルベキ方策
- 二、帰還兵・産業復員ニ依リ離職者・戦災者等ノ生活不安除却ニ関スル方策
- 三、食糧ノ徹底的増産施策
- 四、軍需物資資材ヲ急速ニ民生ノ安定ノ為ニ転換スル方策
- 五、民生安定ノ為ニスル衣糧及住宅問題ノ処理

注 ガリ版刷。原文において「第五」が欠落、単純な付番ミスと思われる。

出所 大藏省資料乙五二六〇一―一。

I-15 終戦後ニ於ケルインフレ防遏対策説明要旨

終戦後ニ於ケルインフレ防遏対策説明要旨

序説

終戦後ニ於ケルインフレ防止対策ニ付テハ九月十一日ノ銀行集会所ニ於ケル大藏大臣ノ演説ニ詳細述ベラレテアルカラ之ヲ敷衍シテ申上ゲル。社会及經濟秩序ノ維持ノ中核ヲ為スモノハ通貨ノ信用ヲ確保シ戦後經濟ニ生ズル虞アル所謂悪性インフレーションヲ防止スルコトニアルノデアツテ大藏省ノ任務全部ハコノ問題ノ解決ニ傾倒サレテ居ルワケアル。戦争中殊ニ終末前ニ於テハ通貨ハ急激ナル膨張ヲ示シ悪性インフレーションノ懸念ガアツタ之ハ膨大ナ臨時軍事費ヲ中核

トスル國費ノ支出ニ依リ國債ノ所謂不消化ト軍需融資ヲ中心トスル日本銀行貸出ノ増加ニ基因スルモノデアアル。

終戦後ニ於テハ臨時軍事費ノ支出モ軍需融資ニヨル支出モ消滅セルコト及物価騰貴ノ一大原因タリシ勞賃モ合理化セラルルコト等インフレ減少ノ原因モ存スルノデアアルガ他面食糧増産、産業ノ転換、復員、戦災地ノ復旧、傷痍軍人遺家族ノ援護、帰還將兵ノ厚生ニ関スル諸経費等ノ為今後多額ノ新規資金ヲ要スルノミナラズ内外企業ノ債權債務ノ処理及賠償義務ノ履行ニ伴フ負担ヲモ顧慮スルトキハインフレーションノ防遏ハ容易ナワザアハナイト思ハレル加フルニ一方巨額ノ國債預金等過去ニ於ケル蓄積ノ重圧ガアリ他方經濟ノ基盤ガ従来ノ半分程度ニ縮減セラレタコトヲ考ヘルト非常ナ困難ヲ伴フモノト思フ。

インフレ防止対策トハ

- (イ) 國民ニ対スル認識ノ徹底即チ悪性インフレノ恐ルベキコトノ認識ヲ徹底シ資金輕視ノ觀念ヲ払拭スルコト
- (ロ) 資金放出部面ニ於ケル対策即チ財政支出ノ徹底的緊縮産業資金供給ノ適正化
- (ハ) 資金吸収部面ニ於ケル対策即チ國民貯蓄増強方策ヲ続行シ其ノ心理的基礎ヲ為ス預金ノ安全性ノ確保ヲ図ルコト
- (ニ) 物資部面ニ於ケル対策即チ食糧其ノ他ノ生活必需物資ノ増産

(h) 労務及賃銀部面ニ於ケル対策

即チ労務ノ急速配置転換ト賃銀ノ適正化

(イ) 為替部面ニ於ケル対策等広汎ニ亘ル対策ヲ必要トシ詳細

ニ之ヲ説明スルニハ時間方無イカラ差当リ私ノ担当スル産

業資金供給ノ面ニ於ケルオト話タケテ致シ御質問ガアレバオ

答ヘスルコトニスル。

終戦直後ニ於テ産業資金部面カラハ

(イ) 一切ノ軍需融資ノ打切ヲ為シタルコト

(ロ) 必要最少限度ノ資金ノ供給

(1) 民需産業資金ノ供給

事業資金調整暫定標準ノ設定及改訂

給与等ノ資金ノ供給

(2) 役員社員労務者等ノ退職金ノ現金支給防止

(イ) 軍需企業ノ債権債務ノ決済制度

(略)

結論

インフレーション防止ニハ以上述べタ如キ各方面カラノ対策ヲ

必要トスルガ要スルニ衣食住ニ生活必需品ニ付特ニ食糧問

題ノ解決ガ根本ヲアツテ食糧問題ガ解決シ国民生活ガ安定スレ

バインフレーションノ危険ハ少クナルハ共ニ食糧問題ガ解決シ

ナケレバ秩序ノ混乱トナリ金融面ノミカラ如何ニ手ヲ画シテモ

インフレーションノ防止ハムツカシイと思フ。

注 津島寿一大蔵大臣金融局書類ファイル所収。タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二一六一—三

I—16 大蔵省重要施策事項(案)(昭和二〇年一〇月

九日)

大蔵省重要施策事項(案)

昭二〇、一〇、九

一、行政機構ノ改革

二、行政整理

三、官吏制度ノ改革

四、国庫負担能力ノ測定

五、国土計画ノ構想

六、補給金及補助金ノ改廃及物価政策

七、恩給制度ノ改廃

八、公営事業ノ私下

九、税制ノ改革

十、賠償額ノ調査

十一、輸入決済資金ノ調達

十二、食糧確保方策

十三、衣住確保方策

十四、職業ノ付与(失業対策)

十五、戦時法令及会計法ノ改廃

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一—一。

I—17 自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件(昭和二〇年一〇月一二日外務次官)

自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件

国際情勢ハ帝国ノ国際管理実現ノ方向ニ向ヒツツアリ帝国ノ前

途愈々多難ニシテ対米相互信頼感ヲ鞏化シツツ我方ノ自主的発

意ニ依リ日本ノ変革更生ヲ具体的ニ実現スルコト焦眉ノ急務ナ

リ然ルニ降伏後ニ於ケル事態ノ進展ヲ觀ルニ事実ハ右喫緊ノ要

請ヨリ距ルコト遠ク進駐軍ハ「ポツダム」宣言及「降伏後ニ於

ケル米国内閣ノ対日方針」等ニ体现セラレ居ル日本統治ニ関

スル方針大綱ヲ綱領トスル革命勢力タルノ感アリ帝国ニシテ速

ニ連合側ノ日本統治方針大綱ノ意圖スル所カ平和主義ト合理

主義ヲ基調トスル民主主義日本ノ建設ニ在ルコトヲ明確且徹底

的ニ把握シ日本ノ変革更生ノ主体性ヲ恢復シ自発的ニ統治制度

ヲ初メ政治、経済、文化等各般ノ分野ニ亘リ急速ニ施策要綱ヲ

樹立シ之ヲ強力ニ遂行スルニ非ラサレハ事毎ニ進駐軍側ヨリ命

令ヲ与ヘラレテ受動的ニ之カ実施ヲ余儀ナクセラレ政治経済ノ

革新案ハ極端ニ走ルノ結果トナルヘク斯クテハ唯ニ施策ニ中正

ヲ失フノミナラス国家トシテ自主権ノ全面的喪失ヲ招来シ勢ヒ

ノ趨ク所終戦決定当時「ポツダム」宣言ノ降伏条件ヲ受諾スル

ニ決シタル際ノ帝国ノ意圖ハ没却セラレ降伏後ノ独逸ト扱フ所

ナキ状態ニ立到ルノ惧レ極メテ大ナリ

仍チ別紙要綱ニ抛リ緊急ヲ要スル施策ヲ即決的ニ確立シ之ヲ連

合軍側へ連絡シテ其ノ協力を求め全力ヲ尽シテ之カ実施ニ邁進スルモノトス

自主的即決的施策確立要綱

一、最高指針

(1) 彼我双方ニ依ル「ポツダム」宣言ノ降伏条件ノ遵守ト国

際正義ノ厳守ヲ期スヘキコト

(2) 対米協調ニ徹シ相互ノ理解ト信頼感ヲ増大シ帝国更生ノ

基礎ヲ鞏化スヘキコト

(3) 変革更生ニ至ル万般ノ施策ハ進歩主義ヲ基調トシ民主主

義、平和主義、合理主義ニ基ク政治経済ノ社会化ニ重点ヲ

指向シ国民大衆ノ生活確保ヲ第一義トスヘキコト

(4) 変革更生ノ断行ニ当リ飽ク迄自主性ト主体性ヲ失ハス且

ツ日本民族固有ノ美点ト好マシキ伝統ヲ常ニ其ノ基底ニ嚴

存セシムヘキコト

二、細目

(1) 降伏条件ノ厳守及国家生存権ノ確保

(イ) 「ポツダム」宣言等ニ掲ケラレアル降伏条件ヲ忠実ニ

履行スルト共ニ連合側ニ依ル右条件ノ範圍進展ヲ防止

スルコト

(ロ) 徹底の日米協調ニ依リ米国内閣ノ協力ノ下ニ円滑ニ国内革

新ノ実行ヲ図ルコト

(イ) 帝国領土ノ割譲ノ合理的解決ヲ図ルコト

(ロ) 連合側ノ支援ヲ得テ差当リハ国民経済維持上少クト

- (1) 毛最低限度ノ必要ヲ確保スルコト
- (2) 統治制度及統治組織ノ改革
 - (イ) 皇室制度ノ合理化ヲ図ルト共ニ大赦、皇室財産ノ御下付等ヲ行ヒ国民ノ皇室ニ対スル信仰ヲ新クニシ以テ国体ノ護持ヲ完カラシムルコト
 - (ロ) 憲法ヲ改正シ之カ運用上民主主義精神ニ依ル補弼制度ヲ確立スルモ大権ハ時ニ応シ能動的ノモノトシラシムルコト
- (イ) 内大臣府、枢密院等ノ民主化ニ依ル□□政治ノ公開ヲ図ルコト
- (ニ) 選挙法及貴族院令ノ民主主義的、進歩主義的改正ヲ行ヒ急速ニ総選挙ヲ行フコト
- (ハ) 選挙法ノ改正案ハ審議会ニ一ヶ月ノ期限ヲ付シ主要点ノ改正案ヲ完了セシムヘク要スレハ暫定的改正ニテモ可ナリ
- (ホ) 内閣各省ノ混合簡素化ヲ行フト共ニ官制及官吏任用制度ヲ根本的ニ改革スルコト
- (ヘ) 檢察制度ニ付着スル封建的残渣ヲ一掃スルコト
- (ト) 国民経済ノ諸条件ノ変移ニ応シタル地方行政区画ノ改正ヲ行ヒ且ツ地方自治制ヲ強化スルコト
- (3) 文化政策ノ刷新
 - (イ) 神社神道ニ於ケル政治性ヲ払拭シ神道カ極端ナル国家主義ト神話ノ日本選民思想ノ源泉タルヤノ疑ヒヲ一掃ス
- (ニ) 伝統的の手工業ヲ存続助長スルコト
- (ホ) 修理経済ノ急速復活ヲ促進スルコト
- (ハ) 産業立国ノ重点ヲ農業ニ置クヘキヤ工業ニ置クヘキヤニ依ル人口ノ再配置ヲ図ルコト
- (5) 国民経済ノ社会化
 - (イ) 労働組合、農民組合、消費組合等ノ結成ヲ促進シ一般ニ組合運動ノ活発化ノ為ノ措置ヲ講スルコト
 - (ロ) 社会保険制度ノ拡充強化ヲ即時実施スルコト
 - (ハ) 企業経営権ニ対スル干渉ヲ□□ムルコト
 - (ニ) 財産税及高度ノ累進課税ヲ課スルコト
 - (ホ) 富ノ再分配、企業独占ノ打破、産業支配権ノ社会化ヲ計リ且右ハ大財閥ノ解体ト並行セシムルコト
- (6) 輸入資金ノ造成及失業者ノ吸収
 - (イ) 連合国側ヨリ原料ノ提供ヲ得テ完成ノ品トシテ之ヲ給付シ輸入資金ノ獲得及賠償ノ一部充當ヲ図ルコト
 - (ロ) 輸出ノ可能性ニ関スル調査ヲ速カニ完成シ輸出可能物資ノ外貨ヘノ換価及輸出産業ノ操業ヲ再開スルコト
 - (ハ) 連合軍側ト連絡シ所要ノ援助ヲ得ル様努ムヘシ
 - (ニ) 失業対策トシテ土木事業、「ダム」建設等ヲ即急実施スルコト
- (註) 前記諸項目ハ自發的、即決的ニ着手スルヲ要シ然ラズシテ徒ラニ時機ヲ失スルニ於テハ連合軍側ヨリ先手ヲ打テ実施命令ノ頻発ヲ見ルヘク然モ能率率カラスト看取

- (イ) 廣ク東西ノ古典ノ翻訳乃至註釈普及ヲ図ルコト
- (ロ) 大学教育ニ真理探究ノ自由ヲ認め又個ノ完成ヲ目標トスル全学校ノ再編成ニ関シ基本的方向ヲ闡明シ□□ノ根本的改正ヲ速カニ完了スルコト
- (ニ) 思想、宗教、文化等ニ関スル政府ノ統制ヲ廃スルト共ニ右ノ分野ニ於ケル民間諸団体ニ残存スル軍国主義的、封建的の性格ヲ一掃スルコト
- (ホ) 文化ノ中心ヲ首府ノミニ限定セス地方的ニ分散スルコト
- (4) 国民大衆ノ生活確保
 - (イ) 權威アル食糧需給計画ヲ樹立シ配分制度ヲ合理化スルノ具体案及住宅政策ヲ確定シ即時実施ニ移スコト之カ為ニ統制ヲ活用スルコト
 - (ロ) 確定案ハ之ヲ連合軍側ニ提示シテ必須食糧ノ輸入等ニ付所要ノ援助ヲ得ルニ努ムヘシ
 - (ハ) 生産ノ増加ヲ図ルト共ニ画期的ナル財政政策ヲ実施シ購買力ノ吸収ノ為ノ凡ユル方法ヲ講シ以テ「インフレーション」ノ進行ヲ阻止スルコト
 - (ニ) 精密ナル数字ニ基ク明確ナル具体案ヲ速カニ連合軍側ニ提示シテ支援ヲ得ル様措置ヘシ
 - (ホ) 封建的の農村經濟組織ヲ打破スルト共ニ農業經營ニ近代の技術ヲ導入シ之カ多角化ヲ図ルコト

セラルル場合ハ部分的の軍管理ノ実施ニ至ル公算モアリ惹イテハ占領政策上、天皇及帝國政府ヲ活用セントノ当初ヨリノ米側ノ意向ハ放棄ヲ余儀ナクセラレ其ノ結果帝國ノ運命ハ危機ニ陥ルニ至ルコト予見ニ難カラス

書込 *1-10、1-11 文書課長 *2 本件ハ外務次官ヨリ大藏次官ニ参考案トシテ連絡越セラレタルモノニ有之、御参考迄供高覽

注 タイプガリ印刷。
出所 大藏省資料乙五二六一一。

- 1-18 財政再建対策要目 (昭和二〇年一月二十五日)
- 財政再建対策要目 二〇・一〇・一五
- 一、行政整理
 - 二、行政機構改革
 - 三、官吏制度改革——恩給制度再検討
 - 四、行政運営方式ノ改革——自治行政ヘノ復元
 - 五、論功行賞廃止
 - 六、補給金制度廃止
 - 七、企業補償等処理
 - 八、国債処理
 - 九、臨時軍事費処理
 - 一〇、国有財産私下
 - 一一、官業私下

- 一一、皇室財産ノ寄与
 - 一二、財産税創設
- 注 大日本帝國政府用箋。ペン手書き。
出所 大蔵省資料乙五二六一一一。

I-19 經濟關係懇談会討議要目 (昭和二十年一月八日)

經濟關係懇談会討議要目 (二〇、一〇、一八)

- 1 統制法令ノ改廃
- 2 食糧対策
- 3 蚕糸業及木材対策
- 4 日本産業機構ノ民主化
 - (1) 統制法令
 - (2) 統制会ノ改廃
 - (3) 新産業団体
- 5 産業転換特ニ民需産業ヘノ応急転換
- 6 輸入物資確保ノ為ノ輸出産業ノ振興
- 7 戦災復興特ニ越冬対策
- 8 復員及失業対策
- 9 労働組合法
- 10 労働賃銀統制方針
- 11 運輸通信復旧増強
- 12 インフレ対策

- (1) 価格統制令ノ改正
 - (2) 価格差補給金廃止
 - (3) 補償ノ問題
 - (4) 財政収支均衡
 - (5) 保険金ノ支払ノ問題
 - (6) 外地企業補償
 - (7) 臨時軍事費ノ処理
- 13 塩増産対策
注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一一一。

I-20 財政均衡方策ニ関スルメモ (文書課西原直廉事務官)

- 財政均衡方策ニ関スルメモ (西原)
- 一、基礎資料ノ調査 (国民財産、国民所得、国民日常最低生活基準各種実情及反響ノ聴取及調査)
 - 二、前提情勢ノ探究 (新日本ノ環境、世界ノ動向、日本ノ資源)
 - 三、機構ノ整備 (主計局ノ強化、稅務署陣容ノ整備、特殊調査員ノ調査)
 - 四、財政負担ノ測定 (確定分子及未確定分子) 及之方償却計画
 - 五、經濟振興民生安定方策ニ伴フ国庫支出額ノ測定
 - 六、財産税及財産増加税ノ創設目的、方法、影響、対策準備) 並ニ通貨安定点及安定方途

- 七、増税、専売益金等ノ增收 (經濟振興及民生安定トノ関連性)
- 八、歳出削減方途及国有財産官公營企業私下ノ可否
- 九、財政収支五ヶ年予想

- 十、民生安定方策、生産活動促進方策、教育及文化方策、人口政策、国土計画、産業構成方策等ノ確立

注 以下、資料I-26までの文書は昭和二十年一〇月中旬ないし下旬のもの。ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一一一。

I-21 日本經濟再建ニ関スルメモ

日本經濟再建ニ関スルメモ

- 一、世界平和確保ニ対スル主張
現在ノ平和及過渡的平和タル様相ヲ示スニ対シ恒久平和ヲ主張ス 当分ハ学問的ニ将来ハ外交的ニ
- 二、經濟再建十ヶ年計画ノ樹立
当面ノ過渡的対策ヲ講ズルト共ニ科学的基礎ニ立ツ再建十ヶ年計画ヲ樹立シ昭和二十二年ヨリ之ヲ実施ス
- 三、民衆ヲ基盤トスル統制經濟ノ実施
日本經濟再建ハ十ヶ年計画完了迄ノ間ハ相当広範圍ニ統制經濟ヲ実施セザルヲ得ズ唯從來ノ統制經濟ノ失敗ヲ反省シ常ニ民衆ノ批判、参加ヲ求ムル要アリ
- 四、農業ヨリ輕工業へ
取敢ヘズ農村ニ吸収セラレタル勞力ヲ活用シ食糧ノ増産ニ努

ムルモ過渡期間經過後ニ於テハ農村機械化ニ依リ農村勞力ヲ輕工業ニ転換ス

五、技術教育ノ徹底

現在ノ中等学校ハ約一割ヲ残シテ他ヲ技術学校ニ転換シ又技術指導者ノ養成ヲ図ル

六、財政政策

財産税ノ創設ニ依リ財政均衡ノ回復ハ日本經濟ノ過去ノ膿汁ヲ排除スル大手術トシテ之ガ実行ヲ可トスベキ処一方手術後ノ手当トシテ

- (1) 社会政策ノ実施
 - (2) 生産ヲ刺激スル経費ノ支出
- 等ニ依リ再建ノ体力ヲ養フコトヲ忘ル可ラズ (未完)

注 タイプ打ち。「未完」は原文。
出所 大蔵省資料乙五二六一一一。

I-22 終戦後に於ける財政再建計画の一構想 (メモ)

終戦後に於ける財政再建計画の一構想 (メモ)

計画の前提

(一) 今後の日本の生きる道如何、日本再建の目標及態様に関する正確なる認識

一 再建日本に於ける国家の役割一 自給自足思想殊に食糧自給思想の脱皮 (零細農に依つて規定せらるる我國農村の特

- (一) 特殊性を基底として高度の文化国を建設することの困難 | 国家権力を背景とする特定産業建設強行の可否 (応急経済再建と恒久対策の区分、産業構造の畸形的発達と文化水準向上の背反) | 経済の民主化と社会化
- 賠償に関する我方の態度及財政再建の構想は例へば右の如き諸観点を明確に把握することを要求す
- (二) 現状に対する冷静なる認識と之を出発点とする将来に対する客観的情勢判断
 - 歴史的発展過程に於ける国家財政の把握 | 財政再建計画の段階的処理の必要
- 経済再建への前提条件
 - (一) 国民経済の一環としての、其の相互影響下に在るものとしての財政の把握、生活水準と国民生活費の決定
 - (二) 国民生活の安定 | 特に食糧問題の解決
 - 通貨信認の前提
 - (三) 稀少価格の瀾漫に依る価格体系崩壊の防止
 - (一)の系
 - 需要を生産活動の動因とする正常の生産の開始
 - (四) 賠償問題の決定
 - 国民経済の正常の再生産の恢復、財政均衡の基盤
 - (五) 賠償問題の決定
 - 国民経済の可能なる量的大きさの決定
 - 為替水準の決定

- (一) 軍事予算及軍国主義体制促進を自途とするの整理終結に依る民主的予算への緊縮
- (二) 厳密なる意味に於ける收支均衡予算の確立
 - 賠償支払を含む歳出計画に対する租税体系の確立、歳入調達方法の理論的構成
- (三) 国民経済再建計画との適合
 - 通貨安定及生活水準の目標、産業計画の構想、経済変動の除去
- (四) 画期的方法に依る戦費負担の切捨
 - 補償金の厳密なる査定、財産税の創設、戦時利益の正確なる把握、金利水準の引下
- (五) 財政の社会化
 - 社会費、文化費、租税政策
- (六) 決算審査の科学化
 - 第一期の財政 | 恐らく明年中期迄と予想せらる
- (一) 経済的諸現象
 - (1) 食糧の絶対的不足 | 社会不安の醸成 (食糧暴動への発展の危機) | 政情不安定に依る其の拡大
 - (2) 政策の滲透速度緩慢 | 住宅、衣料其の他の必需品の出廻不円滑、対政府不満増大
 - (3) 失業問題の重大化 | 産業再建目標に関する企業家の戸惑ひ、労働運動組織の活発化
 - (4) 通貨退蔵傾向改まらず | 価格機構の混乱

- (一) 財政の重点
 - 応急的経済秩序の維持、社会費の増大、戦時予算の整理
- (二) 財政の運用
 - 現行制度を基礎としつつ極力節約への努力
- 第二期の財政 | 概ね第一期以後実物賠償開始迄
 - (1) 食糧飢饉の慢性化と失業の深刻化
 - 諸階層の対立激化 | 悪性インフレへの基盤の醸成
 - (2) 通貨滞留と価格体系の混乱
 - 生産の減退 | 輸出力の喪失
 - 食糧輸入力への危機 | 左傾への反動的行過ぎ
 - (4) 賠償問題の論議

- (四) 課税技術の問題
 - (イ) 客体 (特ニ企業課税ニ伴フ問題)
 - (ロ) 方法
 - (ハ) 時期
- (五) 生産及流通経済ノ運行ニ対スル課税ノ影響ノ分析及之ニ対スル対策
 - (六) 併行的ニ実施スルヲ適當ト考ヘラルル補充施策
- 二、増税
 - (一) 賠償税の構想 (国民ノ増税ニ対スル納得ノ問題)
 - (二) 直接税ノ調整 (列国トノ負担比較、賠償交渉トノ関連)
 - (三) 税務機構ノ刷新、充実
 - (四) 地方税トノ調整 (地方自治ノ強化ト政府ノ負担軽減) | 地方行政機構ノ改編ノ問題

I-23 財政再建計画大綱ニ関スル問題

- 一、財産税及財産増加税ノ創設
 - (一) 財政再建計画ノ狙ヒト両税ノ意味
 - (二) 現段階ニ於ケル国民経済ノ安定ト財政收支均衡トノ関係
 - (イ) 積極財政力消極財政力 (通貨価値ノ安定ヘノ寄与判定)
 - (ロ) 消費計画ノ設定
 - (三) 課税後ニ於ケル資産ノ構成ト今後ノ国民経済ノ構成 (経

三、行政整理

- (一) 給与制度ノ刷新
- (二) 給与ノ引上
- 四、恩給制度
 - (一) 恩給思想ヨリ退職金思想ヘノ転換
- 五、価格及補給金ノ廃止
 - (一) 新物価体系ノ下ニ於ケル公定価格決定ノ問題 (購買力平価ト物資間ノバランス)
 - (二) プール平均操作ノ存廢

- (三) 非効率企業ノ整理並失業対策トノ関連
- (四) 価格調整特別会計ノ設定ノ問題
- (五) 保護関税ノ問題
- 六、国有財産及官營事業ノ私下
 - (一) 官營ノ方ガ民主化ニ近カラズヤ
 - (二) 經營ノ民主化ノ方法 (運営委員会)
 - (三) 所有ノ私下ノ構想 (國際電気通信会社ノ例)
 - (四) 外資導入及賠償トノ関連
- 七、企業補償
 - (一) 厳格査定ヲ弁護士会ニ請負ハセル構想ノ採否
- 八、社会施設費 (失業対策)
 - (一) 政府全体ノ施策ハ失業対策ノ視角カラ計画サルベキコト
 - (二) 政府ノ失業対策ハ「生産的」失業対策トシテ構案スルコト

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一一。

I-24 財政危機対策要綱メモ (主計局大平正芳事務官)

財政危機対策要綱メモ (大平)

- 一、想定
 - (一) 国民經濟の縮少再生産の加速度的進行
 - (イ) 經濟基盤 (特に生産力、輸送力) の縮少と疲勞

- (イ) 重点を歳出より歳入に移行せしめること
- (ロ) 租税の原始的復元……直接税より間接税への重点移行
- (ハ) 砂糖、食糧品等の輸入専売の急速実施
- (ニ) 価格差補給制を廃止し米麦等に対し逆に軽度の価格差益の徴収
 - (困窮者については別途リリーフの方法を講ずる)
- (ホ) 公債公募主義の貫徹
 - (ハ) 歳出を歳入限度に喰ひとめる
 - (ト) 進駐軍費の進駐軍移管断行
 - (チ) 地方財政の自治性促進、税源の地方復元
 - (リ) 國家資本の闇市場操作の大規模なる推進
- (三) 労働対策
 - (イ) 組合の經營参加の推進……企業体制の民主化促進
 - (ロ) 組合員の持株勧奨
 - (ハ) 企業の国家管理権の獲得と労働予備軍の編成及動員秩序の建立
 - (ニ) 物価及配給政策
 - (イ) 主食、肥料及石炭についてのみ物価の公定 (但し現行公価の大幅引上) と強力なる配給管理を断行す
 - (ロ) 崩壊に類した國家権力を(イ)の面に結果し他は自由の流通に放任すること
- 三、注意事項
 - (一) 司令部に対する折衝は國民經濟、國家権力、經濟秩序の

- (ロ) 經濟道義の弛緩
- (ハ) 國家権力と國家信用の崩壊
- (ニ) 労働秩序の口力的破壊
- (ホ) 戦時資本主義の蓄積涸渴
- (ト) 連合國の対日支援を早急に期待し得ないこと
- 以上各原子の同時的進行による經濟秩序崩壊の加速度的
- 化
 - (一) インフレーションの執拗な昂進
 - (イ) 縮少再生産の加速度的必至
 - (ロ) 賠償その他対外債務の重圧
 - (ハ) 対内的戦後施策の累増
 - (ニ) インフレ統制力の崩壊
 - (ホ) 以上各原子の同時的進行による先行不安の一般化
- (二) 一般的危機への転化の危険性濃厚

二、対策

- (一) 前提
 - (イ) インフレ必至と一般的危機への転化の実勢把握
 - (ロ) 既成の政策理念の抛棄
 - (A) 崩壊した國家権力と國家信用の冷徹なる評價替
 - (B) 「上からの統制」に代ふるに「國家自体の商人化」
 - (C) 固定した低物価政策の勇敢なる抛棄
 - (D) 國家による信用造出可能性の断念
- (二) 財政対策

現実を率直に訴へ財政再建によるインフレの昂進速度緩和と占領政策の円滑なる推進を確保する意図を闡明すること

(一) 先づ新聞により輿論を喚起し吉田内閣の命運を賭けた國策に化せしめること

(二) 新しい國家再建の哲学 (貧血した概念哲学ではなく生々しい生活哲学) の創造とその巧妙なる宣伝方途を新しい囚はれない感覚でつくり上げること

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一一。

I-25 戦後財政再建策覚書 (主計局大平正芳事務官)

戦後財政再建策覚書 (主計 大平)

- 一、戦後財政再建ノ課題
 - (イ) 既往ノ國債ノ処理
 - (ロ) 将来の収支均衡ノ維持
 - 右(イ)(ロ)相互ニ排斥シ一步誤レバ社会的革命ヲ惹起スル危険性アル処ニ問題ノ悲劇性ト重要性トガアル。
- 二、國債ノ処理
 - 奮勇ヲ揮ツテ元利ノ支払ヲ打切ルト信用恐慌、經濟秩序ノ混亂ヲ結果シ、急速ニ社会革命ヲ誘致ス。公約ヲ守リテ元本ノ償還、利私ヲ続行スルニ於テハインフレ必至、生産減退、失

業及生活難ヨリ来ル社会不安ヲ招来シ漸次社会革命ニ具体化スル危険アリ。
右何レノ道モ夫ノ道、苦悶ノ難路デアアル。シカシ国家組織ノ最後ノ支柱ガ国家ノ信用ニアリトセバ、公約破棄ハ不可。公約ノ線ニ添ヒツツ如何ニシテインフレノ進行ヲ可及的ニ緩和シ、社会不安ノ激化ヲ回避スルカニ政府ハ全力ヲ傾注スル必要ガアル。

(イ) 之ガ為ニハ最も有力ナル手段トシテ連合特ニ米ノ物の援助ヲ仰グ必要ガアル。ソレニハ日本ノ國際的信用ヲ回復セネバナラス。ソノ手段トシテハ日本政府必死ノ日本經濟ノ復興其他終戦善後措置ヲ世界環境ノ中テ努メネバナラス。又特ニ日本ノ政治的民主化ヘノ脱皮ヲ強力且急速ニ断行シ世界輿論ヲ緩和シナケレバナラス。日本ノ産業復興ノ基本線ハ國際貿易ニ有利ニ参加スル構想中ニ求メネバナラス、コレガ又物の援助ヲ仰グ呼水トモナルベシ。

(ロ) 国債ヲ棚上げ、国債ヲ媒体トシテ日銀ヨリ融資ヲ仰グ道ヲ閉鎖スレバ「紙幣」インフレノ抑制ニハナルベキモ、生産及流通經濟ノ運行ガ阻害セラレ却ツテ實質的ニインフレノ昂進ヲ結果ス。

国債ノ償却手段トシテ官業ノ私下等ヲ行フモ心理的效果以外ニ効目ナシ。僅カニ財産税ニ依ル元本自体ノ磨削ト固有財産ノ私下ニ依ル遊資ノ吸収ト其ノ生産的利用トガインフレノ昂進ヲ緩和シ得ルノミ。

ノ二重ナ性格ヲ有シテ居ル。

(イ) 戦争中ニ發生シ及戦後ニ發生スベキ裏付物資ナキ資金ノ形大ナ蓄積ガ絶エズ財政均衡ヲ脅カシテ国家破産ノ危惧ヲ懷カシメ國民經濟ニ不安ヲ与ヘテ悪性インフレ發生兆候ヲ示シテ居ルコト

(ロ) 戦災ニ因リ破壊サレ又ハ戦争中ニ酷使サレタ生産手段、生活基礎ハ敗戦ニ因リ國民經濟生活圏ノ縮小ト相俟ツテ我國現在ノ國民經濟ハ当面我國現在ノ國民生活ヲ維持スルニ足りナイ状況ニ在ルコト

此等兩者ノ性格ノ相違ハ(イ)ハ國民經濟的ニ視レバ生産消費ハ段々完了シテ居テ残サレテ居ル問題ハ債權債務処理ノ問題分配ノ問題デアアルニ対シ(ロ)ハ現在ノ生産ガ現在ノ消費ヲ賄ヒキレナイ問題デアアルコトニアル而テ(ロ)ノ問題ガ解決サレテモ(イ)ノ問題ハ残ルガ(ロ)ガ解決サレナイ限り(イ)ノ問題ハ到底解決サレ得ナイコトニ在ル但シ此ノ兩者ハ互ニ相錯綜シタ関連ニアリ(ロ)ノ解決自体ガ又(イ)ノ解決ニ或程度ノ目安ガツクコト前提トスルコトモ銘記サレネバナライ。

二、(ロ)ノ問題ハ当面食糧ノ問題トシテ最も緊急ナル性格ヲ有ツテ居リ住宅問題トシテモ大キク「クローズアップ」サレテ居ル、而テ之ガ解決特ニ前者ノ解決ナクシテハ日本財政經濟再建方到底望ミ得ナイバカリテナク之ガ解決ノ遷延ハ国家治安ヲ脅カス惧スラ有ツモノデアアル。

三、(イ)ノ問題ハ謂ハバ債權債務ノ問題デアリ戦争ノ後始末ヲ誰

(ハ) 生産政策、社会政策ニ付テハ後述
三、収支均衡策

(イ) ココニ、三年ハ如何ニ超人的ニ努力スルモ収支ノ均衡ハ絶望的。

(ロ) ソコテ明年度以降財政調理ノ導標トシテハ
(1) 向フ五ケ年間位ニ収支均衡ヲ回復スベキ財政計画ヲ樹立シ、國民經濟ノ自由の運営ノ準備ヲ与ヘ國家信用ノ回復ト民心ノ安定ニ資スルコト。

右計画ハ出来得レバ数字的ニ策定シ國策トシテ權威ツケルコト。
(2) 大蔵大臣ノ所謂「生産財政」ノ構想ヲ具体化シ「消費財政」ヲ極力抑ヘルコト。

注 タイフ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一―二。
I-26 日本財政經濟再建ニ関スル意見書(主税局渡辺喜久造書記官)

日本財政經濟再建ニ関スル意見書
主税局渡辺書記官

一、現在日本財政經濟再建ニ関シ我々ガ当面シテ居ル問題ハ次

ノ負担ニ於テ片付ケルカノ問題デアアルガ之ノ未解決ハ國民經濟全体トシテハ非常ニ貧乏シテ居ルニ不拘國民各自ノ懐ハ札ガアフレテ居ルト云フ現象ヲ示シ之ガ闊ヲ助長シ價格均衡ヲ混乱状態ニ陥シ經濟秩序ヲ攪乱シ悪性インフレ發生ノ原因ヲ包蔵シテ居ル。
本問題ハ具體的ニハ形大ナ国債ノ蓄積國家破産ノ危惧トシテ現レテ居ル之ガ解決ハ資金ノ量ヲ減ズルカ資金ノ広ク低下サセル(貨幣価値ノ引下↓物価水準ノ引上)又ハ此ノ兩者ノ併用ニ依ツテノミ可能デアアル而テ我國当面ノ状況ニ顧レバ一面ニ於テハ財産税財産増加税等ニ依リ可及的ニ資金ノ量ヲ減ズルト共ニ間價格公定價格等ノ現状ニ顧ミ或程度ノ物価水準引上げ兩者相俟テ物資資金間ノ均衡ヲ図ルベキモノト考ヘラレ

ル。
現在当面論議サレテ居ル財産税財産増加税ハ右ノ資金ノ量ヲ減ズル一手段トシテ稽ヘラレテ居ルノデアアルガ第一次大戦後ノ独、塊等ノ実績ニ徴スルモ不徹底ナ財産税ハ結局インフレノ波ニ押シ流サレテ何ラノ効果ヲ納メ得ナイ從テ此ノ際財産税ヲ行ハントセバソレハ日本財政建直シノ為ノ財産税テナケレバナラスノ為ニハ早急ニ今後ニ於ケル補償、賠償等ニ付可及的速急ニ見透シテ立テ財産税財産増加税ニ依リ幾許ノ歳入ヲ拵ケレバソレガ他ノ手段ノ有財産、國營事業等ノ私下ト相俟ツテ財政再建方可能ナリヤニツキ充分ノ見透シヲ付ケ財産税ヲ実施スレバ日本財政ノ再建方可能デアアルトイフ見透

シヲ確立シソノ上ニ立ツテ一路邁進スベキデアリ然ラザル限
 リハ之ハ実施セザルニ如カナイコトヲ銘記スベキデアル。
 次ニ新物価水準ノ問題デアルガ単ニ抽象的ニ之ヲ論議スル丈
 ケテハ容易ニ解決ヲ求メ得ナイ從テ此ノ際當面ナスベキコト
 ハ現在混亂ノ狀況ニ至ル價格相互間ニ付均衡ヲトルコト此ノ
 為ニハ先ツ以テ現在ノ水準ヲ維持スルコトヲ前提トシ之ニ合
 致サセル様ニ各種價格ニ付テ均衡ヲ図ルトセバ何ウナルカニ
 付テ見透シラツケ之ヲ一応ノ出发点トシ財産稅等ニ因ル資金
 量ノ減トヲ見合ヒツツ兩者ノ均衡ヲトリ得ル為ニハ何ノ程度
 ニ物価水準ヲ落付ケルベキカソノ点ヲ求ムベキデアルト考ヘ
 ラレル而テ此ノ關係ハ具體的ニハ將來ノ財政均衡ノ回復ニ其
 ノ手掛リヲ求ムベキモノト考ヘラル。
 最後ニ財産稅ハ all-or-nothing デアルベキテ中途半端ナトキ
 ハソレハインフレノ波ニ押流サレテ了フコトヲヨク銘記スベ
 キデアル。

注 タイフ打ち。
 出所 大蔵省資料乙五二六一一。

1-27 財政均衡恢復ノ前提要件ノ確立ニ付テ (昭和
 二〇年一月二〇日)

財政均衡恢復ノ前提要件ノ確立ニ付テ 昭二〇、一〇、二〇
 財政ノ均衡恢復ノ措置ヲ実行スル為必要欠クベカラザル事ハ民
 生ノ安定ヲ確保スルコトニシテ、之ガ為ニハ食衣住ノ確保及経

濟活動ノ活発ナル開始ヲ前提要件トス

一、食糧確保対策

(一) 食糧ノ輸入

(イ) 食糧ノ輸入ヲ確保スル為ニハ左ノ事ヲ実行スルコトヲ要ス
 (イ) 政府ノ熱意―当該大臣ノ訪問要請、開拓ノ実行、公正
 配給ノ確保

(ロ) 輸送力ノ確保―造船、修船及揚船

(ハ) 輸入資金ノ調達―輸出品ノ増産、金銀ノ処置

(二) 食糧ノ増産

支那、比島ノ關係等ヲ考慮スルニ食糧ノ輸入ハ多キヲ期待
 シ得ザルベク將來ヲ慮レバ国内ニ於テ相当程度ノ食糧ノ自
 給ヲ図リ得ルコトヲ肝要ナルベシ。而シテ肥料ノ増産、裏作
 ノ励行、開墾計画ノ実現ヲ見ルコトヲ得バ年ニ米換算一億
 二千万石ヲ供給シ得ル計算ナリ

(1) 肥料及農機器ノ増産

(イ) 大中小生産工場ニ政府又ハ農業會ニ於テ大量発註スル
 コト

(ロ) 大企業等ニ肥料工場ヘノ転換ヲ命ズルコト

(ハ) 米國製及國産アルドーザ等ノプランヲ公開セシメ、日
 立製作所等優秀会社ニ製造セシムルコト

(ニ) 鍬、鎌、ナタ、荷車、リヤカー、桶等ヲ増産スルコト
 (大会社ニ命令生産セシムベキナリ)

(ホ) 運搬用小型トラックヲ増産スルコト

(2) 裏作ノ強制

十月末迄ニ裏作可能地ハ麦、ソラ豆、ピース、野菜ニテ
 モ何ニテモ即時裏作ヲ実行セシムルコト

来春ニ延ビル場合ハ馬鈴薯ヲ三月迄ニ植エシムルコト

(3) 開墾ノ実行

(イ) 開墾責任者ヲ決定スルコト (必ズシモ將來ノ耕作者ナ
 ルコトヲ要セス、町村長等ヲ責任者トス農民ハ現在ノ田
 畑ニテ食足ルヲ以テ勞極メテ多キ開墾ニ從事セス)

(ロ) 極力大農法ニ依ラシメ牧畜ト併行セシムルコト (アル
 ドーザハ場合ニ依リ貸与制トス)

(ハ) 採算不突合ノ土地ハ国営ニ依リ開墾スルコト

(ニ) 作付品種ハ米ニ捉ハレザルコト

(ホ) 米麦、諸薯ノ専売又ハ買上制度ニ依リ價格ヲ永久ニ保
 証スルコト

(イ) 農機器ヲ大增産シ供給スルコト

(ロ) 開墾奨励ノ為

(ハ) 新田畑ニハ供出ヲ要求シナイコト

(ニ) 新田畑ニハ例ヘバ其ノ一%ハ葉煙草ノ自由栽培ヲ認
 メルコト

(イ) 新田畑ノ收穫物ノ中例ヘバ五%以内ヲ酒ノ自家醸造
 ヲ認メルコト

(ロ) 既耕地付近ノ土地ハ農民等個人ニ開墾セシムルハ可ナ
 ルモ土地ハ農民ノ積極的ニ開墾ニ着手セザルベキヲ以

テ退休職軍官吏会社員等ニテ集团的ニ率先実行スルコト

(イ) 開墾ハ其ノ責任者ニ於テ土地所有權者ノ承諾ノ有無ニ
 拘ラズ実行シ得ル如クスルコト

(ロ) 品種ノ變更及改良

(ハ) 食糧供出及配給ノ確保

(ニ) 主要食糧ノ専売制ヲ実施スルコト

(イ) 米麦ノ平均配給ヲ実行シ場合ニ依リ一定量ノ諸類ハ自
 由販売トスルコト

(ロ) 悪質配給者ヲ嚴罰スルコト

(ハ) 都市人口ヲ縮少スルコト

(ニ) 供出(蒐集)責任者ト配給責任者ヲ一体トスルコト(例
 ハ六町村長又ハ農業會長ニ)

(イ) 食糧輸入ヲ確保スルコト

(ロ) 食糧ノ變更

(イ) 粉食ヲ奨励スルコト (製粉所ヲ各所ニ設ケ、諸ゾル等
 ノ製粉ヲ容易ナラシムルコト)

(ロ) 航空、潜水糧食ニシテ文化的ナルモノ (ホシ飯、餅ノ
 元、赤飯缶詰等) 製造ヲ奨励スルコト

(ハ) 牛豚羊山羊及鶏ノ牧畜ヲ奨励シ、畜類ニ依ル榮養摂取

二 努力ムルコト

(一) 衣住確保対策

- (イ) 人造纖維ノ増産ヲ図ルコト
- (ロ) 一定量生糸ノ生産ヲ確保スルコト
- (ハ) 出来得レバ一定ノ棉花及麻ヲ栽培スルコト
- (ニ) 応急ノ必要ナル戦災者等ニ非罹災者ヨリ提供(売却)セシムルコト(例へバ座フトン廃止)

(二) 住ノ応急対策

- (イ) 焼空ビルノ全面的アパート化ヲ行フコト(大土木業者ニ請負セシムルコト建物ハ全損トシ国庫ニ於テ収容スルコト)
- (ロ) 官庁及各企業事務所ノ縮少廃止ニ依リ都市人口ヲ縮少スルコト
- (ハ) 大都市所在大学及専門学校ノ田園移転ヲ即時実行スルコト(半学半農トシ食糧ハ自給トス)

三 経済活動ノ開始促進策

- (一) 製鉄其ノ他基礎産業ヲ重点ノニ活動ヲ命令スルコト
- (二) 資材ノ豊富ナル所ニ集中シテ活動セシメルコト
- (三) 企業方居喰出来ザル様戦時利得課税ヲ早期ニ発表実行シ又企業補償方針ヲ直チニ明示実行スルコト

(四) 企業ノ相互協同組織化ニ依リ若干企業ニ合理的集中生産ヲ行ハシムルコト

- (イ) 企業ノ居喰経費資金貸付(特ニ政府保証ニ依ル)ヲ停止セシムルコト
- (ロ) 大企業設備中換算可能ノ範圍ノ企業ヲ再建又ハ新設スルコト

- (ハ) 輸送機關ヲ整備スルコト
- (ニ) 部品製造ニ一時重点ヲ置カシムルコト
- (イ) 将来産業トシテハ、空気、水、海水、地力即チ電力、水素、酸素、塩素並ニ植物ニ重点ヲ置カザルヲ得ザルコトニ留意スルコト(例へバ製鉄モ電気製鉄ニ重点)

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一―一。

I-28 財政再建ニ関スル件(昭和二〇年一〇月二十九日)

財政再建ニ関スル件 昭二〇、一〇、二九

第一、前提トシテノ考ヘ方

- (1) 戦後ニ於ケル財政ニ付テハ万難ヲ払シ之方均衡ヲ確立スルモノトシ諸般ノ経済施策ヲ綜合シ徹底ノナル施策ヲ断行スルコト

- (2) 戦後ニ於ケル経済秩序ノ再建ニ付テハ通貨価値ノ水準ノ決定及之方安定ヲ第一義トスルコト固ヨリナルモ本件ニ付

テハ現下ノ混乱状態ニ於テ理論的ニモ實際的ニモ直チニ決定スルコト困難且不適当ナルニ鑑ミ差当リ物資ノ出廻リノ

*₂ 生産ノ促進ニ重点ヲ置キ不自然ナル統制ヲ緩和シツツ成行

*₃ ヲ視スル反面不当ナル暴利ヲ取締ル程度ニ止メルコト

*₄ (3) 通貨価値ノ見透シノ如何ニ拘ラズ財政ノ収支均衡ハ今後

*₅ ノ経済再建ニ絶対ニ必要ナルコトノ認識ヲ維持スルコト

*₆ 第一、財政均衡ノ具体策

*₇ 一、既ニ考ヘラレ居ル具体策ノ外左ノ着想ヲ以テ具体策ヲ進

行スルコト

(1) 累積スル赤字公債ノ相当部分ヲ償却スルコト

(2) 今後赤字公債ヲ出サザルコト

(3) 右ニ依ルモ尚整理シ得ザル公債ノ利子ハ經常収入ヲ以テ賄フコト

二、右着想ヲ具現スベキ対策

(1) 新税―新日本財政再建ヲ目的トシ全国戦死ノ觀念ヲ以テスルコト

(イ) 戦時財産増加税 計約一、〇〇〇億ヲ見込ムコト

(ロ) 財産税 物納ヲモ認ムルモ納税者ヲシテ食納、特殊預金納、公

債納ヲ為サシムル如ク工夫スベキコト

(2) 通貨ノ整理

(イ) 新紙幣ノ発行

財産税徴収ノ技術的必要(退職通貨ノ吸引)ヨリスル

モ絶対ニ実行スルコト(平価切下ノ感覺ヲモ取入ルルコト)

(ロ) 新旧紙幣交換ニ際シ預金ノ封鎖ヲ併行スルコト

新通貨ニ依ル預金

旧通貨ニ依ル預金

(イ) 最高発行限度制ノ復活

(ロ) 歳出ノ整理

(イ) 軍需企業等ニ対スル補償

総動員法、軍需会社法、防空法等法令ニ基ク補償ニ付

テハ戦争保険其ノ他ト綜合的ニ査定シ現制ノ公債ヲ交

付スルコト尚右ハ租税ノ対象トナルコト固ヨリナルコト

(ロ) 価格差補給金補助金等ノ徹底整理

(イ) 給与ノ大幅改善

(ロ) 賠償

(イ) 社会条件ノ確立

(ロ) 賠償

(イ) 社会条件ノ確立

(ロ) 賠償

(イ) 社会条件ノ確立

(ロ) 賠償

(イ) 社会条件ノ確立

(ロ) 賠償

(イ) 社会条件ノ確立

(ロ) 賠償

(イ) 社会条件ノ確立

(ロ) 賠償

(イ) 社会条件ノ確立

(ロ) 賠償

I-29 研究課題 (昭和二〇年一月二十九日)

(昭和二〇、一〇、二九)

I-30 財政ノ均衡恢復ニ関スル件 (昭和二〇年一月三十一日)

財政ノ均衡恢復ニ関スル件 昭二〇、一〇、三一

一、財政方針

- (イ) 国債ノ負担 (ロ) 軍需企業ノ補償 (ハ) 在外企業ノ補償 (ニ) 軍人、遺家族、戦災者、帰還者ノ救済 (ホ) 復興資金 (ヘ) 産業転換資金 (ト) 食糧等輸入資金ノ造成 (チ) 円系通貨整理負担
- (イ) 賠償負担 (ロ) 補助金
- 二、通貨価値基準ト其ノ安定
- (イ) 通貨価値ノ水準 (切下)
- (ロ) 物価ノ水準 (不知要素 (一) 一弗十五円 (為替相場) 生産ノ促進
- 三、社会経済ノ安定維持発展
- (イ) 食糧ノ確保 (ロ) 衣服ノ確保 (ハ) 住居ノ確保 (ニ) 完全就業 (ホ) 産業構成 (ト) 国土計画

新日本経済ノ在方

- (1) 世界的環境
- 日本管理方針
- 各国ノ動向
- (2) 新日本ノ特殊性
- (イ) 人口ノ過剰
- (ロ) 農業ノ比重
- (ハ) 中小商工業
- (ニ) 民間企業ノ国権依存
- (ホ) 輸出入材料ノ貧困
- (ト) 資源ノ貧困

注 タイプ打ち。出所 大蔵省資料乙五二六一―二二。

研究課題

- 経費ハ積極的ニ之ヲ計上スルコト
- (イ) 燃料、電力、輸送其ノ他産業ノ基礎要素ノ積極的ナル確保改善ヲ図ルモノトシ、之ニ要スル経費ハ積極的ニ之ヲ計上スルコト
- (ロ) 戦災ノ復興ヲ図ルモノトシ、之ニ要スル経費ヲ積極的ニ之ヲ計上スルコト
- (ハ) 復員軍人、戦災者及引揚邦人ノ救済措置ヲ講ジ又遊民ノ就業方途ヲ明示シ、之ニ要スル経費ハ積極的ニ之ヲ計上スルコト
- (ニ) (概ネ右 (一) 乃至 (四) ノ事業ニ依リ充足セラルベキモノトス) 軍需企業等ノ公正ナル補償ヲ即時実行シ睡眠企業ノ積極的的活動ヲ促進スルコト
- (ホ) 科学的實際的教育制度確立ヲスルモノトシ、之ニ要スル経費ハ之ヲ積極的ニ計上スルコト
- (ト) 既存ノ国庫負債ニ右諸経費ヲ加算シタル国庫負担ハ膨大ナル額ニ上ルベキモ今後赤字公債ハ之ヲ発行セズ一面諸経費ノ絶対的削減整理ト他面租税ノ創設増徴ニ依リ財政ノ均衡ヲ恢復シ且膨大ナル通貨量ヲ整理スルト共ニ通貨価値ノ一応安定点ヲ確立スルコト
- (イ) 右諸経費ノ削減ニ際シテハ各種価格差補給金及補助金モ之ヲ廃シ、価格ヲ適正ナル点ニ安定セシメ、自主的活動目標ヲ確立スルコト

(略)

一、財政方針

- 今や我国ハ物ト見合ハザル通貨ノ膨張ハ継続シ、膨大ナル国庫負債累積シ、食糧及燃料等ハ不足シ遊民ハ漸増シ、経済活動ハ睡眠スル等民生ノ安定ヲ欠キツツアリ、且一部ニハ漸次預金ノ取付の現象ヲモ起シツツアリテ、現状ヲ此ノ儘ニ放置センカ、我国ノ経済秩序ハ破壊サレ皇國ヲシテ悲惨ナル破局ニ陥ラシメントスルノ虞多分ニ存ス。故ニ賠償問題、在外円系通貨整理問題及在外企業補償問題、食糧輸入問題等未確定ナル重要要素多分ニ存スルモ之等ノ解決ノ時期タルヤ果シテ近キニ之ヲ期待シ得ザルヲ以テ此ノ際ニ際ニ現狀ニ就テ判明シ居レル諸条件ヲ対象トシテ当面急ヲ要スル民生ノ安定特ニ食衣住及燃料等ノ積極的ナル安定方策ノ強力ナル実施ト併行シテ膨大ナル通貨量ト国庫ノ負債ヲ整理シ財政ノ均衡ヲ恢復シ以テ、我国ノ危局ヲ克服スルコト喫緊ノ要務ナルベシ
- 即チ、当面ノ財政ハ左ノ方針ニ依ルモノトス
- (一) 食糧ノ増産、供出及公正ナル配給ニ依リ食ノ安定ヲ恢復スルモノトシ、之ニ要スル経費ハ積極的ニ之ヲ計上スルコト
- (二) 衣及住ノ安定恢復ニ必要ナル方途ヲ実施シ、之ニ要スル

四、財産税実施ニ付注意スベキ事項

- 而シテ右ノ如キ財産税及戦時財産増加利得税ヲ創設シ、併セテ之ニ依リ膨大ナル通貨量ヲ吸収シ且通貨価値ノ安定ヲ図ル為ニハ之ガ実施上左ノ諸点ニ留意スルヲ適當トスベシ
- (一) 右新税ノ範圍ハ凡ユル通貨、預金、動産不動産等財産ニ及ボシ又法人及個人ニ課スルコト
- (二) 新税創設後ノ財政収支恢復ノ状況ヲ国民ニ充分ニ理解セシメ全国民ニ新生ノ活氣ヲ振興セシムルコト
- (三) 課税ハ社会的公平ヲ図ルコト
- (四) 納税ハ早急且短期間ニ行フコト
- (五) 一回限りナルコトヲ明ニスルコト (之ガ為ニハ賠償問題等ハ相当適切ナル処理ヲ要スベシ)
- 右観点ヨリ現在之ガ実施上準備シ置クヲ適當ト認メラルル事項左ノ如シ
- (一) 新通貨ノ印刷及鑄造
- (二) 現行紙幣銀行券及証券ニ対スル押捺用スタンプノ製造
- (三) 稅務署陣容ノ整備 (必ズシモ人員ノ多ナルヲ要セス人材ヲ整備スル要アルベシ)
- (四) 登録簿、土地台帳、保險台帳等ノ整理
- (五) 現行通貨流通禁止及預金等暫定的支払制限規定ノ準備
- (六) 特種技能調査員名ノ調査
- (七) 納稅動産不動産ノ管理活用方法及機構ノ準備
- (八) 概算課税及申告納税ノ方法

五、財政均衡方策実施ノ前提社会情勢ノ確立

尚右財政均衡方策ハ破局のインフレノ發生ヲ防止スルト共ニ民生ノ安定ヲ恢復スルノ方途ニシテ、右ハ特ニ食ノ増産、供出及公正ナル配給並ニ生産活動ノ促進等ニ関スル積極的且強力ナル方途ノ実施ト併行スルニ非ザレバ之方目ノ達シ得ザル所ナルヲ以テ政府ハ身命ヲ賭スルノ一大決意ヲ以テ其ノ総力ヲ拵ゲテ一時右目的ノ達成ニ集中シ打ツベキ方途ヲ着実ニ且早期ニ実施スルコト最モ肝要ナリ、然ラザレバ之方実施ニ依リ却テ壊滅的社會情勢ヲ馴致スルノ危険存ス (以上)

注 タイプ打ち。大蔵省財政史室編「昭和財政史」終戦から講和まで」
第一七卷「資料(1)」五〇三—七ページに全文収録。
出所 大蔵省資料乙五二六一—二。

I-31 新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ関スル件(案) (昭和二〇年一〇月三日)

新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ関スル件(案)

二〇、一〇、三二

終戦後ノ現段階ニ於テハ国民生活ノ安定ヲ確保スルト共ニ經濟ノ混乱悪性インフレノ發生ヲ防止スルノ要アリ且物資等需給ノ現状並ニ見透ニ顧ミルトキハ價格等ノ統制ニ付現実ノ事態ニ即応セザル有効且適切ナル方途ヲ講スルノ要アリト認メラルルヲ以テ此ノ際概ネ左記ニ依リ價格等統制ノ運営方式ヲ改メントス

記

(一) 公定價格制ハ其ノ範圍ヲ極力縮小シ原則トシテ主要生産基礎物資主要食糧其ノ他国民生活ニ絶対必要ナル物資等ニ限定スルコト

(二) 協定價格制ハ従来ニ於テハ概ネ停止代行額ヲ協定スル内容ヲ有スルニ止マリタルモ之ヲ改メテ積極的ニ業者ノ責任ニ於テ妥当ナル統制價格ヲ設定スルノ内容ヲ有スルモノヲラシメ政府ハ認可制ニ依リ適宜之ヲ監督スルコト

三、公定價格協定價格ハ何レモ適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ形成スルコトトシ此等統制價格品ニ付テハ生産原価ノ可及的安定ヲ図ル為生産所要資材等ヲ確保スルト共ニ需要者ニ對シテハ統制額ヲ以テ入手可能ナル如ク其ノ配給確保ニ付特ニ意ヲ用ヒルコト

四、法規ニ依リ統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ可及的ニ関係業者団体等ヲシテ自治統制ヲ行ハシムルコトトシ或程度需給ノ実情ニ即シタル基準額(自治統制額)ヲ設定セシムルト共ニ業者ノ責任ニ於テ之ヲ遵守セシメ行政官庁ハ自治統制額ノ届出ヲ受クル程度ノ監督ヲ為スニ止ムルコト

第三、措置

價格等統制令及暴利行為等取締規則ニ付所要ノ改正ヲ行フコト

第一、方針

(一) 價格等統制ノ目標ヲ国民生活ノ安定ニ置キ統制ノ重点ヲ一般物価水準特ニ国民ノ生計實ニ對シ著シキ影響アリト認メラルルモノニ集中シ其ノ他ノモノニハ法規ニ依リ統制ヲ撤廃シ其ノ出廻促進ヲ期待スルコト

(二) 右法規ニ依リ統制ヲ行フ場合ニアリテハ可及的ニ民間ノ自主性ヲ基調トスル統制方式ヲ採用シ價格等ノ公定ハ之ヲ必要最少限度ニ止ムルコト

(三) 價格等ノ統制ハ物資ノ統制ト相表裏シテ之ヲ行ヒ特ニ絶對的生活必需物資等ノ生産乃至配給ニ付遺憾ナキ措置ヲ講ジテ其ノ実効ヲ期スルコト

(四) 法規ニ依リ價格等統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ可及的ニ業者ノ自治統制ヲ行ハシムルト共ニ物価水準ノ混乱ヲ防遏スル見地ヨリ不当ニ高価ナル売買等ハ之ヲ取締ルコト

第二、要領

一、法規ニ依リ統制ハ之ヲ必要ナル範圍ニ限り生産基礎資材食糧其ノ他国民生活ニ必要ナル物資等ニシテ資材其ノ他ノ關係ヨリ之方供給不足ヲ見込マルルモノニ付之ヲ繼續シ其ノ他物資等ニ付テハ可及的ニ之ヲ撤廃シタルコト

二、價格等統制令ニ付概ネ左ノ如キ運営方式ノ改正ヲ行フコト
(一) 網羅的且當然ニ統制ノ行ハルルコトトナル停止價格制ヲ撤廃スルコト

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五〇五一—。

I-32 財産税創設案要綱(未定稿) (昭和二〇年一月三日檢討資料)

財産税創設案要綱(未定稿)

第一、趣旨

破綻ニ直面セル我國財政經濟ヲ再建センガ為左記要領ニ依リ財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依リ一回限りノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保シテ財政上ノ収支ノ均衡ヲ図ラントス

第二、要領

一 個人財産税

(一) 納税義務者

(イ) 国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人

(ロ) 国内ニ財産ヲ有スル個人

(二) 課税物件

(イ) 国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ニ付テハ全財産、国内ニ財産ヲ有スル個人ニ付テハ当該財産ニ對シ課税スルコト

(ロ) 財産價格ハ全財産ヨリ債務ヲ控除シタル純財産價格ニ依ルコト(昭和二十一年八月十五日ヲ予定ス)

(ハ) 財産増加税ノ納税義務者ニ付テハ純財産價格ヨリ財

産増加税額ヲ控除シタル額ニ付課税スルコト

(一) 貯蓄組合ニ依ル預貯金等ニ付テハ特別ノ斟酌ヲ考慮スルコト

(二) 戦災者ニ付テハ情況ニ依リ一定ノ控除ヲ行フコトアルベキコト

(三) 非課税財産

(イ) 動産中家具、什器其ノ他生活ニ必要ナル日用品

(ロ) 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産

(四) 基礎控除

概ネ戸主五千円、妻五千円、家族一人ニ付千円トスルト

(五) 税率

(イ) 概ネ左ノ超過累進税率ニ依ルコト

五万円以下

五万円超十万円以下

十万円超二十万円以下

二十万円超五十万円以下

五十万円超百万円以下

百万円超二百万円以下

二百万円超五百万円以下

五百万円超千万円以下

千万円超二千万円以下

二千万円超五千万円以下

一〇%
一五
二〇
二五
三〇
三五
四〇
四五
五〇
六〇

七〇
五千万円超

(ロ) 同居ノ戸主及家族ノ財産価格ハ之ヲ合算シテ税率ヲ適用スルコト

(六) 課税価格ノ算定

(イ) 差当り昭和二十一年八月十五日ノ時価ニ依リ算定スルコト

(ロ) 財産価格ニ付テハ納税義務者ノ申告ニ依ルコトトスルモ一般財産ノ種目別評価方法ヲ定メ之ニ依リ算定スルコト此ノ場合ニ於テ通貨価値ノ変動ニ依ル評価額ノ調整ニ付テモ考慮スルコト

(イ) 時価算定困難ナルモノ(土地、家屋等)ハ収益ニ対スル一定倍数ヲ標準トシテ時価ニ還元シ時価、収益共ニ算定困難ナルモノハ評定価格ニ依ルコト

(ロ) 財産ノ評価ノ基準及財産価格ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル評価委員会及財産価格調査会ニ諮問スルコト

(七) 徴収

(イ) 税額ハ可及的速ニ之ヲ納付セシムルコトトスルモ事情ニ依リ相当年数ノ分納ヲ認ムルコト

(ロ) 物納(国債等)ニ付テモ考慮スルコト

(ハ) 歳入見積額 約四百十億円

二 法人財産税

(一) 納税義務者

(イ) 国内ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人

(ロ) 国内ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人

(二) 課税物件

昭和二十一年中最初ニ終了スル事業年度ノ末日ニ於ケル純資産価額(時価ヲ以テ評価シタル総資産価額ヨリ債務ヲ控除シタルモノ)ヨリ払込資本金額及当該事業年度分ノ所得金額ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ付課税スルコト

(三) 免税

北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域の公共団体、神社、寺院、仏堂等ヲ予定ス

(四) 税率

法人財産税ノ税率ハ概ネ左ノ通トスルコト

課税価格中積立金ヨリ成ル分 二五%

其ノ他

農業会、統制組合等ニ付テハ税率百分ノ十宛軽減スルコト

(五) 課税価格ノ算定

(イ) 法人ハ課税価格ヲ当該事業年度ノ所得ノ申告ト同時ニ申告スルコト

(ロ) 課税価格ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル委員会ニ諮問シ決定スルコト

(六) 徴収

(イ) 法人財産税ハ原則トシテ一時ニ徴収スルコトトスル

モ事情ニ依リ分納ヲ認ムルコト
(ロ) 物納(国債等)ニ付テモ考慮スルコト
(ハ) 其ノ他
二重課税ヲ避クル為株価ノ算定ニ当リテハ特別ノ考慮ヲ払フコト
(イ) 歳入見積額 約百九十九億円
備考

(一) 本税施行ノ為金融機関ノ預貯金額ヲ開示セシムル等民間機関ヲシテアラユル協力ヲ為サシムルト共ニ此ノ際新通貨ノ発行ヲ行フコト

(二) 本税通脱防止ノ為特ニ嚴重ナル罰則ヲ設クルコト

書込 *1-1-3

注 財産税創設を含む税制改正案の立案は、昭和二〇年一〇月末に「財産税創設案要綱」(昭和二〇年一〇月三〇日)、「財産税実施上問題トナルベキ事項」(同)、「税制改正案要綱」(同)、「財産増価税創設案要綱」(一〇月三一日)及び関連する計数資料が作成されており(大蔵省資料乙六〇三十一八一主税局ファイル)、これらが一月一日ないし二日付で書直されて文書課に回付されている。資料I-32、I-35は愛知文書課長のファイルに「一一三」と書込みのある一連の文書及び同じ箇所への綴込み文書から採録した。カブリ印刷。付表「個人財産税負担額調」を省略。
出所 大蔵省資料乙五二六一一一。

I-33 財産税実施上問題トナルベキ事項(昭和二〇年一月三日検討資料)

- 第一 基本的問題
 - 一 財産税ノ実施ニ依リ新日本財政ノ再建ガ如何ナル程度期待シ得ルヤ
 - 二 財産税ノ実施ガ戦後ノ産業再建設ニ支障ヲ及ボスコトナキモノナリヤ
- 第二 実施時期ノ問題
 - 補償問題ノ解決、価格均衡ノ回復、新通貨ノ準備等ヲ考慮スルコト
- 第三 財産捕捉ノ問題
 - 一 各種預金及貯金ノ開示
 - 二 無記名国債等及現金ノ確認
- 第四 財産評価ノ問題
 - 一 通貨価値下落(土地、家屋等ノ評価ノ問題)ニ因ル名目増価等

注 資料I-32の注参照。ただし日付の書込みはなし。ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一―一二。

I-34 財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル件(案)(昭和二〇年一月三日検討資料)

- 六、金融機関ハ右期日現在ニ於テ総テノ預貯金ニ関スル預金高調書ヲ稅務署ニ提出シ稅務署ヨリ一定期間ニ所在不明トシテ返付セラレタルモノ以外ノ預貯金ニ付テハ右期間経過後ハ自由ニ払出ヲ行フコト
- 七、法人(金融機関ヲ除ク)ニ対シテモ大体以上同ノ取扱ヲ為スコトトスルモ新旧通貨ノ引換額等ニ付テハ別途考案スルコト

(備考)
(イ) 引換事務ノ混乱ヲ防止スル為要スレバ期日前数日間ヲ限り全面的支払停止ノ実施ヲ考慮スルコト

- (ロ) 旧通貨ノ強制通用力喪失ニ伴ヒ生ズベキ日本銀行ノ益金ハ一般ノ納付金ト別箇ニ国庫ニ帰属セシムルコトノ可否ニ付考案スルコト
- (ハ) 期日前及期日後ニ於テ一定金額ヲ限り引換タル通貨ノ金額ハ課税価格ニ算入セザルコト
- (ニ) 尚無記名証券ノ確認方法ニ付テハ別途考案スルコト
- (ホ) 連合軍將兵ノ所持スル通貨ノ引換ニ付テハ特別ニ便宜ノ方法ヲ講ズルコト

注 資料I-32の注参照。この文書は、一〇月末の主税局一連の立案のなかには見出せない。日付の書込みはなし。ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一―一二。

財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル件(案)(昭和二〇、一一、一二)

- 一、財産税課税価格ノ算定期日(昭和二十一年八月十日ヲ予定ス)ヲ中心トシテ通貨(額面五円以上ノ日本銀行券)ノ引換ヲ行フコトトシ右ノ期日迄ニ従来ノ通貨ハ原則トシテ総テ金融機関(郵便局ヲ含ム)ノ預貯金ニ預入セシムルコト
- 二、右期日以前十五日間ハ一定金額(日常生活ニ必要ナル金額トシテ一世帯当リ二百円程度)ヲ限り一対一ノ比率ヲ以テ新旧通貨ノ引換ヲ認ムルコト右ノ引換ハ一世帯一回ニ限定スルコトトシ米穀通帳等ヲ呈示セシメ引換ヲ為シタル旨ヲ同通帳等ニ証印スルコト
- 三、右期日ノ翌日より旧通貨ハ強制通用力ヲ失ヒ且流通ヲ禁止セラレルコトトシ之ニ代ヘ新通貨ヲ流通セシメルコト
- 四、右期日ノ翌日以後十日間ハ一世帯一回ヲ限り一定金額迄ハ新旧通貨ノ引換ヲ認ムルモ其ノ他引換ハ之ヲ認めザルコト(引換金額及世帯ノ確認方法ハ二、ノ例ニ依ル)但シ外地ニ在ル旧通貨所持者其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ右期間中ニ引換ヲ為シ得ザリシ者ニ対シテハ正当ナル証明アルモノニ限り例外的ニ引換ヲ認ムルコト
- 五、右期日ノ翌日以後ニ於テハ総テノ預貯金払出ハ新通貨ヲ以テ為スコト但シ右払出ニ際シテ一定期間ハ金融機関ニ於テ米穀通帳等ニ依リ預金名義人ノ現住地等ヲ当該預金通帳ニ確認済ノ認印ヲ為スコト

I-35 新日銀券製造ニ関スル調(昭和二〇年一月三日税制改正検討資料)

新日銀券製造ニ関スル調

- 一、新日銀券所要高ノ推定
本年十月末現在日銀券発行高ハ四三、一八八百余万元ナル処十一月以降本年度内ニ於ケル増発見込高ヲ政府資金撤布超過見込額及日銀貸出増加見込額等ヨリ推定スルニ約二〇〇億円トナリ(別紙(一)参照)本年度未発行高ハ約六三〇億円ト推定セラル。而シテ明年四月以降ニ於テモ略々右ノ増加趨勢ヲ辿ルモノトセバ毎月約四、〇〇〇百万円ノ増発ヲ予想セラル。右日銀券増発見込高ニ基キ明年三月以降各月末ノ日銀券所要枚数ヲ最近ニ於ケル券種別増発状況ニ依リテ推算セバ別紙(二)ノ通りトナリ、日銀券ノ全面引換ヲ円滑ニ実施セントスレバ之と同額ノ新日銀券ノ外更ニ五〇%程度ノ発行準備ヲ製造シ置カザルベカラズ
- 二、新日銀券製造要領
前項ノ龐大ナル数量ニ上ル新日銀券ヲ可及的短期間ノ間ニ製造スル為左ノ措置ヲ講ズルヲ要ス

- (一) 本年中ニ製版其ノ他ノ諸準備ヲ完了シ遅クモ明年一月ヨリ新券百円券、十円券ノ大量製造ニ着手スルコト
- (二) 右ノ為既定ノ号券二千億円製造計画ヲ一部改訂シ号百円券及十円券ノ印刷ハ本年末ヲ以テ打切ルコト

- (三) ろ号五百円券及千円券ノ印刷ハ明年一月以降モ之ヲ続行シ之ヲ新券ニ代用スルコト
- (四) 本年十二月以降製造予定ノイ号百円券ニハ印刷工程中ニ於テ特定ノスタンブヲ加刷シ新券ニ代用スルコト
- (五) 印刷設備ニ付テハ罹災工場ノ復旧、疎開工場ノ完全操業促進等ヲ図ルト共ニ所要資材ニ付テハ特ニパルプ及石炭等ノ入手ニ万全ヲ期スルコト

(備考)

小切手トナリタル巨額ノ銀行券ニ対シ短期間ニスタンブヲ押捺スルコトハ、スタンブ器具ノ製造及押捺能率ヨリ觀テ極メテ困難ト認メラル。

右製造要領ニ依リ現在印刷設備ヲ最高度ニ發揮シツツ新日銀券ノ製造ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ製造額ハ別紙(三)ノ通ニシテ新日銀券ノ所要量ト対比勘案スレバ日銀券ノ引換時期ハ早くトモ昭和二十一年七月以後トセザルヲ得ズ

三、現行日銀券ノ需給状況

右ニ依リ現行日銀券ノ製造ヲ本年末ヲ以テ打切り明年一月以降ハ専ラ新日銀券及其ノ代用券ヲ製造スルコトトスル場合新券発行迄ノ期間ニ於ケル現行日銀券ノ需給ヲ推定スレバ別紙(四)ノ通ニシテ銀行券不足ヲ生ズル懸念ハ先ヅ無キモノト認メラル

注 資料I-32の注参照。原文書の日付、作成者、書込みなし。資料I-34の参考資料に供されたものと推定できる。別紙(一)〜(四)は省

略。
出所 大蔵省資料乙五二六一一一。

I-36 財政再建計画大綱要目(昭和二〇年一月五日閣議了解)

財政再建計画大綱要目(閣議了解) 二〇、一一、五

戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ進シテ経済再建ノ礎石ヲ築ク爲国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万策ヲ尽スモノトス

財政収支ノ均衡恢復ニ関シテハ国民食住衣ノ維持、道義ノ昂揚其ノ他諸方策ノ強力ナル推進ヲ期待シツツ概ネ左記諸項目ニ亘リ果敢ナル具現ヲ期ス

記

一、戦時利得者ニ対シ其ノ戦時利得額ヲ徴収シ、戦争ニ因リ財産關係ニ生ジタル不均衡ヲ是正シ、以テ戦後財政再建ノ確立ニ資スル爲財産増加税ヲ創設スルコト

二、破綻ニ直面セル財政ヲ再建スル爲財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限りノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保スルコト

三、今後当分ノ間毎年度ノ經常歳入ヲ増加シ財政ノ収支ヲ均衡セシムル爲資産所得及嗜好品等ノ重課ヲ趣旨トスル税制改正ヲ行フコト

四、専売其ノ他官営事業ノ増収ヲ図ルコト

- 五、行政整理ヲ大幅ニ断行シ一般政費ノ削減ヲ行ヒ併セテ行政機構及官吏制度ノ抜本的改革ヲ行フコト
- 六、恩給制度ヲ再検討スルコト
- 七、価格差補給金制度ヲ再検討シ原則トシテ之ヲ廃止スルコト
- 八、国有財産ノ払下ヲ促進スルト共ニ官業ノ民間委譲ヲ考慮スルコト

九、政府命令、政府企業間ノ契約ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償ニ付テハ各種補償ノ内容ニ応ジ適正且厳格ナル審査ヲ加ヘ可及的総合的ナル判断ニ依リ之ヲ決定交付スルコト

一〇、食糧増産、引揚邦人ノ援護其ノ他社会施設費等ニ付テハ応分ノ考慮ヲ払フコト

一一、連合軍駐屯関係経費、賠償及外地企業ノ補償等ニ付テハ前記各般ノ施策ノ総合的結果ト睨ミ合セ負担過重トナラザルヤウ内外ニ対シ万般ノ措置ヲ講ズルコト

注 昭和二〇年一月五日の閣議には「財政再建計画大綱要目案」と「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件」が提出され、ともに了解された。参考資料として、「昭和二十一年度以降五箇年間財政収支計画概略案」「軍需企業ニ対スル補償額推算」が添付されている。出所 大蔵省資料乙五二六一一一。

I-37 財政再建計画大綱説明要旨(昭和二〇年一月五日)

財政再建計画大綱説明要旨

昭二〇、一一、五

一、満八年ニ亘ル戦争ニ依リ我経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ被リ、敗戦ニ依リ領土ハ半減シ、我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモノアリ加之對外關係其ノ他ニ於テハ幾多未定ノ負担要素アル外、国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テモ遺憾ヲラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、国民道義ハ頽廢ノ一途ヲ辿リ既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリ

二、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ適確ニ洞察シ、其ノ線ニ向ヒ真ニ総合的ナル戦後経営方策ヲ樹立スルコト固ヨリ至難ナルモノアリト雖モ、今日ノ社会経済情勢ハ率直ニ謂ハバ一触即発ノ危機ニ当面シ居ルヲ以テ此ノ実情ヲ直視シ此ノ際國ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ奮起シ、凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝集スルコト喫緊ノ要務ナリト信ス

即チ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タルベキモノハ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フヲ得ベク、万一右基盤ガ動揺シ更ニ崩壊スル如キコトアラバ民生安定ノ如キ到底之ヲ期待シ得ザルベシ

而シテ経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ、進ンテハ経済活動ヲ促進スルガ爲ニハ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止、国民道義恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ総合的且強力ニ実施スル外ニ途ナン

今や政府ハ其ノ總力ヲ拵ケテ国民ノ衣食住及燃料ノ確保、就業対策並ニ財政均衡ノ恢復ニ付先ツ自ラノ闘志ヲ新タニシ一路邁進スベキ秋ナリト信ズ

三、然ラバ財政ノ現状及見透シ如何ト謂フニ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限り今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ハ更ニ累積シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ザルベク其ノ状況ハ循環的且破局的ノ累積進シ国家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズシテ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ

(略)

四、財政ノ概況及見透シ上述ノ如シ、之ヲ国民経済的観点ヨリ見レバ、今日我が国民ノ財産総額ハ現在幾何ニ達スルヤ速ニ推斷ヲ下シ得ザルモ、概ネ四、五千億圓ト推定セラルル処、其ノ中千五百億圓乃至二千億圓ハ国債ノ累積等ニ基ク謂ハハ身ノ無キ財産ト考フベキモノナルベシ、右ハ敗戦ノ結果国民経済全体トシテハ非常ニ貧困ヲ極メ居レルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セル現象、即チ物ト金トノ極端ナル不均衡トナリテ現レ、斯ルダフツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪乱シ閣価格ヲ昂上げ経済秩序ヲ脅カシテ悪性インフレーション發生ノ兆ヲ露呈シ居ルモノニシテ、之ガ対策トシテハ一面民需生産ヲ活発ナラシメテ物ノ生産ヲ増加セシ

ムルト共ニ謂ハハ身ノ無キ財産トシテ国民ノ懐ニ在ル資金ヲ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ恢復スルノ要アリト認メラル

仍テ今日採ルベキ措置トシテハ

(1) 先ツ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ整理シ以テ今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムルノ基盤ヲ造成スルコト絶対必要ナリ

而シテ其ノ方法トシテハ先ツ以テ約九百二十億圓ニ上ル財産増加税及財産税ヲ一回限り賦課シテ一応二千七百七十億圓ニ上ルト認メラルル国債ヲ千二百七十億圓ニ削減シ之ニ依リ毎年ノ国債費負担ヲ約七十五億圓ヨリ約四十四億圓ニ減ズルコト其ノ中核ナルベシ

右九百二十億圓ノ財産増加税及財産税ハ実ニ我國民ノ財産総額ノ二割乃至一割五分ニ当ル計算トナルモ、戦時利得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シテ戦時中ノ財産増加額ヲ徴収スルコトハ蓋シ何人モ異存ナキ所ナルベク又終戦ト共ニ全国民戦死シタルモノト考フレバ、有史以来未曾有ノ敗戦ナル冷感ナル事実ニ当面シ過大ナル負担ヲ調整シテ新生ニ乘リ出スベキ我國民トシテハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為此ノ程度ノ犠牲ヲ負担スルニ異存ノアルベキモノトハ信セラレズ

(2) 尚現状ニ於ケル国民ノ財産ハ金銭の形態ヲトレル部分相当地大ナルヲ以テ財産増加税及財産税ノ徴収ハ技術的ニモ比

較的容易ナリ、而シテ、現金ヲモ課税対象トスルコト固ヨリニシテ之ガ為ニハ新様式ノ日本銀行券ヲ發行シ現銀行券ト強制的ニ交換セシムル所存ナリ、右ノ如キ画期的ナル施策ヲ断行スルモ尚約千二百数十億圓ノ国債ハ残存スルヲ以テ能フレバ多少ナリトモ年々之ヲ消却スベキハ財政再建上当然ノ要請ナル次第ニシテ從テ今後毎年度ノ予算ニ付テハ少クトモ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ鉄則ヲ堅持スルノ要アリ

然ルニ前述ノ如ク財産増加税及財産税ノ創設ニ依リ、二十一年度ニ於テ約四百二十億圓ノ国債ヲ消却シ得ル結果、国債費ニ於テ二十二年度約十五億圓ノ減少ヲ期シ得ベク、二十三年度以降ニ於テモ年々相当額ノ負担ヲ減少シ得ベキモ、尚且、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ナルヲ以テ今後当分ノ間普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フヲ得ザル次第ナリ

仍テ

(3) 右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行ヒ年約二十億圓ノ増収ヲ図ルノ要アリ右ノ場合ニ於テハ例ヘバ

(4) 不動産、配当利子等資産所得ニ重課シツツ分類所得税ヲ増徴シ

(5) 浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為酒其ノ他嗜好品等ニ重課スル

等ヲ其ノ眼目トシ一方煙草ノ値上げニ依リ専売益金ノ増収、鉄道旅客運賃及郵便料金ノ値上げニ依リ官業収入ノ増加等

ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億圓ノ増収ヲ図ルト共ニ歳出ニ於テ更ニ恩給制度ノ改正ニ依リ約一億圓ノ減少ヲ期スルコトスルモ尚且約十一億圓ノ歳入不足ニシテ、之ニ上述ノ未確定経費ヲ加フルトキハ歳入不足ハ尨大ナル額ニ達スベシ、而シテ後年度ニ於テハ一応未確定経費ニ引当テ得ル財源ヲ得ル計算トナルモ其ノ金額ハ些ニシテ大ナルヲ期シ得ザルヲ以テ此等連合軍駐屯関係経費、賠償及外地企業ノ補償等ニ付テハ負担過重トナラザル様内外ニ対シ万般ノ措置ヲ講スルノ要アリ

(略)

六、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依リ財政均衡ノ恢復ハ前述シタル如ク之ニ依リ破局的ナル我國財政再建ノ礎石ヲ築クト共ニ出来得レバ之ニ依リ莫大ナル通貨量及購買力ヲ回収シテ通貨ノ価値ヲ安定シ我が経済秩序ヲ維持センコトヲ企図スルモノニシテ、斯クノ如キハ衣食住及燃料等ノ確保、生産活動ノ促進、就業方途ノ指示等諸般ノ民生安定方策ト綜合的併行的ニ強力ニ実施セラルルニ非ザル限り其ノ目的ヲ達シ得ザルノミナラス、場合ニ依リテハ却ツテ異常ナル混乱ヲ惹起スル虞モ存スル次第ニシテ此ノ際重ネテ各所管省ノミナラス政府全体トシテ右当面ノ国民ノ最低生活保障ノ具体的方途ノ早急ナル実現ニ付決意ヲ新タニ致シ度シ

尚右財産増加税及財産税ノ徴収方法及対策等ニ付テハ目下各般ノ資料ヲ整備シ、鋭意研究中ナルガ、本財政再建計画ニ付

テハ一応閣議ニ於テ御了解ヲ得タル上ハ、速急ニ連合軍ノ了解ヲ取得キ所存ニシテ之方準備完了前ニ外部ニ漏洩スルトキハ国民ニ対シ多大ノ動揺ヲ与フルコトナキヲ保シ難キヲ以テ、発表ノ時期及方法ニ付テハ改メテ閣議ニ於テ御了解ヲ受クルコトト致シ度シ

七、以上要之今回ノ提案ハ縷述セル如ク當面ノ事情ニ鑑ミ採ルベキ施策ノ一大重点ヲ財政收支均衡ニ凝集シ他ノ諸方策ノ綜合的推進ヲ期待シ以テ我國財政經濟再建ノ礎ヲタラシメントスル配意ニ出ツルモノニ外ナラズ而モ之方実施ニ當リテ八国民ノ自力更生精神ノ振起ヲ基礎トスル秩序ノ維持ヲ主眼トシ戰爭ニ基ク富ノ偏在ヲ是正シ国民ノ負担ヲ公平化シツツ所期ノ目的ヲ達成セントスルモノナリ

固ヨリ国民ノ總財產額ノ四分ノ一ニ垂ントスル財產増加税及財産税ノ賦課ノ如キハ或ル程度國民經濟力ヲ萎縮シ生産力ニ若干ノ影響ヲ齎スベキ懸念ナキニ非ザルモ本税ノ徵收ハ前述ノ如ク身ノ無キ財産ノ吸取整備ヲ主トスル結果トナルモノナルヲ以テ、之方徵收方法宜シキヲ得一面ニ於テハ之ニ依リ物ト金トノ均衡ヲ恢復シ、抜本的ニ積極消極両面ニ亘ル不安定感乃至不満感ヲ一掃シ、財政ト國民經濟ノ両面ニ亘ル秩序ノ安定ヲ図リ得ルニ於テハ之ニ依リ却ツテ經濟活動ハ古キ残滓ヲ払拭シ新タナル発足ヲ期スルヲ得ベク他面通貨價值ノ水準物價政策ノ見透シ等ニ関連スル綜合的ナル經濟体制ノ方向モ正常ナル基礎ノ上ニ確立シ得ル素地ヲ形成シ得ベキモノト信

(七) 救済事業ノ統一
(八) 公共的性質ヲ有スル企業ノ国家的計画及監督
(九) 銀行、信用及投資ノ監督
(十) 他人ノ貨幣ヲ以テスル投機ノ終絶
(十一) 適當ナルモ健全ナル通貨ノ供給
ノ為ニ広汎ナル独裁的権能ノ賦与ヲ議會ニ要請シタ。此ノ所謂ニユーテイルハ結局生産力ト就業ノ増加ニ依ツテ經濟ノ恢復ヲ図ツタモノデアリ、當時ノ米國經濟ノ実情ヨリシテ、之ガ為ニハ政府ガ公債財源ニ依ツテ之ヲ実行スル外ナカツタノデアツテ、之ニ伴ヒ歳出ヲ一般費ト緊急費トニ分ツ二部算制度ヲ採用シタガ、一九三四年一月ニハ平価ノ切下ヲ行ヒ、又一九三五年ニハ増税ヲ行ツテ財政收支ノ均衡ヲ図ツテ居ルノデアアル。

二、當時ノ米國ノ經濟事情ト我國ノ現状トハ食糧ノ過剩ト不足ト言フ非常ナル相異ハアルガ、此ノニユーテイル政策ハ現下ノ我國ニモ適用スルコトヲ考ヘテ良イノデハナイカト思ハレル。

三、我國財政收支ノ均衡ヲ恢復セントシテ採ラントシツツアル手段ハ財産税及財産増加税アルガ、之ニ対シテ目下難点トシテ指摘セラレテ居ル所ハ左ノ如クデアアル。即チ

- (一) 巨額ノ右両税ノ徵收ニ依ツテ國民資力ハ喪失シ經濟振興ノ芽ヲ取り去ルベキコト
- (二) 幾何トナルベキヤ測ラレザル賠償費、在外企業補償ガ不

ズル次第ニシテ當面個々ノ対策ヲ以テ糊塗スルハ其ノ策ヲ得タルモノニ非ズト信ジ彼此熟慮勤考ノ未本提案ヲ決意シタル次第ナリ

注 ガリ版刷。大蔵省財政史室編「昭和財政史―終戦から講和まで」第一七卷「資料(1)」、五〇七―一〇ページに全文収録。出所 大蔵省資料乙五二六一―一。

I-38 財経新政策ニ関スル一構想(未定稿)(昭和二〇年一月七日)

財経新政策ニ関スル一構想(未定稿)

昭二〇、一、七

一、一九三三年三月當時將ニ米國全土ヲ燃ヤシ尽サントシツツアツタ金融恐慌ノ真最中ニ就任シタルルーズベルト大統領ハ其ノ就任演説ニ於テ

「國民生活ノ安定ノ恢復ヲ確保スル為國民ハ貨幣的利潤ヨリモ社会的価値ヲ尊重スルコト」

ヲ要請スルト共ニ

- (一) 國民ヲ仕事ニ就ケルコト
- (二) 土地ノヨリ良キ利用ノ確保
- (三) 農産物價格ノ引上
- (四) 小住宅及農場ノ抵当債務ノ整理
- (五) 購買力ノ増加
- (六) 連邦、州、地方政府ノ經費節減

明ナル今日一回限りノ右両税ノ徵收ニ依ツテ果シテ將來ニ亘リ財政收支ノ均衡ヲ恢復シ得ルヤ疑アルコト
(三) 右両税ノ徵收ニ伴ヒ食糧難ト関連シ預金ハ米其ノ他動産ニ走ル傾向ヲ生ズルコト
ノ三点デアアル。

四、右ノ中第一点ノ財産税及財産増加税ト經濟振興トノ關係デアアルガ、

(一) 右両税ハ一面現在企業ノ転換ヲ阻止シテ居ルト言ハレル軍需企業ニ対スル補償ヲ実行スルガ為ニ徵收セラレルモノデアツテ、其ノ限りニ於テ右ハ經濟ノ振興ニ寄与スルモノデアアル。(尤モ右補償ガ多キニ失スルト企業ハ先行見透難ノ今日、居喰ラスル危険性ガアル)

(二) 右両税ハ身ノ無キ財産ヲ吸取シ通貨ヲ収縮セシムルコトニ因リ通貨價值ノ安定ヲ期スルモノデアツテ其ノ意味ニ於テ經濟ノ振興ニ寄与スルモノデアアル。

(三) 資本其ノ他ノ通貨ノ吸取ニ因ツテ各人ハ就勞ヲ余儀ナクセラルベキ性質ノモノデアアル。

(四) 然シ右両税ノ徵收ニ依リ國民資力ヲ減シ國民皆貧トナル虞モ多分ニ存スル。然シ乍ラ果シテ右両税ノ徵收ナクバ經濟ノ振興ヲ図リ得ルヤト言フニ現状ニ於テハ通貨ト物資ノ不均衡ハ継続セラレ、悪質ローカーノミ蔓リ、通貨價值ハ不安定ナル為採算ノ見透シハ立タザルヲ以テ仮ニ企業補償ハ実行スルトスルモ、經濟ノ自力振興ハ容易ニ期待シ得

ザル所ナルベク又企業補償ヲ実行スルノミニテ浮動購買力ノ整理ヲ考慮セザルトキハ愈々悪性インフレニ突入スルノミテアラウ。

(四) 蓋シ我国ノ現状ニ於テハ経済ノ振興ヲ図ル為ニハ一面大幅ナル浮動購買力ノ吸収ニ因リ通貨ト物資トノ均衡ヲ恢復スルト共ニニューテイルノ如ク国家ノ財源ニ依リ大規模ナル経済振興及就業対策ヲ図ルノ外ナイモノト考ヘラレルノテアル。

- (イ) 大幅ナル浮動購買力ノ吸収ハ貯蓄ニ依リ封鎖ニ頼リ得ザル今日税ニ依ル資金ノ吸収ト日銀ヨリノ資金ノ放出ヲ前提トセザル物価ノ引上ニ依ルノ外ハナイ、而シテ後者ハ極力其ノ引上ヲ避クベキ所ナルベキモ、現在ノ如キ間価格、間賃銀等ノ跛行的ナル状況ノ下ニ於テハ之ヲ避クルコトヲ得ズ、従ツテ右ハ間ニ依ル物資ノ総額ト公定価格ニ依ル物資ノ総額トノ平均値ヲ基準トシテ資金ト物資トノ均衡ヲ恢復シ得ベキ点迄物資間ノ不均衡ヲ極力是正シツツ引上グベキモノテアラウ。前者ノ税ニ依ル資金ノ吸収トシテハ、税ノ外平価ノ切下ヲ考ヘ得ベキ点ナルモ、平価ノ切下ノミニテハ動産及不動産ノ所得者ヲシテ利益セシメ又資金ヲ之等ニ逃避セシムル虞ガアル。
- (ロ) 今後ニューテイルノ如ク強力ナル財政力ニ依リ実施セザルベカラザル面ハ今日甚ク多ク、即チ

(1) 食ノ安定ノ為ノ諸方策、特ニ百五十五万町歩ノ開拓

埋立干拓ハ或ハ国家ノ直接事業トシテ、行ハザルベカラズ、又物価ノ引上ヲ一面容認スルト共ニ国民ノ最低生活特ニ最低食糧ノ入手ハ確保セザルベカラズ、其ノ為ニハ一面右ノ如ク新畑ノ開墾等ニ依リ主食ノ配給ヲ確保スルト共ニ都市モ農村モ各戸ニ於テ副食物特ニ野菜ト鶏卵程度ハ自給シ得ルコトニスル必要ガアル。此ノ為ニハ或ハ大都市ノ人口ヲ縮小シ、人口ノ地方都市又ハ農村定着ヲ可能ナラシムル為各戸ニ少クとも一戸当五十坪乃至百坪ノ畑ヲ付属セシムルコトヲ要スル。又町会単位程度ノ組合的購入組織モ考慮セラレル而シテ此ノ新畑ノ開墾、野菜自給畑ノ付属ニ支障ヲ与フルハ土地所有権ノ問題アル即チ右開墾地及野菜自給地ハ一応国有トシテ再配分スルカ貸与スルカノ方途ヲ講ズルノ要ガアリ、更ニ先般モ農村ヨリ苦情ガ出タ戦災地ノ開墾問題モ実ニ土地所有権ニ依リ阻マレテ居ル所テアルカラ戦災地ハ総テ時価ヨリ整地費ヲ控除シタル価額程度ヲ以テ地券又ハ国債ニ依リ国庫ニ買上グル如キ措置ヲ講ズル必要ガアル。

(2) 更ニ住及衣ノ問題ニシテモ、又復員軍人、戦災者ハ勿論 最モ同情スベキモノト考ヘラレル在外引揚邦人ノ救済ノ為ニハ毎年実ニ相当ノ経費ヲ計上スベキデア

ル。

(3) 其ノ外失業救済ヲ兼ねテ(此ノ際単ナル金銭給付ニ

依ル失業救済ハ行フベキニ非ザルコト固ヨリナルベシ)又将来ノ経済ノ發展ノ為ニモ道路ノ改修、新設拡張、鉄道、船舶、自動車、通信ノ拡大改良、水力発電設備ノ拡張都市及農村ヲ通スル電化ノ普及等ヲ図ルベキデアアル。

(四) 即チ之等ノ施策ノ実現ハ一般民間二期シ得ル所デアナク一ニ国家ノ施設ニ頼ルノ外ナキコト斯ノ強大ナル経済国力ヲ有スル米國ニ於テモ、ニューテイル政策ニ於テ如実ニ示セル所デアアル。

故ニ之等ノ施策ヲ実行スル為ニハ実ニ巨額ノ資金ヲ要スル而シテ之ガ為ニモ差当ツテ財政ノ建直シヲ為シ国策ノ健全ナル遂行ヲ期スベキデアアル。

- (一) 第二ノ未ダ不明ナル賠償費及在外企業ノ補償費アルニ目前ノ財政収支ノミヲ目途トシテ巨額ナル財産税及財産増加税ヲ創設スルハ非ナリト言フハ尤モナル所デアアリ
- (二) 又財産税及財産増加税ニ関連シ預金ヨリ動産ニ走ル傾向アリトスルモ尤モナル所デアアル。而シテ右二者ニ付テハ財産税及財産増加税ノ二者ノ徴収方法ニ依リ之ヲ按配シ得ベキモノデアアルト考ヘラレル。

五、即チ之等ノ諸点ヲ考慮シタル当面ノ財経新方策トシテハ

- (一) 生産ノ増加及国民全般ヲ対象トスル完全就業ニ因ル経済ノ恢復振興ヲ目的トシテ積極的ナル国家施策ヲ速急ニ実施スルコト

- (一) 浮動購買力ヲ吸収シ、通貨ノ整理及通貨価値ノ切下ヲ行ヒ、右積極財政予算ヲ加味シタル財政収支ノ均衡ヲ恢復スル為必要ナル限度ニ於ケル一応ノ財産税ト今回限りノ財産増加税ヲ創設スルコト
- (二) 右ト共ニ物価ヲ適当ナル点ニ引上且之ガ安定策ヲ講ジ企業ノ自主的経営目標ヲ確立スルコト
- (三) 中央及地方ヲ通ジ一般政費ノ大節減ヲ行フコト
- (四) 資金ノ物ヘノ逃避即チ社会的価値ノ増加トナラザル資金ノ移動ハ之ヲ禁止スルコトニ置クヲ適当トスル

六、此ノ経済ノ恢復振興方策ハ

- (一) 厳格ナル審査ノ下ニ於ケル軍需企業ニ対スル適当ナル補償ノ実行
- (二) 食ノ増産及供給ノ確保ノ為ニスル必要土地ノ国有及国民貸与又ハ売却制ノ確立(土地ノ再分配) 国家開墾事業ノ実施 肥料及ホルモン肥料ノ増産
- (三) 戦災住居ノ復旧、衣料ノ配給
- (四) 引揚邦人復員軍人等ノ一元の平等ナル援護
- (五) 土木事業及発電事業等産業基礎条件ノ改善
- (六) 農・化学一致ノ教育制度ノ実施

等ニシテ之ガ為一年度限りノ経費トシテ

| | |
|--------|-------|
| 企業等補償費 | 四六四億円 |
| 食衣住安定費 | 二〇〇億円 |
| 計 | 六六四億円 |

毎年度経費トシテ

- 水力発電設備道路改修等産業基礎条件改善費 一七億円
- 軍人引揚邦人援護費 三億円
- 科学教育制度確立費其ノ他 一〇億円
- 計 三〇億円

ヲ予定セラル。

七、第二ノ浮動購買力ノ吸収及当面ノ財政収支ノ均衡恢復ヲ目途トスル財産税及財産増加税トシテハ当面一応平価切下の感覺ヲ以テスル財産税ト今回限り戦時利得者課税ヲ目的トスル財産増加税ヲ徴取シ、将来賠償費及在外企業補償費ガ問題トナリタル際改メテ他ノ意味即チ真ニ税トシテノ意味ニ於ケル財産税ヲ課税スルコトヲ留保シ置クヲ適當トスベシ

- (一) 当面ノ国債額ハ左ノ如クテアル
 - (イ) 二十年末国債見込額 一、五六〇億円
 - (ロ) 同 臨軍借入残高 一五一
 - (ハ) 企業等補償費 四六四
 - (ニ) 其ノ他経済振興費 二〇〇
 - (ホ) 進駐軍関係費 三〇〇
 - 計 二、六七五
- (二) 又毎年度ノ経費ハ右ニ依リ国債額ヲ含メ左ノ如クテアル
 - (イ) 基本経費(一般政費等ヲ削減ス) 六〇億円
 - (ロ) 経済振興費 三〇

- (一) 国債費 計 九〇
- 一九四

(二) 而シテ当面考ヘラレテ居ル普通歳入ハ二〇億円デアアルカラ、右ニ依レバ利私ノ為毎年度六四億円以上ノ赤字公債ヲ発行セザルヲ得ナイ状態デアアル。

(四) 次ニ浮動購買力タル預金及現金ノ昭和二十年年度末残高ヲ推算スルニ左ノ如ク之ハ二、七八二億円ヲ予想セラレルノデアアル

- (イ) 十月末各種預金残高
 - 銀行預金 推 一、一五〇億円
 - 金銭信託 推 六六
 - 産組預金 推 一一〇
 - 信組預金 推 二五
 - 郵便貯金 推 三八〇
 - 計 二、七三二
- (ロ) 十月末日銀券発行高 四三二億円
- 累計 二、一六一
- (ハ) 十一月以降年度末迄増加見込額 二五四億円
- 国債発行高 二六六
- 企業補償増加高 五二〇
- 計 二、七八二

註

- (1) 銀行預金ハ五月末九四四億円、同月中増加額六四億円ナルニ依リ、六、七、八、三ヶ月分増加額二〇〇億円ヲ加算シ十月末ヲ一、一五〇億円ト推算セリ
- (2) 金銭信託ハ昨年末五四億円、同月中増加額一億五千万円ナルヲ以テ二億円ヲ加算ス
- (3) 産組貯金ハ七月末九七億円ニシテ同月中増加額四億円ナルヲ以テ十三億円ヲ加算セリ
- (4) 信組貯金ハ六月末二九億九千九百九十九円ニシテ同月中増加額五億円トセリ
- (5) 国債発行増加額ハ年度末一、五六〇億円ト十月末一、三〇四億円トノ差額ナリ
- (6) 企業補償額ハ四六四億円ト戦保支払額二二八億円トノ差額ナリ

(四) 財産税及財産増加税徴収ノ目標額ハ之ガ目的ノ一ツハ浮動購買力ノ吸収デアアルカラ此ノ目的カラスレバ、一案ハ之ニ依リ国債金額即チ二千六百億円ノ回収ガ考ヘラレルガ、斯カルトキハ其ノ影響スル所ガアマリニ多キスギル、他ハ日銀券発行高ヲ一応昭和二十年度当時ニ比シ物価上昇率程度ノ通貨増発即チ約十倍程度ニ落付ケルモノトスレバ、現在ノ五割ヲ徴収スレバヨイノデアアル、右両税ノ他ノ目標ハ財政収支ノ均衡デアアル、此ノ場合二千六百億円ノ国債金額ヲ整理シ得レバ勿論可ナルモ之デアハ余リニモ急激ニ国民ニ大ナル負担ヲ与ヘルモノトナル、故ニ経済振興ニ障碍ヲ与

ヘザル程度ニ於テ増税等ヲ為スモノトス、之ヲ加算シテ一応五十年内位ニ国債ヲ消却シ得ルモノトスルノ計算ヲスルノモ一方法デアアラウ。

(イ) 増税等ヲ為シ得ル額ハ資本利子税ノ加徴、専売益金ノ増加等ヲ加算シテ 五〇億円ト予想セラル。

從ツテ右増税等ヲ為シタル後ノ普通歳入ハ合計 一七〇億円デアアル、之ヨリ国債費ヲ除ク一般歳出九〇億円ヲ控除セバ残額八〇億円デアアル。

- (ロ) 故ニ此ノ際財産増加税ニ依リ 三五〇億円
- (ハ) 預金一率一割課税 五二六
- (ニ) 現金五割課税ニ依リ(現金残百億円トス) 五〇
- (ホ) 証券(金融機関所有ヲ除ク)一率二割課税ニ依リ 八五

計

一、〇一一億円

ノ国債ヲ消却スルモノトセバ、(此ノ預金、現金及証券ニ対スル財産税ハ徴収後ノ通貨量又ハ国債額ヲ最低幾許ニナルカニ依リ最低限ヲ定ムベキデアアル) 国債総額ハ一、六六四億円ニシテ残額二億円ハ毎年ノ国債消却ニ当テ得ル。且増取等ハ爾後十億円程度ノ増加ヲ期シ得ル外、経済振興ニ依リ自然増取モアルベキヲ以テ結局年々三五億円前後ノ国

債ヲ消却シ得ルモノトスル。
之ヲ以テスレバ右國債ハ五十年内位ニハ消却シ得ルノデア
ル。

右ノ財産税徴収ノ場合

- (イ) 現金ハ加重スルコト
- (ロ) 動産不動産ニ付テハ差当り徴収困難ナルト将来賠償費
等國庫金負担額明瞭トナリタルトキ之ヲ重点ニ預金ヨリ
税率高ノ真ノ税ノ意味合ヲ以テ財産税ヲ徴収スルコトヲ
表明スルコト

(ハ) 財産税ハ早期ニ短期内ニ徴収スルコト(金銭的形態ノ
モノノミヲ対象トシテ財産税ヲ徴収スルカラストンプノ
用意サヘ出来レバ一週間カ十日位ヲ徴収出来ル)

ヲ得レバ現金及動産不動産ヘノ逃避ヲ阻止シ得ベク、又動
産不動産並ニ多額所得者ハ財産増加税ニ依リ相当均衡ヲ採
リ得ルモノト考ヘラレル。

此ノ際考究ヲ要スルノハ此ノ程度ヲ以テ満足スベキカ又ハ
浮動購買力吸収ノ為五割程度ノ平価切下ノ財産税等ヲ起ス
ベキヤ慎重ノ考慮ヲ要スル点デアアル。

八、尚現金ニ課徴シ、之ガ新通貨引換ヲ断行シタル以上引換後
ノ全預金ニ付之ガ払戻ハ生産増加、公租公課ノ支払、疲病費
及日常生活費ニ限ルモノトスル等物ト金トノ需給ノ調節ヲ恢
復シ得ル迄ハ預金担保貸付ト共ニ何等カ之ガ調整策ヲ講スル
コトガ肝要デアアル。而シテ此ノ場合之ガ攪乱材料ヲ為スハ連

合軍ノ支払ニシテ又最低生活食糧ノ配給ヲ確保シ得ザルトキ
モ攪乱セラレルコトナルノデアツテ、連合軍ノ資金ノ支払
方法及当面ノ不足ニ対スル食糧ノ輸入ニ付テハ絶大ナル援助
協力期待セザルヲ得ナイ

注 カリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一―二。

I-39 戦争利得ノ除去及財政ノ再建(昭和二〇年一
月二四日SCAPIN第四〇七号)

(仮訳)

一九四五年十一月二十四日

日本政府ニ対スル覚書

經由 終戦連絡中央事務局(東京)

主題 戦争利得ノ除去及財政ノ再建

一、一九四五年十一月十六日付戦争利得ノ除去並ニ財政再建ニ
関スル大蔵大臣覚書ニ関シ意見次ノ如シ

二、該計画ハ日本ニ於ケル平和的且民主的ナル勢力ノ育成ニ寄
与スベキ方法及制度ノ發展ヲ来ス為ノ単ナル一手段トシテ原
則的ニ之ヲ承認ス。一部ノ日本人ノ資産ハ不正ニシテ且侵略
的ナル戦争ヲ利用シ多年ニ亘リ不法ニ増大セリ。政府ハ全日
本人ニ対シ戦争ハ経済的ニ見テ利益アルモノニ非ザルコトヲ
周知セシムル為貴方提案ノ第一項Aノ税ハ不信ナル真珠湾攻
撃ノ日以後ニ付テノミナラス可能ナル限りニ於テ夫レ以前ノ

期間ニ付テモ適用セシムベシ。

三、本計画ニ関スル完全ナル法案ハ一九四六年ニ開催セラルベ
キ最初ノ議會ニ其ノ協賛ヲ得ル為提出セラルベシ、右法案ハ
本司令部ノ承認ヲ求ムル為一九四五年十二月三十一日以前ニ
提出スベシ。

皇室財産本計画ノ適用ヲ免ルルコトナシ。

四、必要ナル立法措置ヲ完了スル迄ハ日本政府、其ノ下部機構
代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依リ軍需品ノ生産若ハ
供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切
ノ補償請求権ニ関シ左ノ条件ヲ以テスルノ外支払ヲ為スコト
ヲ得ズ。

(イ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ
依リ預金セラルコト

(ロ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナク
シテ行フベカラザルコト

五、日本政府、其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切
ノ者ハ左記ノモノヲ担保トシテ信用ヲ供与スベカラズ。

a、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ
転換ニ起因スル補償請求権

b、前項ノ請求権ニ基ク支払ニ起因スル封鎖勘定

六、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転
換ニ起因スル補償請求権ニ関連シ従来封鎖セラレ居リタル勘
定ハ本司令部ノ許可アル場合ノ外依然之ガ封鎖ヲ続行スベシ

第四項及第五項ハ斯ル勘定ニ付テモ適用セラルベシ。

七、日本政府、其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切
ノ者ニ依リ一九四五年八月十五日以降ニ於ケル本文書第四項
記述ノ目的ノ為ニスル支払ニシテ一請求権者ニ対スル支払金
額五千円ヲ超ユルモノニ付テハ未ダ封鎖ガ行ハレ居ラザル場
合又ハ封鎖勘定ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ解除セラレ居ル場合
ハ本日後三十日以内ニ受益者ヲシテ日本銀行封鎖勘定ニ再預金
セシムベシ、若シ上述ノ資金ガ固定資産ニ投下セラレ居ル為
又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ受益者ニ不当ノ困難ヲ与フルコトナ
シニ回収シ得ザル場合ニハ事情ノ詳細ヲ記述シタル報告ヲ大
蔵省ニ提出セシメ本司令部ノ考究ニ資スベシ。

八、日本政府、下部機構、代理機関其ノ他ノ機関ハ今後本司令
部ノ許可ナクシテ左ノ措置ヲ行フベカラズ。

(イ) 公債又ハ其ノ他ノ債務証券ヲ発行スルコト

(ロ) 形式ノ如何ヲ問ハズ信用ヲ獲得シ又ハ信用ヲ供与スルコ
ト

(ハ) 公有タルト私有タルトヲ問ハズ銀行、保険会社、信託会
社、証券会社、投資会社、工業又ハ商業ニ関スル商社其ノ

他ノ事業ニ対シ今後債務ノ保証又ハ支払ノ約束ヲ為スコト
(ニ) 補助金ノ交付、免税、税ノ割当、払戻又ハ類似ノ便宜ヲ
与フルコト

但シ本指令ニ依リ禁セラレ居ラザル目的ノ為ニ政府歳入ヲ
政府下部機関ニ再割当スル場合ハ之ヲ除ク

(ホ) 不動産又ハ他ノ固定資産 設備及他ノ公共事業又ハ企業ノ利益ノ売却其ノ他ノ処分
九、本指令ニ依リ必要トセララル承認ニ対スル申請ニハ大蔵省ノ書面ニ依ル副申ヲ付スルコトヲ要ス。
十、覚書ノ受領ノ確認ヲ要求ス。

テキストは愛知文書課長フイル所取のものをそのまま使用。カ
リ印刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一―一三。

I-40 第八十九議會ニ於ケル大蔵大臣発言要旨(案)

第八十九議會ニ於ケル大蔵大臣発言要旨(案)

此ノ際我國財政經濟ノ前途等ニ付テ所懐ノ一端ヲ申述ヘ度イト
思ヒマス。

*一、滿八年ニ亘ル戰爭ニ因リ我が經濟国力ハ甚大ナル消耗ヲ蒙リ、然モ敗戦ニ因ツテ領土ハ半減シ、且亦終戦後今日ニ至ルモ我國經濟ハ全般トシテ未ダ其ノ活動ヲ開始セズ、物資ト通貨トハ著シキ不均衡ヲ示シ、國民道義ハ頹廢ノ一途ヲ辿リ、國民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給亦危機ニ瀕シ、加フルニ対外關係等ニ於テ幾多未定ノ重大負担要素ヲ控ヘ、我國財政經濟ノ前途ハ実ニ暗澹タルモノガアルノデアリマシテ、既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリマス。

*二、即チ、今日ノ社會經濟情勢ハ率直ニ謂ハバ一触即発ノ危

機ニ當面シテ居ルノデアリマス。我々國民ハ此ノ事情ヲ直視シ此ノ際國ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ奮起シ、凡有ノ努力ヲ社會及經濟秩序ノ破綻防止ニ凝集スルコトガ喫緊ノ要務デア
ルト信ジマス。

而シテ當面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セザル盤
タルベキ社會及經濟秩序ノ恢復ヲ圖リ、悪性インフレーションノ發生ヲ防止シ進テハ經濟活動ヲ促進スルガ爲ニハ、食糧及燃料ノ確保増産、就業意欲ノ増進、民需品ノ増産方策等ト共ニ通貨價值ノ安定及財政収支均衡ノ恢復方策トヲ併行シ
総合的且強力ニ実施スル外ニ途ハナイト考ヘマス。

*三、然ラバ先ツ第一ニ、財政ノ現状及見透シ如何ト申シマス
ト、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的
ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限り今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カク今後赤字公債ハ更ニ累増シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ズ、其ノ狀況ハ循環的且破局的ニ累進シ國家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズシテ凡ユル社會經濟秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算ハ極メテ大デアリマス。

(略)
*四、財政ノ概況及見透シ上述ノ通りデアリマス。之ヲ國民經濟
の観点ヨリ見マスレバ、今日我が國民ノ財産總額ハ現在幾
何ニ達スルヤ速ニ推断ヲ下シ得マセンガ、概ネ四、五千億円
ト推定致シマスルト、其ノ中二千億円程度ハ公債ノ累積等ニ

基ク謂ハバ物資ノ見合無キ財産ト考フベキモノニアリマセウ
右ハ敗戦ノ結果國民經濟全体トシテハ非常ニ貧困ヲ極メ居レ
ルニモ拘ラズ、國民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セ
ル現象トナツテ現レ、斯ルダツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪
乱シ間価格ヲ吊上ゲ經濟秩序ヲ脅カシテ悪性インフレーション
ノ發生ノ兆ヲ露呈シ居ルモノデアリマシテ、之ガ対策トシテ
ハ一面民需生産ヲ活発ナラシメテ物ノ生産ヲ増加セシムルト
共ニ通貨ヲ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スルノ要ガ
アルト認メラレマス。

仍テ政府ハ此ノ際一面産業經濟ノ民主主義化ニ依リ經濟振興
ノ基礎ヲ造リツツ、二ツノ新税ヲ設定シ千億円程度ノ歳入ヲ
得、之ニ依リ巨額ノ國債ヲ消却シ通貨價值ノ安定ヲ図ル考ヘ
デアリマス。新税ノ一ハ戦争利得税トモ名付クベキモノデア
リマシテ、戦争中戦争ニ関連シ及戦争ノ結果トシテ生シタル
法人、個人ノ凡テノ利得ヲ回収セントスルモノデアリ、他ノ
一ハ財産税トモ称スベキモノデアリマシテ、凡テノ財産ニ対
シ累進的ニ課税セントスルモノデアリマス。戦争利得税賦課
ノ目的ハ、要スルニ戦争ニ基ク利得ヲ完全ニ払拭スルコトニ
依リ平和的民主主義的勢力ヲ助長スルト共ニ、財産税ト相並
ンテ財政再建ノ基礎ヲ置き、インフレ対策ノ根本ヲ確立シテ
諸般ノ建設工作ノ出発点ヲシメントスルモノニ外ナラヌモノ
デアリマス。第二ノ財産税ハ専ラインフレ防止及財政經濟
再建ヲ目的トスルモノデアリマシテ、此ノ國家ノ困難ニ際シ

資産ヲ有スル人々ニハ夫々其ノ分ニ応ジタル寄与ヲ願フベク、
広ク一般財産ニ対シ累進税率ニ依リ課税ヲ行ヒ所要ノ収入ヲ
得ントスルモノデアリマス。此等尙税ハ共ニ画期的ナル内容
ヲ持ツモノデアリマス爲ニ、特ニ其ノ内容ハ適正ナモノデナ
ケレバナラヌト存ジマス。此ノ点ニ關シ特ニ此ノ際明カニ致
シテ置キ度ト存ジマスコトヲ一、二申述ベマスレバ、同ジ戦
時中ノ財産ノ増加デアルトハイヘ、一般國民ガ勤儉貯蓄シテ
得タルモノノ如キハ勿論戦争利得トシテノ課税ノ対象トハナ
ラヌトイフコトデアリマス。其ノ他今後ノ我國ノ平和的再建
工作ノ爲ノ基盤ヲ守ラレネバナラヌコトモ充分考慮サレネバ
ナラヌトコロデアリマス。

又尙税ノ徴取ニ当リ特ニ厳正公平ヲ要スルコトハ申ス迄モナ
イトコロデアリマシテ、之ガ爲例ヘバ財産評価等ニ關シマシ
テハ特ニ民間選出ノ委員ヨリ成ル委員会ノ議ヲ經ルコトトシ
更ニ価格ノ評価、課税標準ノ決定ニ付テハ物価ノ動向ヲモ適
宜考慮ニ加フベキコトトスル様致シ度イト存ジマス。
又晝間畫董、現金、買溜品等凡ユル物ヲ課税ノ対象ト致シマ
シテ、財産ノ捕捉ニ遺憾ナキヲ期シ苟クモ換物現象ヲ激化セ
シムルガ如キコトハ極力抑止スベキハ当然デアリマス。同様
ニ現金ヲ課税ノ対象ト致シマスニ付キマシテモ新様式ノ日本
銀行券ヲ発行シ現銀行券ト強制的ニ交換セシムル措置ヲ講ス
ル所在デアリマス。何レニセヨ此ノ兩稅ヲ實施スルニ付キマ
シテハ、政府ニ於テ凡ユル部面ニ互リ格段ノ努力ヲ要スベキ

コト勿論アリアマシガ又国民全部ノ支持協力が不可欠ノ要件
デアリマスコトハ特ニ国民諸君ニ懇へ度イト思フノデアリマ
ス。

尚国民ノ総財産額ノ四分ノ一ニ垂ントスル戦争利得税及財産
税ノ賦課ニ依リ或ル程度国民経済力ヲ萎縮シ生産力ニ若干ノ
影響ヲ齎スベキ懸念ナキヲ免レマセンガ、本税ノ徴収ハ前述
ノ如ク物ノ見合無キ財産ノ吸収整備ヲ主トスル結果トナルモ
ノデアリマスカラ之ガ徴収方法宜シキヲ得一面ニ於テハ之ニ
依リ莫大ナル通貨量及浮動購買力ヲ回収シ得物ト金トノ均衡
ヲ回復シ、通貨ノ価値ヲ安定シ抜本的ニ積極消極両面ニ亘ル
不安定感乃至不満感ヲ一掃シ、財政ト国民経済ノ両面ニ亘ル
秩序ノ安定ヲ図リ得ルニ於テハ之ニ依リ却ツテ経済活動ハ古
キ残滓ヲ払拭シ新タナル発足ヲ期スルヲ得、他面通貨価値ノ
水準、物価政策ノ見透シ等ニ関連スル総合的ナル経済体制ノ
方向モ正常ナル基盤ノ上ニ確立シ得ル素地ヲ形成シ得ベキモ
ノト信ズル次第デアリマス。

*五、以上兩税ハ財政再建ヲ基礎付ケル中核デアリマスガ、斯
ル画期的ナル措置ヲ断行致シマスルモ尚約千億圓以上ノ国債
ハ残存スルノデアリマシテ能フレバ多少ナリトモ年々之ヲ消
却スベキハ財政再建上当然ノ要請デアリマスト共ニ、今後毎
年ノ予算ニ付テハ少クモ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ
鉄則ヲ堅持スル必要ガアリマスコト申ス迄モアリマセヌ。然
ルニ前述ノ如ク戦争利得税及財産税ノ創設ニ依リ、巨額ノ国

債ヲ消却スルモ、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ニ徴スレバ、毎
年度ニ於テ經常歳入ヲ相当増強スルノ必要ガアルノデアリマ
ス。
從テ右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナ税制ノ改正等ヲ行フコト
ヲ計画シテ居リマス。

(略)
*六、上述ノ財政ノ現状及見透デアリマス為、財政ノ破綻ヲ防
止スル等ノ為一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止
其ノ他政府ノ公約破棄論ヲ始め進シテ戦時中ノ一切ノ債權償
務ヲ破棄スベシトノ提案ヲ為ス向ガアリマス。然シ軍需企業
等ニ対スル補償ニ付キマシテハ、之ガ実行ニ依リ民需生産ノ
活動ヲ急速ニ促進シ又経済運行ノ円滑性保持ヲ主眼トシテ、
租税政策トモ不可分ノ關係ニ於テ総合的且嚴正ニ処理スル方
針デアリマシテ、右ニ依リ支払ハルル金額ヲ日本銀行ニ於ケ
ル封鎖勘定ニ預金セシムルハ勿論、補償ヲ受クル者ニ対シテ
ハ新税ノ創設ニ依リ総合的ニ其ノ財産価格ヲ捕捉スル方針デ
アリマス。

尚此等封鎖資金ニ付キマシテハ、民需生産所要資金其ノ他民
生安定等ノ為ノ資金トシテ必要ナル額ノ封鎖解除ヲ行フ為、
適切ナル措置ヲ講ジテ参リマスコトモ政府トシテハ充分ニ考
慮致シテ居ル所デアリマス。
*七、以上申述ベマシタ財政再建ノ問題、或ハ経済再建ノ問題
ハ立場ヲ變ヘテ申シマスナラバ即チ物価秩序再建ノ問題デア

リマス。

物価問題ハ単ニ個々ノ物資等ノ価格ノ問題トシテ考ヘラルベ
キテモナク、又単ニ財政、金融ノ面カラノミ之ヲ採リ上ガテ
其ノ解決ヲ期待スベキモノデモアリマセヌ。ソレハ生産、輸
送、配給、労務、貿易、賠償等国民経済ノ凡ソノ問題ノ総合
的ナ指標トシテ理解セラルベキモノデアルト申ス迄モナイ
所デアリマス。

今日ノ我が国民経済ニ於キマシテ、凡有ノ問題ガ相互ニ其ノ
矛盾ヲツキ合セ、其ノ解決ヲ迫ラレテキルノデアリマスガ、
其ノ矛盾、不均衡ノ姿分現ニ物価問題トシテ例ヘバ闇ノ問題
米価ノ問題、給与ノ問題等トシテ存スルノデアリマス。而シ
テ其ノ矛盾、不均衡ハ、何等カノ形ニ於テ之ヲ解決シ、其処
ニ新シキ物価秩序ヲ再建シテ真ニ国民経済ガ活々ト運行出来
ル様ナ基盤ガ確立サレバナラヌノデアリマス。

要スルニ物価対策ノ狙ヒハ民生ノ安定確保ト生産ノ増強ノ基
盤ノ達成トイフ処ニ在ルト思ヒマス。此ノ民生ノ安定ト云ヒ、
生産ノ増強ト云ヒ、共ニ前提トナルベキハ国民ノ生活必需物
資ノ絶対量ガ確保セラルコトデアリマス。即チ食、住、衣ノ
最低必要量ガ供給面ニ於テ確保セラレ、配分面ニ於テ適正ニ
行キ亘ルト云フコトガ絶対ニ必要アルト同時ニ、国民経済
ノ運行ガ秩序アル基盤ノ上ニ行ハレルコトガ必要デアリマス。
此ノ意味テ第一ノ点カラハ物価問題解決ノ鍵ハ端的ニ食糧問
題デアルト云ヒ得ルノデアリマスガ、シカモ此ノ食糧問題ハ

単ニソレ自身独立シタモノデハナク他ノアラユル施策ト結び
付イテ考ヘラレナクバナラヌモノデアリマス。從ツテ第二
ノ点、即チ国民経済ノ運行ガ秩序アル基盤ノ上ニ行ハレルト
云フコトハ特ニ当面ノ問題トシテハ悪性インフレノ阻止ト云
フコトデアリマス。言葉ヲ換ヘテ申シマスナラバ通貨価値ノ
安定ガ齎ラサレナクテハ国民経済ノ再建ハ不可能デアリマシ
テ、此ノ問題ガ物価問題ノ解決点デアルト思ヒマス。新日本
経済ノ基盤トナルベキ物価水準ヲ各方面ヨリ総合的ニ検討ノ
上想定シ、合理的ナル物価秩序ヲ再建スルコトハ今日ニ於テ
ハ実ニ至難ノ仕事デアリマスガ、政府ト致シマシテハ責任ト
熱意トヲ以テ真正面カラブツカツテ参ル所存デアリマスノデ、
何卒国民各位ニ於カレテモ理解アル協助力ト支援トヲ与ヘラレ
ンコトヲ切望スル次第デアリマス。

(以下省略)

欄外(書込みではなく本文同様のタイプ打ちの見出し) *1社会経
済ノ現状 *2社会経済秩序恢復ノ方策 *3財政ノ見透 *
4戦争利得税及財産税ノ創設 *5普通歳入ノ増収 *6軍需
企業ノ補償問題 *7物価問題
注 第八九帝國議會は昭和二〇年一月二十七日開會、二月一八日解
散。資料I-40、I-41、I-42は一月中旬に作成された第八
九帝國議會資料としてまとめて配置した。タイプ打ち。
出所 大蔵省資料Z三八九一二。

I-41 内閣総理大臣演説ニ織込マレタキ事項 (昭和二年一月二十五日大蔵省)

(二〇、一一、一五)

内閣総理大臣演説ニ織込マレタキ事項

(大蔵省)

多年ニ亘ル大東亞戦争ニ因ル国力ノ消耗ト莫大ナル国庫負担ノ累積ニ加ヘ敗戦ニ依ル領土ノ喪失ニ伴ヒ我々財政経済ノ前進ハ実ニ憂慮スベキモノガアル。今日ノ我々社会経済ノ情勢ハ食糧及燃料ノ問題、衣食住ノ問題、失業対策及戦災復興ノ問題等速急ニ解決スベキ重大ナル問題ヲ横タワツテ居ルノデアツテ、此ノ際國ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ振起シ凡ユル努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ凝集シ、悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ進シテ経済活動ノ促進及通貨価値ノ安定ヲ図ルト共ニ財政収支ノ均衡ヲ再建スルコトガ最も重要ト考ヘラレルノデアアル。之ガ為政府ニ於テハ国民ノ衣食住ノ維持、道義ノ昂揚其ノ他諸方策ノ強力ナル推進ト併行シ、一面戦後財政ノ運営ニ付テハ大幅ナル行政整理ノ断行、恩給制度ノ再検討、価格差補給金制度ノ原則ノ廃止等ノ絶対緊縮方針ヲ堅持スルト共ニ他面物価ノ安定ト財政ノ建直シヲ図ル為、一回限りノ大額ノ財産増加税及財産税ヲ創設シ国債ノ大幅償却ヲ為シ併セテ戦時利得者其ノ他戦争ニ因リ国民ノ財産關係ニ生ジタル不均衡ヲ是正スル等ノ方途ヲ講ズル考デアアル。

被害塩田ノ復旧、新規塩田ノ開発、大規模ナル工業の製塩ノ計画推進等国内塩ノ飛躍的増産ニ全力ヲ傾注シツツアルモ、所要ノ充足ハ極メテ困難ナル状況ナルヲ以テ差当ノ窮状ヲ打開スル為メ最低要望量ノ輸入ヲ連合國最高司令部ニ懇請中ナリ。

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙三八九一―。

I-42 産業資金法 (仮称) 案要綱 (昭和二年一月一〇日金融局産業資金課)

産業資金法 (仮称) 案要綱 (産資、二〇、一一、一〇)

第一章 総則

第一、本法ハインフレーションヲ防止シ国民生活ノ安定ヲ図ル為産業資金ノ調達又ハ供給及使用ヲ調整スルヲ目的トスルコト

第二章 資金ノ調達又ハ供給

第一節 会社ノ設立等

第二、命令ノ定ムル会社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレバ其ノ効力ヲ生ゼズ会社ノ資本増加、合併又ハ目的変更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジトスルコト

命令ノ定ムル会社左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベキコトトスルコト

- 一、第二回以後ノ株金ノ払込ヲ為サシメントスルトキ
- 二、他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ為サシメズシテ社債

又、先般来世上種々論議セラレ居ル軍需企業ニ対スル補償ノ問題ニ付テハ新シキ財政経済体制ノ確立、悪性インフレーションノ防遏、国民全般ニ亘ル戦争犠牲負担ノ配分、等トノ關係ヲ慎重ニ検討シタル上、政府トシテハ此ノ際國民ニ対スル信義ヲ維持シ経済運行ノ破壊ヲ防止スル為戦時中所謂政府ノ公約シタル補償ニ付テノミ戦後ノ情勢ニ即応シ厳格且適正審査ノ下ニ之ヲ実行スル方針デアツテ、目下其ノ方向ニ於テ諸般ノ準備ヲ急ギツツアルガ、此ノ問題ニ付テハ凡ユル観点カラ充分審議ヲ尽クサレ何人モ首肯シ得ル如キ公正妥當ヲ結論ニ到達サレンコトヲ切ニ希望スル次第アル。

次ニ終戦ニ伴ヒ臨時軍事費特別会計ハ成ルべく早急ニ打切り終結セシムルヲ適當トスルモ、海外ニ於ケル経理内容ヲ短時日ニ明確化シ得ナイ等ノ事由ニ依リ終戦後直チニ之ヲ終結セシムルヲ困難トスル事情ニアツタガ、今般内地部隊ノ復員モ殆ト完了シ、終戦事務モ逐次進捗シタルヲ以テ政府ハ来ル十二月一日即チ陸海軍兩省解体ノ日ヲ以テ臨時軍事費特別会計ノ所管ヲ大蔵省ニ移管シ之ガ経理事務ニ関シテハ總テ大蔵大臣ニ於テ責ヲ負フコトトスルト共ニ明年三月三十一日ヲ以テ臨時軍事費ノ支出ヲ打切り同会計ヲ終結セシムルコトトスル考ヘデアアル。

尚主要食糧ト共ニ國民生活上最も重要ナル塩ニ付テハ九月十七、八日ノ台風ニ依リ主産地ノ被害ハ予想以上ニシテ今後ニ於ケル塩需給ハ洵ニ憂慮スベキ状態ニ在リ、即チ斯ル状態ニテ推移セシムルニ依リテハ生命保持ニモ支障ヲ来ス虞アルヲ以テ塩ノ増産督励

ヲ募集セントスルトキ

(註) 調整法第四條

第三、命令ヲ以テ定ムル会社ノ營業ノ全部ノ譲渡又ハ解散ニ関スル株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ社員ノ同意ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレバ其ノ効力ヲ生ゼザルコトトスルコト命令ヲ以テ定ムル会社ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル解散事由ノ發生ニ依リテハ解散セザルコトトスルコト

(註) 企業措置法第十七條

第二節 資金ノ貸付借入等

第四、銀行、信託会社、保險会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、道府県農業會(以下金融機關ト称ス)及有価証券引受業法ノ証券引受会社並ニ金融機關又ハ証券引受会社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ売買若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下ビルブローカート称ス)命令ノ定ムル資金ノ貸付ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベキコトトスルコト、此等ノ資金ニ付手形ノ割引ヲ為シ又ハ当座貸越ノ契約ヲ為サントスルトキ亦同ジトスルコト

(註) 調整法第二條、運用令第三條及第四條

第五、命令ノ定ムル事業者資金ノ貸付又ハ借入ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベキコトトスルコト

政府ハ命令ノ定ムル事業者ニ対シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得ルコトスルコト
前項ノ指定ヲ受ケタル者ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ為スコトヲ得ザルコトトスルコト
(註) 經理令第三十三條

第三節 特殊預金ノ払戻等

第六、特殊預金又ハ特殊金錢信託ノ期限前ノ払戻又ハ解除及債務者特殊借入金又ハ戦時金融庫特殊借入金ノ期限前ノ償還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルコトトスルコト
政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府特殊借入金ノ全部又ハ一部ニ付期限前ノ償還ヲ為スコトヲ得ルコトトスルコト

(註) 企業措置法第十二條
第七、政府特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託、債務者特殊借入金及戦時金融庫特殊借入金ノ債権ハ之ヲ讓渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ズ但シ左ノ各号ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコトトスルコト

一、政府ノ指定スル金融機關ニ讓渡セントスルトキ
二、政府ノ指定スル金融機關ニ担保ニ供シテ貸付ヲ受ケントスルトキ
三、其ノ他勅令ヲ以テ定ムルトキ

リト認ムルトキハ銀行ニ対シ資金ノ融通、有価証券ノ応募、引受若ハ買入、債務ノ引受又ハ債務ノ保証ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト
(註) 運用令第七條

第十一、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ資金ノ調達方法ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト
(註) 軍需措置法第二十一條

第十二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ会社ノ資本ノ増加ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ其ノ減少ヲ制限スルコトヲ得ルモノトスルコト
(註) 企業措置法第二十一條

第十三、政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ニ対シ有価証券ノ処分ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト
第十四、政府ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ会社ニ対シ期間ヲ定メ将来ノ配当率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得ルモノトスルコト

第三章 事業經理

一、当該会社ノ利益ノ実情ニ鑑ミ配当金が過大ナリト認メラルルトキ
二、当該会社ノ資金計画ニ照シ自己資金蓄積が必要ナリト認メラルルトキ

前項各号ノ場合ニ於テ前項ノ認可アリタルトキハ当該金融機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ債権ヲ讓受ケ又ハ之ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ当該金融機關ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ前項ノ債権ノ讓受又ハ之ヲ担保トスル貸付ノ業務ヲ行フコトヲ得ルコトトスルコト
前項ノ規定ハ元利支払ニ付政府ノ保証ナキ債務者特殊借入金ノ債権ニ関シテハ之ヲ適用セザルコトトスルコト

第四節 有価証券

第八、金融機關又ハ金融機關ニ非ズシテ有価証券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ証券引受業者ト称ス)有価証券ノ応募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベキコトトスルコト
(註) 調整法第二條

第九、命令ノ定ムル事業者有価証券ノ取得又ハ処分ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベキコトトスルコト
(註) 經理令第三十三條

第五節 命令

第十、政府ハ緊要ナル資金ノ供給ヲ円滑ナラシムル為必要アリ

三、其ノ他国民經濟ノ運営上必要アリト認メラルルトキ
会社ハ前項ノ規定ニ依リ配当率ニ付政府ノ指定ヲ受ケタルトキハ当該配当率以外ノ率ニ依リ利益配當ヲ為スコトヲ得ザルモノトスルコト
(註) 經理令第四條

第十五、政府ハ国民經濟ノ運営上必要アリト認ムルトキハ会社ニ対シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ヲ命ズ又当該積立金ノ適用方法ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト
前項ノ積立金ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ザルモノトスルコト
(註) 經理令第六條

第十六、政府ハ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル為必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ之ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト
(註) 經理令第三十條

第十七、政府ハ經理上必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ資産ノ償却ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト
(註) 經理令第三十二條

第十八、政府ハ国民經濟ノ運営上必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ余裕資金ノ運用ニ関シ必要ナル制限ヲ為スコトヲ得
(註) 經理令第三十四條

第二〇、政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

(註) 經理令第三十七條

第二一、政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者ノ決算ニ関シ命令ヲ以テ定ムル者ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

前項ノ規定ニ依リ決算ニ関シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル者ハ命令ヲ以テ定ムル者ノ監査ヲ受ケタルコトノ証明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ処分ヲ為スコトヲ得ザルモノトスルコト

(註) 經理令第三十八條

第二二、戦時災害ニ因リ損失ヲ生ジタル会社及主務大臣ノ指定スル会社ハ政府ノ許可ヲ受ケ其ノ經理ニ付左ノ特別措置ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官庁ノ指定若ハ斡旋ニ依リ当該会社ノ營業ノ全部若ハ一部ヲ譲受ケ又ハ当該会社ヲ合併シタル会社亦同ジトスルコト

一、商法第二百八十五條ノ規定及其ノ準用規定ニ拘ラズ財産目録ニ記載スル營業用ノ固定資産ニ付財産目録調整ノ時ニ於ケル價格ヲ超エザル價格ヲ徵スルコト

二、他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ準備金ノ割合ヲ引下ゲ準備金ノ額ヲ〇サズ又ハ準備金ヲ使用スルコト

三、戦時災害又ハ主務大臣ノ指定スル事由ニ因リ生ジタル損

第二十四、政府ハ本令ノ施行ニ関スル事務ヲ産業資金審査委員會其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得ルモノトスルコト

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ当該取扱者ノ負担トスルコトヲ得ルコトトスルコト

第一項ノ場合ニ於テ当該事務ニ従事スル者ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル要員ト看做スコトトスルコト

第二十五、罰則

付則

第二十六、臨時資金調整法、軍需金融等特別措置法、企業整備資金措置法、会社經理統制令及銀行等資金運用令ノ關係條文ノ廃止

第二十七、会社利益配当及資金融通令第十二條第一項ノ規定ニ依リ日本興業銀行ニ対スル資金ノ融通又ハ有価証券ノ応募引受若ハ買入ノ命令及同行ノ為シタル資金ノ融通又ハ有価証券ノ応募、引受若ハ買入並ニ銀行等資金運用令第八條ノ規定ニ依リ銀行ニ対スル資金ノ融通ノ命令ハ本法第五ノ規定ニ依リ為シタルモノト看做スコト

(註) 運用令第十四條

注 文書課がとりまとめた「第八十九回帝國議會關係書類一ファイル所収」第八十九議會ニ提出見込法律案調(昭和二〇年一月一三日文書課)に「産業資金法案(仮称)」が含まれる。但し要綱のみで法案は見当らず。タイプ打ち「第十九」はなく、「第十八」

金ノ全部又ハ一部ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シ之ヲ一定ノ期間内ニ償却スルコト

第四章 □□

第二十一、政府ハ資金ノ状況ヲ調査スル為必要アリト認ムルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ左ノ各号ニ掲ゲル事項ニ関シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ命令ヲ定ムル者ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

一、資金ノ需給及移動ニ関スル事項

二、有価証券ニ関スル事項

三、國際収支ニ関スル事項

四、事業ノ資金計画ニ関スル事項

五、事業ノ資産、負債及損益ノ内容、利益金ノ処分並利益金ニ関スル事項

(註) 調整法第十六條、運用令第十條、經理令第三十五條

第二十二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ人又ハ事項ヲ定メテ本法ニ基ク制限ヲ〇シ又ハ本法ニ基ク□□ヲ〇□□スルコトヲ得ルコトトスルコト

第二十三、本法ノ規定ニ依リ許可、認可、指定、命令、制限ノ解除又ハ義務ノ免除ニ関スル処分ニシテ重要ナルモノハ産業資金審査委員會ノ議ヲ經ベキコトトスルコト

産業資金審査委員會ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ムルコトトスルコト

と「第二十二」の間に「第二〇」「第二二」が挿入されている。原文通り。出所 大蔵省資料乙三八九一四。

I-43 欧州各国ニ於ケル通貨整理(外資局特別情報) 第九四号(外資局)

外資局特別情報(第九四号)

(昭和二十年十二月十日) (外資局)

欧州各国ニ於ケル通貨整理

第一 北歐諸國

一、瑞典 (略)

二、挪威 (略)

三、芬蘭

(一) 平価切下げニ依ル解決策が失敗ニ帰シタル例ナリ。即チ平価ノ单独切下げハ結局インフレーションヲ促進スルコトトナレリ。(毎日一一・二九)

(1) 芬蘭ハ本年春以來三度平価切下げヲ行ヒ、此ノ間対米為替ハ四九・三五芬蘭馬克ヨリ一三六芬蘭馬克へ暴落シ、対英為替ハ一九六芬蘭馬克ヨリ五四七芬蘭馬克へ暴落セリ。

(2) 他方、生産費及賃金ハ昂騰シ続ケ、予算ハ七十億芬蘭馬克ト云フ未曾有ノ赤字ヲ示セリ。

- (二) 政府ノ態度(毎日一一・二九)
 - (1) 政府ハ目下通貨ノ国内購買力安定ニ関スル確固タル意志表示ヲ行ヒ平価切下ゲハ最早絶対ニ行ハザル旨声明セリ。
 - (2) 対ソ賠償期間ノ延長ヲ図ル。
 - (3) 新通貨ヘノ転換ヘ或ハ有価証券強制公債等ノ捺印ニ依ル購買力ノ一時的凍結等ノ準備ヲ進メツツアリ。
 - (4) 外国ヨリノ融資ヲ獲得スベク努力ス。

第二 中欧諸国

一、波蘭(略)

二、丁抹(略)

三、和蘭

(一) 通貨整理ノ内容

- (1) 九月二十六日ヲ以テ一切ノ和蘭通貨ハ効力ヲ失ヒ、之ニ代ルベキ新通貨ハ一週間後ニアラザレバ流通セズ。(同経一〇・三)
- (イ) 此ノ一週間和蘭国民ハ十盾紙幣及配給通帳提示ノ上新十盾紙幣ヲ受取り得。
- (ロ) 世帯主ハ各世帯員一人ニ対シ十盾紙幣ヲ受取り得。
- (ハ) 預金ヲ有スル者ハ凍結中ノ自己ノ銀行預金、郵便貯金、其ノ他ノ預金中ヨリ各々百盾ヲ限り引出シ得。
- (ニ) 俸給、養老年金ハ十月三日以降ニアラザレバ支払ハレズ。

- (1) 国内商品価格ト購買力トノ均衡ヲ保タシメ、更ニ課税及国債売出ノ方法ニテ過剩購買力ヲ吸収シ、流通紙幣ヲ適当ニ収縮セシム。
- (2) 不当利得ニヨル生活者ヲ正当ナル生産活動ニ従事セシメントス。
- (3) 和蘭政府ノ断行セル通貨整理政策ハ其ノ峻烈ナルコト他国ニ比ラ見ズ。或論者ハ「生キナガラノ人体解剖ナリ」ト評セリ。
- (4) 之ニ対スル国民ノ態度堂々タルモノニシテ、大半ノ知識階級及一般国民モ此ノ政策ヲ支持シ居レリ。

四 白耳義

(一) 通貨整理ノ第一段階

- (イ) 通貨整理ノ内容(同経一・三〇)
 - (1) 百白法以上ノ銀行券ヲ申告セシメ家族一人当リ二千白法迄新銀行券ヲ交付シ残額ハ凍結ス。
 - (ロ) 銀行預金ハ一九四〇年五月九日、(独軍侵入前)現在ノ一割ヲ残シ残額ヲ凍結ス。
 - (ハ) 但シ差当リ一口座ニ付二千白法、更ニ二週千白法ノ引出ヲ許可ス。
 - (ニ) 登録セル会社商店ニ対シテハ使用人給料支払ノ為一人当リ千白法迄払戻ス。
 - (ホ) 凍結令ニ付テハ左ノ措置ヲ採ル。
- (ア) 凍結資金中四〇%ハ其ノ後ノ消費物資ノ出廻リ状

- (ハ) 此ノ現金ノ流通セヌ一週間卸売業者ハ顧客ニ対シ掛売ノ利便ヲ与ヘルヤウ当局ハ希望ス。
- (2) 第二週目ハ収入ノ金額ヲ新通貨ニテ受取ルコトヲ認めラルルモ之ハ銀行預金ニ凍結サル。(毎日一一・二九)
 - (イ) 九月十二日届出資産ノ二割五分迄ニシテ一万盾ヲ超エザル額迄ハ現金使用ヲ許サル。
 - (ロ) 其レ以上ハ正常取引ト認めラルル場合ニ限り銀行間振替決済ノミ認めラル。

(二) 通貨整理ノ結果(毎日一一・二九)

- (1) 政府ハ常ニ一切ノ通貨流通ヲ監視スルコトナリ。
- (イ) 家賃、運賃、給料、弁護士其ノ他ノ報酬ノ程度ヲ観測シ得ルト同時ニ
 - (ロ) 一切ノ取引ヲ承認シ又ハ杜絶スルコトニヨリ国内商工業ノ行クベキ正当ナル道ヲ指示スル実権ヲ得タリ。
 - (ハ) 膨大ナル資金ノ凍結ヲ実施セルガ、之ニヨリ長期ニ亘ル資金ノ自由処分ハ当分望ミ得ズ。
- (3) 国民ハ自己資産ノ使用目的及入手経路ヲ証明スルコトヲ要求サレタル結果銀行秘密ノ特権ハ奪ハレ、脱税隠匿ノ余地ナキコトナレリ。
- (4) 国民ハ一切ノ所有有価証券ノ一覽表、最近入手セル貴金属、宝石、骨董品、美術工芸品、土地、家屋等ハ之ヲ届出ツル義務アリ。

(三) 和蘭通貨整理ノ特徴(毎日一一・二九)

- (2) 通貨整理ノ効果
 - (イ) 態下眠ミ合セ漸次解除ノコトトス。
 - (ロ) 残余ノ六〇%ハ長期債ニ振替フ。利率ハ最初ノ三年間ハ順次年一步、二歩、三歩ニシテ以後一律二三歩半ナリ。
- (3) 通貨整理ノ特徴
 - (イ) 本整理ノ結果一九年九月末一、八四〇億白法ナリシ銀行券及信用通貨流通高ハ一、一五〇億白法トナリ其ノ内訳左ノ如シ。
 - (ロ) 百白法未滿ノ補助通貨流通額 五六億白法
 - (ハ) 一人当リ二千法ノ新幣交換額 一四〇 "
 - (ニ) 一口座当リ三千法ノ預金払戻額 一三〇 "
 - (ホ) 解除銀行預金額 三八〇 "
 - (ニ) 凍結分ノ四〇% 四五〇 "
 - (ホ) (流通可能額合計) (一、一五〇 ")
 - (イ) 凍結分ノ六〇% 六九〇 "
 - (ロ) (総計) (一、八四〇 ")
- (3) 本通貨整理ノ特徴
 - (イ) 通貨収縮整理ノ伝統的方法トシテハ前大戦各国ノ行ヒシ如ク、金量目ノ切下乃至貨幣単位ノ更改ニ依ル所謂平価切下方一般的ナリ。
 - (ロ) 今回ノ白耳義ノ措置ハ通貨ノ価値部面ニハ触レズ旧通貨ノ一部凍結ノ上新旧通貨交換ト言フ方法ニヨリ直接ニ数量ノ収縮ヲ図レル点ガ特徴ナリ。

- (4) 本通貨整理実施前後ノ白耳義ノ国情(毎日一・二・九五)
- (イ) 白耳義ハ巨額ノ独逸軍占領費及莫大ナル対独清算費越テ負ハサレタノミナラズ
- (ロ) 物資ノ対独強制輸出ニヨリ飢餓インフレーションヲ現出セリ。
- (ハ) 通貨ハ四六〇億白法ヨリ一、八三〇億白法ニ激騰セリ。
- (ニ) 闇ノ物価ハ食糧 不動産等二五〇%乃至一、七〇〇%激騰セリ。

(註) 倫敦エコノミスト論評ニ依レバ本通貨整理ハ「理論的ニハ申分ナキモ物資増加ノ困難ナル時期ニ当リテハ失敗ノ危険性多分ニアリ」。故ニ本整理ノ成功如何ハ物資輸入ノ確保、物資ノ強力有効ナル統制及各分野ノ生産増加ノ三大前提条件ニ懸ル。

(二) 通貨整理ノ第二段階

- (1) 不当利得税徴収法案
不当利得課税ハ戦時ノ不当利得ヲ没収シ且右税金ノ滞納者ニ対シテハ財産差押ヲ為ス。
- (2) 一九四〇年一月一日ヨリ一九四四年十月六日ニ至ル期間ニ於ケル資本資産ノ増加ニ対スル課税法案左ノ如シ。
(イ) 銀行券及預金ハ一九四〇年ノ申告所得額ノ二分ノ一ヲ超過スル額ニシテ其ノ超過額ノ二分ノ一ガ二十万白法ヲ超ユル場合二十万白法ヲ超過スル額ニ課税ス。

- (ロ) 証券ハ一九四〇年ニ於ケル譲渡可能証券ノ申告収入額ノ四十倍ヲ超ユル金保有証券ニ課税ス。
- (ハ) 両者共ニ増加額中ノ最初ノ五万白法ハ免税トシ、其以上ハ左記ニ依リ超過累進課税ス。(単位 千百法)

| | |
|---------|------|
| 五〇—二五〇 | 七〇% |
| 二五〇—三五〇 | 八〇% |
| 三五〇—五〇〇 | 九〇% |
| 五〇〇以上 | 一〇〇% |

(註) 1、課税条件ハ過酷ニシテ白国資本家及貯蓄者ノ譲渡可能資産ニ徹底的削減ヲ加フル結果トナルモ、一磅—一七五白法ノ換算率ヲ維持セントセバ占領期間ノインフレーションニヨリ直接間接利得セル者ニ対シ厳酷ナル措置ニ出ヅルハ当然必要トサルル処ナリ。

2、国家方不当利得ニ対スル今回ノ措置ニ依リ取得スル財産ハ戦時財政清算局ノ管理下ニ置カルル予定ナリ。

五、ルクセンブルグ (略)
六、チエツコ

- (一) 政府ハ流通中ノライヒス馬克貨ヲ凡テ六月十四日迄ニ郵便局ヲ通ジ回収シ爾後ハ法定通貨トシテ認メザルコトトセリ。(同経六・一九)
- (二) 右回収後独逸ヨリ帰国スルチエツコ人ハライヒス馬克貨

七、埃太利

(一) 通貨及金融関係 (略)

- (二) 通貨整理(毎日一・二・九五)
(1) 最近ライヒス馬克及占領軍ノ志ハ埃太利志貨ニ交換シテ統一スル旨政府ノ意見ハ一致セリ。(エキステンジ一・一六)

(2) ウィーン経済研究所ノ埃太利通貨整理案
(イ) 特徴
物価及賃金水準ヲ変動セシメルコトナク通貨ノ思ヒ切ツタ切捨テニヨリ急場ヲ救ハントス。

(ロ) 内容

(a) 生産力、賃金、其ノ他ヲ勘案シ現在ノ必要通貨流通量ヲ七億埃太利志ト推算セリ。

(註) 独逸合邦前ニハ約九億埃太利志ナリシガ、現在テハ四十億乃至百億埃太利志ニ激増セリ。

(b) 実際ノ流通量ヲ大体五十億ライヒス馬克ニ抑ヘ之ヲ五対一ノ割合ニテライヒス馬克ヨリ埃太利志ニ強制交換ヲ行ヘバ流通通貨量ハ十億埃太利志トナル。

(c) 右流通通貨量ハ必要通貨量ヨリ三億埃太利志多キ故交換ニ際シ経済復興資金ト言フ名目ニテ一回限リノ三割ノ課税ヲ行フ。

(I) 得タル資金ノ中ニ億埃太利志ハ緊急ヲ要スル労働ヘノ融資準備金ニ充当ス。

- ノ額ヲ申告シ補償金ヲ受取ルコトナレリ。(同経六・一九)
- (三) チエツコ国立銀行ハ次ノ旨発表セリ。(同経八・二五)
(1) 独逸軍ハ退却ニ当リスロヴァーク・クラウン紙幣ヲ持去リシ為通貨流通高ノ正確ナル数字ハ不明ナリ。
(2) 之方調査ノ為百クラウン以上ノクロヴァーク銀行券全部ノ検印ヲ行フ。

(四) チエツコ首相ハチエツコヨリ独逸ニ依リ印刷サレタル数十億クローナヲ駆逐シ且インフレーションヲ防止スル為徹底ノ通貨整理ヲ行フ旨発表セリ。(同経一〇・二四)

- (1) 一クローナ紙幣ヲ除ク全通貨ハ十月三十一日迄ニ銀行預金スベシ。
- (2) 預金者ハ最初新通貨ニテ五百クローナヲ与ヘラルルニ過ギサルモ漸次増額サルベシ。

(五) 通貨整理ノ最近ノ状況左ノ如シ(共経一一・二二)

- (1) 政府ノ意向ハ国ノ経済ニ真ニ必要ナル程度ニ通貨流通高ヲ止メントスルニアリ。
- (2) 必要以上長期ニ亘リ預金ヲ凍結スルハ政府ノ意志ニアラズ。
- (3) 資金ハ凍結セラルルモ所有者ハ之ヲ失ヘルニ非ズ。政府ハ補償ヲ与フルコトナクシテ通貨価値ヲ剝奪シ又ハ交換率ヲ引下ゲント意図スルモノニアラズ。
- (4) 不当戦時利得ヲ獲タル者ハ其ノ応報ヲ免ガレ得ザルベシ。

(II) 残ル一億塊大利志ハ転換期ノ企業家ニ対スル融
資準備金ニ充当スル。

- (三) 通貨整理準備中ノ塊大利ノ国情(毎日一・二九)
人口六百万ノ上ニ各国ノ駐屯軍ガ七十七万モ駐屯セリ。更
ニ各地ヨリノ避難民ハ百五十万ト称セラル。
- バルカン及蘇連領ニテ価値ヲ失ヒシライヒス馬克ガ大量ニ
流入セリ。更ニ占領軍ハ軍票志ヲ発行セリ。故ニ統制ナキ
二種ノ通貨ガ流通中ナリ。

八、洪牙利

(一) 通貨措置

- (1) 発行関係
 - (イ) 政府ハ千ペング額面ノ紙幣ヲ新タニ発行セリ。
 - (ロ) 蘇連軍ハヴェレツシユ・ハドテシトト称セラルル青
白色紙幣ヲ発行セリ。
- (2) 交換比率
 - (イ) 政府発行ノ新紙幣ハ五%ノ割引ヲ以テ旧紙幣ト交換
ス。
 - (ロ) 蘇連軍発行ノ紙幣ハ自由市場ニ於テ旧同国紙幣ト二
%ノ割引ヲ以テ交換セリ。
- (三) 通貨整理(毎日一・二九)
 - (1) 国家財政ノ緊縮、現存通貨ノ即時流通停止及仏蘭西、
ユーゴスラヴィアニテ行ハレタ如キ通貨ノ捺印等ガ要
望サレ居レリ。

(2) 先決条件トシテ新通貨ノ基礎トナルベキ外国ヨリノ物
資及信用援助ガ要望サル。

- (三) 通貨整理準備中ノ洪牙利ノ国情(毎日一・二九)
 - (1) 徹底セル早期対策ガ絶対必要ナルニモ拘ラズ、実施セ
ヌ為甚クシキ飢饉、インフレーションニ悩ミツツアリ。
 - (2) 既ニ戦時中通貨ハ百倍ノ増加ヲ示シ、国家歳入ハ僅カ
ニ歳出ノ十分ノ一ヲ充スニ過ぎズ。
 - (3) 生活費ハ七月ヨリ現在ニ至ル僅カ五ヶ月ノ間ニ五百%
激増セリ。
 - (4) 闇市場ニ於ケル闇価格猛烈ニシテ、洋服ノ二級品ガ総
理大臣ノ月給ノ四倍ニ当リ、電車ノ車掌ノ月給ヲ以テシ
テハ僅カニ二キロノバターヲ買ヒ得ルニ過ぎズ。
 - (5) 国内政争激甚ナル為緊急ヲ要スル対策ガ常ニ手遅レト
ナル。
 - (6) 闇取引ニハ二十四時間以内ニ死刑ニ処スト言フ嚴罰主
義ヲ以テ臨ミ居ルモ殆ンド効果ナシ。
- 第三 東欧及南欧諸国
- 一、羅馬尼 (略)
 - 二、勃牙利 (略)
 - 三、ユーゴスラヴィア (略)
 - 四、希臘 (略)
 - 五、仏蘭西及アルサスロレーヌ (略)
 - 六、アルサス・ロレーヌ州(正金電報三・六及同電三・一六)

(一) 仏国政府ハアルサス・ロレーヌ州ノ解放後左ノ条件ニ依
リ馬克紙幣ヲ法ニ切替ヘタリ。

- (1) 換算率
一馬克一五法
- (2) 交換限度
一家族ニ付五百馬克
- (三) 法ヘノ切替ニ際シ銀行及貯蓄銀行勸定ニモ原則トシテ同
一ノ換算率ガ適用サルモ、一九四〇年六月十六日以前ニ
廻ル預金保有者ニハ独逸当局ガ定メタルト同一ノ比価ヲ与
フルヤウ一馬克一五法ノ優待率ヲ許セリ。
- (三) 私的債権債務ノ切替ハ一馬克一五法ノ基準ニテ行フモ、
其ノ契約ガ一九四〇年六月十六日以前ニ行ハレタルモノハ
一馬克一五法ノ換算率ヲ適用ス。

(註)

- 1 アルサスニ於テハ鑄貨不足ノ為〇・〇一、〇・〇五
〇・一馬克ノ独逸侵入通貨ヲ引続キ流通セシムルコトト
セリ
- 2 切替ヲ実施セル三県内ノ銀行ハ其ノ預金勘定ノ切替ノ
結果困難ナル立場ニ陥ルノ危機ニ当面セリ。即チ
 - (a) 銀行資産ニ対シテ同様ノ換算率ヲ定メタルガ
 - (b) 銀行ノ負債ハ地元民衆ニ対スルモノナルニ銀行ノ資
産ハ概ネ独逸政府手形、類似ノ対独債権及独逸商社手
形ニシテ現在ノ処換価シ得ザル請求権ヨリ成ル。

3 仏国政府ハ上記問題ニ付銀行ヲ援助スル用意アル旨言
明シ、法令ヲ発シ今回法ニ引換ヘラレタル預金者ノ資産
ニ関スル限り馬克資産ニ付銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シ
國家保証ヲ与フル旨規定セリ。

4 原則上ハ之ノ保証ハ換算ノ危険ノミニ適用セラルモ又
債権自体ガ期限到来ニ際シ取立不能ナル場合ニモ適用ス。
特ニ独逸政府ニ対スル債権ノ場合然リ。右ノ措置ニ依リ
銀行ガ支払停止ニ陥ル危険ハ避け得ベシ。

注 タイプガリ印刷。資料I-2で示した再版のものと思われるが、
初版の作成日付は不明。金融緊急措置の原形をなす一連の政策立
案過程では参考資料として供されていたと推定し、この位置に順
列した。内容的に資料I-2の増補であり、原則として、その後
の経緯に触れているものを抄録した。

出所 大蔵省資料乙五一―五〇四。